

令和8年第1回定例会

# さつま町議会会議録

令和8年2月24日 開会

令和8年3月25日 閉会

さつま町議会



令和8年第1回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
2.	24	火	本会議（招集日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・行政報告</li> <li>・議案上程（施政方針含む）</li> <li>・一部議案審議</li> <li>・報告</li> <li>・陳情</li> </ul>		
	25	水	休 会			
	26	木	休 会			
	27	金	休 会			
	28	土	休 日			
3.	1	日	休 日			
	2	月	休 会			
	3	火	休 会			
	4	水	休 会			
	5	木	休 会			
	6	金	本会議（2日目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> </ul>		
	7	土	休 日			
	8	日	休 日			
	9	月	本会議（3日目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> </ul>		
	10	火	本会議（4日目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括質疑</li> <li>常任委員会</li> </ul>		
	11	水	常任委員会			
	12	木	常任委員会			
	13	金	常任委員会			
	14	土	休 日			
	15	日	休 日			
	16	月	休 会			
	17	火	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	18	水	休	会		
	19	木	休	会		
	20	金	休	会		
	21	土	休	日		
	22	日	休	日		
	23	月	常任委員会、議会運営委員会、全員協議会			
	24	火	休	会		
	25	水	本会議（最終日） ・常任委員長報告、採決 ・議案審議 ・陳情 ・発委 ・報告 ・議員派遣の件 ・閉会中の継続審査、調査の件 ・閉会			

令和8年第1回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和8年2月24日

閉会 令和8年3月25日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案1	専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（令和7年度さつま町一般会計補正予算（第9号））	R8.2.24	R8.2.24	承認	—
2	令和7年度さつま町一般会計補正予算（第10号）	〃	〃	原案可決	—
3	令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	—
4	さつま町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	〃	R8.3.25	〃	総務厚生
5	さつま町公告式条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
6	さつま町情報公開条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
7	さつま町行政手続条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
8	さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について	〃	〃	〃	〃
9	さつま町社会体育施設条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
10	さつま町歴史民俗資料館施設条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
11	さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
12	さつま町火入れに関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
13	さつま町営住宅等条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
14	さつま町火災予防条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
15	さつま町宮之城文化センター条例の廃止について	〃	〃	〃	文教経済
16	さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
17	さつま町公共施設整備基金条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案18	令和8年度さつま町一般会計予算	R8. 2. 24	R8. 3. 25	原案可決	2委員会
19	令和8年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	総務厚生
20	令和8年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃	〃
21	令和8年度さつま町介護保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
22	令和8年度さつま町上水道事業会計予算	〃	〃	〃	文教経済
23	令和8年度さつま町農業集落排水事業会計予算	〃	〃	〃	総務厚生
24	町道路線の廃止又は認定について	〃	R8. 2. 24	可決	—
25	第3次さつま町総合振興計画基本構想の策定について	〃	R8. 3. 25	原案可決	—
26	さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について	〃	〃	〃	—
27	令和7年度さつま町一般会計補正予算（第11号）	R8. 3. 25	〃	〃	—
28	令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	—
29	令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	〃	〃	〃	—
30	令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	—
31	財産の処分について	〃	〃	〃	—
32	財産の処分について	〃	〃	〃	—
33	財産の処分について	〃	〃	〃	—
34	財産の処分について	〃	〃	〃	—
35	財産の処分について	〃	〃	〃	—
36	財産の処分について	〃	〃	〃	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案 37	財産の処分について	R8. 3. 25	R8. 3. 25	原案可決	—
38	令和8年度さつま町一般会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	—
39	さつま町教育長の任命について	〃	〃	同意	—
40	さつま町教育委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
41	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	—
42	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	—
43	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	—
44	さつま町人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適任	—
令和7年 陳情 7	日本政府に対して核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情書	〃	〃	継続審査	総務厚生
令和8年 陳情 1	自衛隊弾薬庫建設計画に関し、誰でも参加できる住民説明会の開催を防衛省に求める陳情書	〃	〃	不採択	防衛特委
発委 1	さつま町議会会議規則の一部改正について	〃	〃	原案可決	—
報告 1	令和7年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）について	〃	〃	報告済	—
2	令和7年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第3号）について	〃	〃	〃	—
3	令和8年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	〃	〃	〃	—
	議員派遣の件	〃	〃	決定	—
	閉会中の継続審査・調査の件	〃	〃	〃	—

令和8年第1回さつま町議会定例会会議録

目 次

○2月24日（第1日）	
会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（令和7年度さつま町一般会計補正予算（第9号））	5
（提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 2号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第10号）	6
（提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 3号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	6
（提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 4号 さつま町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	8
（提案理由の説明）	
議案第 5号 さつま町公告式条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第 6号 さつま町情報公開条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第 7号 さつま町行政手続条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第 8号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第 9号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第10号 さつま町歴史民俗資料館施設条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第11号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第12号 さつま町火入れに関する条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	

議案第13号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	8
(提案理由説明)	
議案第14号 さつま町火災予防条例の一部改正について	8
(提案理由説明)	
議案第15号 さつま町宮之城文化センター条例の廃止について	8
(提案理由説明)	
議案第16号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について	8
(提案理由説明)	
議案第17号 さつま町公共施設整備基金条例の一部改正について	8
(提案理由説明)	
議案第18号 令和8年度さつま町一般会計予算	8
(提案理由説明)	
議案第19号 令和8年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	8
(提案理由説明)	
議案第20号 令和8年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	8
(提案理由説明)	
議案第21号 令和8年度さつま町介護保険事業特別会計予算	8
(提案理由説明)	
議案第22号 令和8年度さつま町上水道事業会計予算	8
(提案理由説明)	
議案第23号 令和8年度さつま町農業集落排水事業会計予算	8
(提案理由説明)	
議案第24号 町道路線の廃止又は認定について	2 2
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第25号 第3次さつま町総合振興計画基本構想の策定について	2 3
(提案理由説明)	
議案第26号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について	2 3
(提案理由説明)	
報告第1号 令和7年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算(第2号)について	2 4
(内容説明)	
報告第2号 令和7年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算(第3号)について	2 4
(内容説明)	
報告第3号 令和8年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	2 4
(内容説明)	
陳情について	2 4
散 会	2 5

○3月6日(第2日)

一般質問表	2 7
会議を開催した年月日及び場所	3 1

出欠席議員氏名	3 1
出席事務局職員	3 1
出席説明員氏名	3 1
本日の会議に付した事件	3 2
開 議	3 3
一 般 質 問	3 3
古田 昌也議員	3 3
災害・防災・危機管理の対応、在り方について	
宮之城中学校分教室について	
豎山 秀樹議員	4 5
本町における令和8年産米の政策・方針について	
イチゴ栽培における、ほ場の疫病対策について	
本町の畜産事業（繁殖メス牛）における生産基盤の維持・拡大について	
食料品店舗が無い地域における買い物困難者への支援策について	
武 さとみ議員	5 6
現在、学校で行っている「フッ素洗口」について	
教育長のめざす学校（子ども）像について	
弾薬庫建設によるデメリットについて	
徳留 和樹議員	6 7
本町の農業振興について	
今後のスポーツ振興について	
川口 憲男議員	7 7
防災体制について	
散 会	8 4
○3月9日（第3日）	
一般質問表	8 5
会議を開催した年月日及び場所	8 8
出欠席議員氏名	8 8
出席事務局職員	8 8
出席説明員氏名	8 8
本日の会議に付した事件	8 9
開 議	9 0
一 般 質 問	9 0
上別府ユキ議員	9 0
ジェンダー視点に立った施策について	
猫の適正飼養について	
中村 慎一議員	1 0 0
施政方針について	
地方交通対策と移動支援について	
有川 美子議員	1 1 2
施政方針について	

今後の財政運営と財政状況の見える化について	
散    会 .....	1 2 4
○3月10日（第4日）	
会議を開催した年月日及び場所 .....	1 2 5
出欠席議員氏名 .....	1 2 5
出席事務局職員 .....	1 2 5
出席説明員氏名 .....	1 2 5
本日の会議に付した事件 .....	1 2 6
議案付託表 .....	1 2 7
開    議 .....	1 3 0
議案第 4号 さつま町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の 制定について .....	1 3 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 5号 さつま町公告式条例の一部改正について .....	1 3 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 6号 さつま町情報公開条例の一部改正について .....	1 3 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7号 さつま町行政手続条例の一部改正について .....	1 3 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 8号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について .....	1 3 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 9号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について .....	1 3 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第10号 さつま町歴史民俗資料館施設条例の一部改正について .....	1 3 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第11号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について .....	1 3 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第12号 さつま町火入れに関する条例の一部改正について .....	1 3 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第13号 さつま町営住宅等条例の一部改正について .....	1 3 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第14号 さつま町火災予防条例の一部改正について .....	1 3 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第15号 さつま町宮之城文化センター条例の廃止について .....	1 3 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第16号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について .....	1 3 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第17号 さつま町公共施設整備基金条例の一部改正について .....	1 3 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第18号 令和8年度さつま町一般会計予算 .....	1 3 1
（総括質疑・委員会付託）	

議案第19号 令和8年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	139
(総括質疑・委員会付託)	
議案第20号 令和8年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	139
(総括質疑・委員会付託)	
議案第21号 令和8年度さつま町介護保険事業特別会計予算	139
(総括質疑・委員会付託)	
議案第22号 令和8年度さつま町上水道事業会計予算	139
(総括質疑・委員会付託)	
議案第23号 令和8年度さつま町農業集落排水事業会計予算	139
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	140
○3月25日(第5日)	
会議を開催した年月日及び場所	141
出欠席議員氏名	141
出席事務局職員	141
出席説明員氏名	141
本日の会議に付した事件	142
開 議	144
議案第4号 さつま町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の 制定について	144
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第5号 さつま町公告式条例の一部改正について	144
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第6号 さつま町情報公開条例の一部改正について	144
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第7号 さつま町行政手続条例の一部改正について	144
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第8号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について	144
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第9号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について	144
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第10号 さつま町歴史民俗資料館施設条例の一部改正について	144
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第11号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について	144
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第12号 さつま町火入れに関する条例の一部改正について	144
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第13号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	144
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第14号 さつま町火災予防条例の一部改正について	144
(委員長報告・質疑・討論・採決)	

議案第15号	さつま町宮之城文化センター条例の廃止について	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第16号	さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第17号	さつま町公共施設整備基金条例の一部改正について	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第18号	令和8年度さつま町一般会計予算	144
	(委員長報告・質疑・討論・起立採決)	
議案第19号	令和8年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第20号	令和8年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第21号	令和8年度さつま町介護保険事業特別会計予算	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第22号	令和8年度さつま町上水道事業会計予算	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第23号	令和8年度さつま町農業集落排水事業会計予算	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第25号	第3次さつま町総合振興計画基本構想の策定について	154
	(質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第26号	さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について	154
	(質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第27号	令和7年度さつま町一般会計補正予算(第11号)	155
	(提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第28号	令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	155
	(提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第29号	令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	155
	(提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第30号	令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	155
	(提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第31号	財産の処分について	160
	(提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第32号	財産の処分について	160
	(提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第33号	財産の処分について	160
	(提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第34号	財産の処分について	160
	(提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第35号	財産の処分について	160
	(提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第36号	財産の処分について	160
	(提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	

議案第 37 号 財産の処分について	160
(提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 38 号 令和 8 年度さつま町一般会計補正予算 (第 1 号)	165
(提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 39 号 さつま町教育長の任命について	166
(提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 40 号 さつま町教育委員会委員の任命について	167
(提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 41 号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	168
(提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 42 号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	168
(提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 43 号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	168
(提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 44 号 さつま町人権擁護委員候補者の推薦について	170
(提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
陳情第 1 号 自衛隊弾薬庫建設計画に関し、誰でも参加できる住民説明会の開催を 防衛省に求める陳情書	171
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発委第 1 号 さつま町議会会議規則の一部改正について	173
(趣旨説明・質疑・討論・採決)	
報告第 1 号 令和 7 年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算 (第 2 号) につい て	174
(質疑)	
報告第 2 号 令和 7 年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算 (第 3 号) につい て	174
(質疑)	
報告第 3 号 令和 8 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	174
(質疑)	
議員派遣の件	174
(決定)	
閉会中の継続審査・調査の件	175
(決定)	
閉 会	175

令和8年第1回さつま町議会定例会

第 1 日

令和8年2月24日



令和8年第1回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和8年2月24日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議場

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番	岸良光	廣議員	2番	上別府ユキ	議員
3番	堅山秀樹	議員	4番	徳留和樹	議員
5番	橋之口富雄	議員	6番	古田昌也	議員
7番	桑波田大	議員	8番	武さとみ	議員
9番	宮之脇尚美	議員	10番	柏木幸平	議員
11番	有川美子	議員	12番	川口憲男	議員
13番	中村慎一	議員	14番	新改秀作	議員

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

早崎行宏	事務局長	神園大士	事務局長補佐兼議事係長
奥平一樹	議事係主任		

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上野俊市	町長	角茂樹	副町長
中山春年	教育長	富満悦郎	総務課長
大平誠	総合政策課長	垣内浩隆	財政課長
堀孝志	町民環境課長	川崎里志	ほけん福祉課長
内村千鶴	ほけん総括監	久保田春彦	こども課長
山口良浩	農林課長	太田竜也	産業・定住支援室長
原田健二	建設課長	出水隆	水道課長
木場哲志	消防長	藤園育美	教育総務課長
中村英美	社会教育課長		

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号）（令和 7 年度さつま町一般会計補正予算（第 9 号））
- 第 6 議案第 2 号 令和 7 年度さつま町一般会計補正予算（第 10 号）
- 第 7 議案第 3 号 令和 7 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 議案第 4 号 さつま町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 9 議案第 5 号 さつま町公告式条例の一部改正について
- 第 10 議案第 6 号 さつま町情報公開条例の一部改正について
- 第 11 議案第 7 号 さつま町行政手続条例の一部改正について
- 第 12 議案第 8 号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 13 議案第 9 号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について
- 第 14 議案第 10 号 さつま町歴史民俗資料館施設条例の一部改正について
- 第 15 議案第 11 号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について
- 第 16 議案第 12 号 さつま町火入れに関する条例の一部改正について
- 第 17 議案第 13 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 18 議案第 14 号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 19 議案第 15 号 さつま町宮之城文化センター条例の廃止について
- 第 20 議案第 16 号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について
- 第 21 議案第 17 号 さつま町公共施設整備基金条例の一部改正について
- 第 22 議案第 18 号 令和 8 年度さつま町一般会計予算
- 第 23 議案第 19 号 令和 8 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 24 議案第 20 号 令和 8 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 25 議案第 21 号 令和 8 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 26 議案第 22 号 令和 8 年度さつま町上水道事業会計予算
- 第 27 議案第 23 号 令和 8 年度さつま町農業集落排水事業会計予算
- 第 28 議案第 24 号 町道路線の廃止又は認定について
- 第 29 議案第 25 号 第 3 次さつま町総合振興計画基本構想の策定について
- 第 30 議案第 26 号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 31 報告第 1 号 令和 7 年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 32 報告第 2 号 令和 7 年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第 3 号）について
- 第 33 報告第 3 号 令和 8 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第 34 陳情について

△開 会 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和8年第1回さつま町議会定例会を開会します。

---

△開 議

○新改 秀作議長

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○新改 秀作議長

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番、有川美子議員及び12番、川口憲男議員を指名します。

---

△日程第2「会期の決定」

○新改 秀作議長

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの30日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月25日までの30日間に決定しました。

---

△日程第3「諸般の報告」

○新改 秀作議長

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について補足して説明します。

令和8年2月17日、鹿児島県町村議会議長会の第77回定期総会が、鹿児島市において開催されました。

総会では、会長挨拶、鹿児島県知事や県議会議長、県町村会長の来賓祝辞のあと、自治功労者として鹿児島県町村議会議長会表彰及び全国町村議会議長会表彰の伝達が行われました。

議事におきましては、会務報告、令和6年度決算、令和8年度の事業計画及び予算が提案され、審議の結果、全会一致で承認並びに可決されました。

また、決議案の朗読が行われ、少子化・高齢化の急速な進行が地域社会に深刻な影響を及ぼす状況において、分権型社会の実現や地方創生の推進、議会への多様な人材参画など、実現を目指す13項目について、決議がなされました。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお配りしてあります。

これで諸般の報告を終わります。

---

## △日程第4「行政報告」

### ○新改 秀作議長

日程第4「行政報告」を行います。  
町長の報告を許します。

〔上野 俊市町長登壇〕

### ○上野 俊市町長

改めまして、おはようございます。

行政報告につきましては、印刷してお配りしてあるところでございますが、この中で12月11日のGDXセンター開所式及び産官学金コンソーシアム形成式、1月19日のネーミングライツパートナー発表会について補足して御報告を申し上げます。

はじめに、12月11日のGDXセンター開所式及び産官学金コンソーシアム形成式についてでございます。

去る12月11日、本町の新たな地方創生拠点としまして、きららの楽校内に、「さつま町創生GDXセンター」を開所いたしました。

また、これに併せまして、「株式会社 フォーバル」、「鹿児島国際大学」、「株式会社 鹿児島銀行」、そして、本町の4者による包括連携協定を締結し、産官学金連携コンソーシアムを形成いたしましたところでございます。

本センターが掲げるGDXとは、環境のグリーンとデジタルを融合させた新たな概念でございます。2050年カーボンニュートラルに向けた豊かな自然資源の活用と、デジタル技術による業務効率化や柔軟な働き方を掛け合わせることで、人口減少や少子高齢化といった地域課題に対しまして、これまでにないアプローチで解決を目指してまいりたいと考えているところでございます。

センターでは、デジタルスキルセミナーの開催やリモートワークの導入支援などを通じまして、若者や女性が、地域で活躍できる新たな雇用の創出や地域産業の伴走型支援を段階的に進めていく計画でございます。

今後は、このセンターを核としました「産官学金」の強固な連携によりまして地方創生を加速させ、誰もが心豊かに暮らせる「選ばれるまち」の実現に向けて、地域に根ざした取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、1月19日のネーミングライツパートナー発表会についてでございます。

今回、新たな自主財源確保策としまして、ネーミングライツ、いわゆる命名権でございますけれども、これを導入し募集をしたところでございますけれども、そのうち二つの施設におきまして応募があり、この度、契約を締結したところでございます。

ネーミングライツパートナーは、鹿児島市に本社があります食肉製造販売業「株式会社 アクシーズ」で、施設の愛称は宮之城運動公園が「アクシーズフィールド宮之城」、宮之城総合体育館が「アクシーズアリーナ宮之城」であります。

契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、命名権料は、年額121万円となっているところでございます。

今回の契約を契機に、さらに連携を深め、得られるネーミングライツ料を当該施設の改修費用や備品の充実、地域の活性化に資する財源として、有効に活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

〔上野 俊市町長降壇〕

○新改 秀作議長

これで行政報告を終わります。

---

△日程第5「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（令和7年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第5「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、令和7年度さつま町一般会計補正予算（第9号）について、衆議院議員選挙費及び最高裁判所国民審査費に要する経費の補正に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○垣内 浩隆財政課長

「議案第1号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○有川 美子議員

改めまして、おはようございます。

稀にみる、この衆議院選挙が短期決戦と短期で自治体のほうも準備をしなければならなかったということで、この専決処分に何か異論があるわけではないんですが、短期で準備をしなければならなかったということについて、例えば、職員の残業といいますか、そういう時間外勤務が増えたとか、そうではなく、短期のために少し通常の準備期間と違う作業をしなければならなかったとか、そういったことがあったらお示してください。

○富満 悦郎選挙管理委員会事務局長

今、御質問がありました選挙期間の短いことによる影響という御質問でございます。

まず、やはり入場券とポスター掲示板の委託を早く進めていかないと間に合わないということがありますので、そこの対応、あとは、やはり各投票所を確保する中で、いろいろなもう日程が入っている中での調整をさせていただいたということ、あとは、不在者投票の封筒が間に合わなくて、もう前回のものを使用するように通知があって、途中まではそれを使っていたというふうなことが挙げられます。

○新改 秀作議長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」を採決します。お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」は、承認されました。

---

△日程第6「議案第2号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」、日程第7「議案第3号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第6「議案第2号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」及び日程第7「議案第3号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」までの議案2件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、議案第2号及び議案第3号を一括して提案理由を申し上げます。

まず、「議案第2号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」についてであります。

これは、道路新設改良費に要する経費及び県営土地改良事業、戸籍住民基本台帳費、並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,957万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,216万4,000円とするものでございます。

次に、「議案第3号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

これは、後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ762万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,098万3,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるよ

うお願い申し上げます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○垣内 浩隆財政課長

「議案第2号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○内村 千鶴ほけん総括監

「議案第3号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これより議案第2号及び議案第3号の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第2号及び議案第3号の議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号及び議案第3号の議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから順に討論、採決を行います。

まず、議案第2号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第2号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第2号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第3号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第3号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第8「議案第4号 さつま町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、  
日程第9「議案第5号 さつま町公告式条例の一部改正について」、日程第10「議案第6号 さつま町情報公開条例の一部改正について」、日程第11「議案第7号 さつま町行政手続条例の一部改正について」、日程第12「議案第8号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」、日程第13「議案第9号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」、日程第14「議案第10号 さつま町歴史民俗資料館施設条例の一部改正について」、日程第15「議案第11号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」、日程第16「議案第12号 さつま町火入れに関する条例の一部改正について」、日程第17「議案第13号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第18「議案第14号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第19「議案第15号 さつま町宮之城文化センター条例の廃止について」、日程第20「議案第16号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、日程第21「議案第17号 さつま町公共施設整備基金条例の一部改正について」、日程第22「議案第18号 令和8年度さつま町一般会計予算」、日程第23「議案第19号 令和8年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第24「議案第20号 令和8年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第25「議案第21号 令和8年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第26「議案第22号 令和8年度さつま町上水道事業会計予算」、日程第27「議案第23号 令和8年度さつま町農業集落排水事業会計予算」

#### ○新改 秀作議長

次に、日程第8「議案第4号 さつま町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」から日程第27「議案第23号 令和8年度さつま町農業集落排水事業会計予算」までの予算20件を一括して議題とします。

各議案について、町長の提案理由及び令和8年度施政方針の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

#### ○上野 俊市町長

それでは、令和8年3月議会定例会の開会にあたりまして、令和8年度の町政運営について、私の基本的な考え方を明らかにしますとともに、各会計の当初予算をはじめとする諸議案につき

まして、その概要を御説明申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、国政におきましては、昨年の高市早苗氏の首相就任以降、与党内の構造の変化に加え、衆議院議員総選挙におきまして、与党が絶対的安定数を超える議席を確保するなど、これまでにない大きな転換期を迎えたところでございます。

また、少子化・人口減少・物価上昇・労働力不足・外国人材政策など、複合的な課題が同時進行しておりまして、地方自治体を取り巻く環境は、国の制度や財源の方向性が見通しにくい、予断を許さない状況が続いています。

こうした不安定な情勢に加え、本町におきましても、人口減少と少子高齢化の加速に歯止めがかからず、地域産業基盤の弱体化や担い手不足、地域コミュニティの希薄化といった課題が顕著となってきております。

これまでの延長線上の対応では限界が見えつつあり、行政運営そのものが国の動向に依存し過ぎず、地域の力を最大限に生かす戦略へと変えていく覚悟が求められる時代にあります。

令和8年度の町政運営にあたりましては、「来たる次代に向けて～元気なさつま町の再生～」を掲げ、新たにスタートいたします「第3次総合振興計画」に基づき、この実現に向けて不退転の決意で取り組んでまいり所存であります。

第3次総合振興計画では、「あなたの夢にまっすぐ新たな挑戦が未来をつくる」を将来像に掲げており、限られた財源で、将来に必要な投資を確保するためには、事務事業の選択と集中が不可欠であります。

所期の目的を達成した事業や効果の薄い事業、また利用の少ない施設などにつきましては、見直しや再編を恐れず断行し、その分を地域の未来を左右する分野へ重点的に投資することで、持続可能な行政運営と地域振興・再生につなげてまいりたいと考えているところであります。

この度の町制施行20周年を契機に、町民参画による様々な記念行事などが展開され、「未来へつなぐさつまのわ」を育む機会となっております。こうした機運を力に変え、次の未来に向けた確かな歩みを進めることが大切です。

それでは、本年度の主な事務事業や推進方針につきまして、「第3次総合振興計画（案）」の項目に沿って御説明を申し上げます。

まず、「こころのびのび」の取組としまして、第1に「子育て」分野でございます。

すべての子どもが保育施設を利用できる乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」を開始し、保護者の就労状況に左右されない育ちの場を確保いたします。

また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するため、相談支援体制の強化を図る「こども家庭センター」と、地域で助け合う「ファミリーサポートセンター」を新たに設置し、子育てを応援する地域ネットワークの構築を進めてまいります。

加えて、近年深刻化する猛暑への対策として、「保育所等猛暑対策事業」を創設し、空調設備の整備や屋外環境の改善など、子どもたちが安全に過ごせる保育環境の確保に努めます。

母子保健対策につきましては、出産後の母親の心身の負担を軽減し、安心して育児に向き合えるよう、新たに、宿泊型産後ケアの無償化を実施し、母子の健康保持と家庭の安定を図ってまいります。

第2に、「学校教育・社会教育」分野であります。

教育の推進につきましては、「さつま町教育大綱」及び「第3次さつま町教育振興基本計画」に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の推進に取り組んでまいります。

令和8年4月には、児童生徒及び教職員のタブレットをより使い勝手のよい機器に更新し、ICT機器をさらに活用できる環境を整えます。

学校施設につきましては、昨年より3か年計画で、全小中学校のトイレの洋式化と老朽化対策を計画的に進めております。

公共施設のプールは、安全基準を満たし、専門スタッフによる管理が行われているため、よりよい学習環境を提供できますことから小規模校4校については、合同でB&G海洋センターのプールを利用して、町内の専門指導員を活用した水泳学習を実施します。

このように、児童生徒の安全・安心を第一に考え、計画的な環境整備に努めてまいります。

通学路の安全確保については、交通安全・防犯・防災の観点で、学校・教育委員会・関係機関等が連携して必要な対策を講じてまいります。

学校規模の適正化については、「さつま町の学校教育の在り方検討委員会」の答申を踏まえ、今後の方針を検討いたします。

また、引き続き学校運営のフォローアップに努め、地域や保護者に信頼される学校づくりを進めてまいります。

さつま町が目指す15歳の姿として掲げた「夢を抱き、自ら未来を切り拓く力を備えた子～探究心あふれるSATSUMAのさつまっ子～」に向けて、学校とともに、子どもたちの成長を支える様々な取組を進めてまいります。

子どもが主体的に学べる教育環境については、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進し、主体的・対話的で深い学びができる授業を目指します。そのため、さつま町学びのイノベーションプロジェクトを通じた学力向上を目指します。

家庭や子どものニーズに対応できる体制につきましては、家庭環境等により、他校への通級が困難な児童の困り感を解消するため、専門教諭が各校を訪問する巡回型通級指導を始めてまいります。

また、不登校の子どもたちの学びを保障するため、県内初となる「学びの多様化学校 宮之城中学校分教室」を開設し、将来の社会的自立に向けた選択肢の確保を目指してまいります。

学校給食につきましては、安全・安心でおいしい給食を提供することを第一に、新年度から国が進める小学校を対象としました学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化への対応を行い、中学生への給食助成費の増額や食材の地産地消推進に取り組みます。

さらに、給食センター内の機器等の更新や衛生、労働環境等の整備を行ってまいります。

すべての教育の出発点であります家庭教育につきましては、自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるため、各学校に家庭教育学級を開設するとともに、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりに努めてまいります。

生涯学習につきましては、受講ニーズを捉えた各種講座をはじめ、出前講座・高齢者学級等を開催し、魅力ある学習環境づくりに努めてまいります。また、ライフステージに応じた学習の機会を提供するとともに、地域や企業等と連携した生涯学習のメニューを提供し、学びと交流の機会を創出してまいります。

青少年育成につきましては、「さつまっ子の日」を中心とした青少年育成活動を展開するとともに、ジュニアリーダークラブや「ふるさと体験塾」を中心に、青少年交流事業、体験活動などを実施し、未来を担う青少年の健全育成に努めてまいります。なかでも、相互交流を続けております青森県鶴田町と中種子町につきましては、本年度、両町をそれぞれ訪問する計画であります。両町の豊かな自然や歴史、伝統に触れるとともに、日頃体験できない活動を通じて、たくましく、思いやりのある人材育成につながるよう努めてまいります。

また、西郷菊次郎翁を縁としました関係市町についても、3月21日のミュージカル公演を皮切りに、青少年交流がスタートしますので、台湾宜蘭市を含めた交流の在り方について検討してまいります。

第3に、「文化・スポーツ」分野であります。

文化の振興につきましては、吹奏楽フェスタや町文化祭、さつま町美術展、青少年劇場など、芸術・文化に触れる機会や環境づくりを行うとともに、文化協会等と連携し、活発な活動ができるよう支援に努めてまいります。

文化財の保存・活用については、適正な保存管理に努めるとともに、郷土の歴史や身近な文化財に触れ・学び・親しむ機会を創出し、郷土を愛する心の醸成に努めてまいります。

郷土芸能の保存・伝承につきましては、地域ごとに特色ある伝統文化や芸能に取り組む団体と連携し、担い手の育成や活動支援に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、町民の積極的なスポーツ活動への参加や競技力の向上など、広くスポーツを普及・振興し、町民の健康増進や体力向上など、スポーツを活かした地域づくりの推進に努めてまいります。

次に、「ひと・いきいき」の取組としまして、第1に、「地域コミュニティー」分野であります。

地域コミュニティーについては、新たな「地区みらい共創計画」に基づく活動を引き続き支援してまいります。

さらに、地域が抱える課題を自ら解決する前向きな活動や地区の活性化に資する活動を支援する新規事業を創設し、住民主体の元気ある取組を支援してまいります。

地域福祉につきましては、中核組織である社会福祉協議会と共に、「第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域共生社会の実現を目指し、地域・住民・行政・その他の関係機関の協働のもと、助け合い、支え合いながら、それぞれの地域が抱える福祉課題の解決に取り組んでまいります。

第2に、「高齢者福祉」分野であります。

高齢者や支える人が望んだ場所で安心していきいきと暮らせるよう、「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づく各種の高齢者福祉サービスを推進してまいります。

安定的な高齢者福祉サービスの提供のために、福祉人材の確保及び職場への定着を推進するための施策として、ICTの活用推進などにより、現場の負担軽減にも努めながら、働きやすい環境づくりを支援してまいります。

また、地域包括ケアシステムの深化、推進に向けた取組として、高齢者を地域全体で支える体制をつくるため、保健・医療・介護・福祉分野の連携を強化し、情報共有や支援を行ってまいります。

第3に、「障がい者福祉」分野であります。

相談支援体制のさらなる充実のため、昨年9月に開所した「障がい者基幹相談支援センター」への支援や「さつままる・ふくしまるシェ」などを通じた障がい者等への理解啓発のほか、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの適切な提供に取り組んでまいります。

また、福祉の人材確保及び職場への定着を推進するための施策として、新たに、町内の障害者福祉施設に勤務する皆様に対し、専門資格の取得や更新、研修受講の際に必要な経費につきましても支援をしてまいります。

第4に、「健康・医療」分野であります。

健康づくりの推進については、「第3次健康さつま21」を基本に、健康さつまポイント事業・ころばん体操の推進など、町民一人一人が主体的に取り組む健康づくりを進めてまいります。

特定健診及び各種がん検診については、「第3期データヘルス計画」に基づき、休日健診の実施など、受診率向上及び保健指導の充実を進め、疾病の早期発見、早期治療並びに生活習慣病の改善による重症化予防に取り組んでまいります。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者の方々につきましては、人間ドックの助成事業を拡充するとともに、薩摩郡医師会病院が実施する全身MRIによるがんドックを新たに追加し、実施してまいります。

さらに、後期高齢者で医療費割合が最も高い骨折を予防するために、76歳以上の方を対象に骨粗しょう検診を無料で実施してまいります。

ワンコインがん検診につきましては、受診者数の増加で早期発見、早期治療につながるなど一定の効果があつたことから、引き続き取り組んでまいります。

また、現在実施している腹部超音波検査の費用を一部助成し、受診者の経済的負担軽減と疾病の早期発見、早期治療につなげてまいります。

さらに、集団健康診査におきまして、新たに、すい臓がんの早期発見を目的とした血液検査を導入することで、受診の機会の確保に努め、受診しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

感染症対策については、引き続き国や県の動向を注視し、適切な対応に努めてまいります。

こころの健康づくりの推進については、「第2次のち支える対策推進計画」に基づき、相談支援体制の充実と人材育成に取り組んでまいります。

二次救急医療及び地域医療の核となります薩摩郡医師会病院の医師確保対策につきましては、引き続き支援等に努めてまいります。

次に、「暮らし・おだやか」の取組でございます。

第1に、「生活基盤」分野であります。

移住・定住の促進については、鹿児島県等が主催する移住セミナーへ積極的に参加し、魅力ある移住・定住情報の発信強化に取り組むとともに、宅地の分譲促進や住宅取得等への補助を継続しながら、新たな住まいの確保を支援してまいります。特に空き家の購入や子育て世帯への支援を強化するとともに、町内施工業者による住宅建設や改修に対する優遇制度を新設し、地域経済の活性化を図りながら定住人口の増加につなげてまいります。

また、民間資本によります賃貸住宅につきましては、新築賃貸住宅の供給は一定の成果を上げたことから、今後は既存の民間賃貸住宅の改修に重点を移してまいります。

経年劣化した賃貸住宅の改修を行い、入居希望者のニーズに合った良質な賃貸住宅を提供する個人・法人への助成制度により、人口減少の抑制、定住人口の増加、地域経済の活性化につなげてまいります。

公営住宅につきましては、安全で快適な住まいを長期にわたって確保するため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、屋根外壁塗装工事を実施するとともに、計画的な点検・修繕を進め、入居者が安心して生活できる環境づくりに努めてまいります。

都市下水路につきましては、適切な施設の修繕や維持管理を行うとともに、ストックマネジメント計画に基づき、虎居・轟原・豊川都市下水路の改築を計画的に進めてまいります。

道路整備については、主要幹線道路の整備促進や生活道路の安全対策など、誰もが安全に移動できる環境改善を計画的に進めてまいります。

また、高規格道路「北薩横断道路」の早期全線開通、被災した北薩トンネルの早期復旧、「川内宮之城道路」の高規格道路への指定・事業化など、広域交通ネットワークの整備について

は、国・県との連携を強化し、必要な要望活動を計画的かつ継続的に展開してまいります。

水環境の保全については、合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水の水質浄化を図るとともに、農業集落排水施設の効率的な運用及び戦略的な維持管理に努めます。

第2に、「消防・防災」分野であります。

常備消防につきましては、町民の防災意識の普及啓発に努めるとともに、林野火災注意報・警報の的確な運用と資機材の整備を図り、林野火災対策の充実強化に努めます。

また、救急救命士の養成や高規格救急自動車の更新など、救急体制の強化を進めてまいります。

非常備消防については、消防団活動の積極的な情報発信により、町民の理解を深めることで、団員確保に取り組みます。また、消防自動車の更新、耐震性貯水槽の設置など、消防用資機材及び施設等の充実に努めてまいります。

地域防災力の強化につきましては、引き続き自主防災組織が行う防災活動に対する支援や防災士など地域防災リーダーの育成費用の助成、出前講座など、防災学習の充実を図ってまいります。

避難体制につきましては、気象情報や警戒レベルに応じて必要な避難体制を迅速に開設できる体制を整えるとともに、避難所物資の備蓄体制の強化やバリアフリー化を進めるなど、町民の皆様が安心して避難できる環境を整備してまいります。

第3に、「防犯・交通安全」分野であります。

防犯対策につきましては、防犯灯や防犯カメラの計画的な維持管理を行うとともに、特殊詐欺やSNS犯罪に巻き込まれないための啓発活動を関係機関・団体と連携して強化してまいります。

交通安全対策については、子どもや高齢者の交通安全教育を充実させるとともに、カーブミラーや区画線などの交通安全施設の整備を図ってまいります。

次に、「まち・きらきら」の取組としまして、第1に、「農林水産業」分野であります。

農林業の振興については、「第4次さつま町農林業いきいきプラン」に基づき、稼ぐ力を強化し、活力ある農林業に取り組んでまいりました。また、令和8年度からは新たに、「第5次プラン」を作成し、野菜・果樹・茶等の重点品目や米の奨励品種「あきの舞」の生産拡大に向けて取り組んでまいります。

農業従事者の高齢化や労働力不足が深刻化する中で、先進技術の導入や作業の省力化等によるスマート農業等を推進し、農産物の生産支援や耕作地の大規模化に向けた畦畔除去、パイプラインの整備等についても新たな制度の確立に向けて、国・県への要望活動を図るとともに、日本型直接支払制度であります「中山間地域等直接支払制度」、「多面的機能支払制度」、「環境保全型農業直接支払制度」を活用し、地域の共同取組活動を支援することで、地域資源の適切な保全管理に努めてまいります。

農林産物の販売対策につきましては、JA北さつまと連携し、消費者から信頼される品質と安定生産に向けた取組を進め、トップセールス等による都市圏での販売促進活動を展開するなど、地元農林産物のサプライチェーンにおける付加価値の創出に取り組むとともに、茶等の海外輸出や6次化販売についても推進してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、引き続き山林と集落間の草払いや樹木の伐採を推進し、集落に有害鳥獣を寄せつけない対策、対象鳥獣の捕獲及び防護柵等の設置など、鳥獣被害対策実施隊による集落周辺での対策を実施してまいります。

また、猟友会会員の協力を得ながら、イノシシ・シカ等の捕獲による農作物の被害防止に努

め、ジビエ処理加工施設との連携を図り、食肉としての有効活用をするなど、地域活性化を図ってまいります。

畜産につきましては、ここ数年の情勢の悪化で、生産母牛・子牛が減少し、農家の体力・活力が低下しており、復活を目指すため、町の支援策の拡充や国・県の補助事業の有効活用により、生産基盤の再整備に努めてまいります。

高病原性鳥インフルエンザや豚熱をはじめとする家畜伝染病の侵入防止策として、家畜飼料衛生管理基準の遵守と、消毒の徹底を農家に働きかけるなど、家畜防疫体制の強化に努めてまいります。

また、肥料や配合飼料をはじめとする生産資材等の高騰対策については、国・県・町の緊急支援対策など、状況に応じた支援をしてまいります。

地域計画に基づく地域農業の振興につきましては、計画の実現化に向け、農業委員会等の関係団体とともに、各公民館単位で「農業を考える会」を開催し、地域計画のブラッシュアップを積極的に支援するとともに、農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化にも取り組んでまいります。

認定農業者や認定新規就農者の支援につきましては、県・JA北さつま等関係機関で組織する「さつま町担い手育成総合支援協議会」と連携を図りながら、技術指導や研修会等の活動をはじめ、国・町の助成を活用した新たな農業経営を目指し、大型農業機械・スマート農業機器の導入による省力化を進め、また、新たな栽培技術の導入に取り組むことで、効率的で持続可能な経営を図り、将来に夢と希望の持てる稼げる農業への取組を進めてまいります。

農業基盤整備等については、県営土地改良事業など優位な事業を積極的に取り入れ、地元の合意形成を図りながら、老朽化する農業用施設の長寿命化対策や農村環境の基盤強化、防災重点農業用ため池の耐震対策に努めてまいります。

林業関係については、森林環境譲与税を活用し、林業担い手の確保、育成対策や森林資源の適切な管理と循環利用を促進し、林業経営の安定化と強化を図り、元気な林業を目指すとともに、森林のCO<sub>2</sub>吸収・固定能力を高めカーボンニュートラルの実現、また、次の世代を担う子どもたちの森林環境に対する意識の醸成を図るため、森林環境教育にも積極的に取り組んでまいります。

第2に、「商工業」分野であります。

商工業の振興については、商工会と連携し、起業・創業時の支援を行うことで新規就業者の確保を図るとともに、事業承継についても、承継人の確保に向けた支援に取り組みます。

また、地域おこし協力隊などの人材を活用し、「薩摩のさつま」認証品などを広く対外的にPRし、ふるさと納税受入れ額の確保に取り組みます。

まちなぎわいを進めるまちづくりについては、中心市街地を含む主要施設の活用、整備について、基本構想・基本計画の策定に着手します。具体的には、町民をはじめ、商工会など関係機関・団体によるワークショップを通じて、広く意見を集約しながら、丁寧な合意形成を図ってまいります。

若者等の就労による労働力の確保については、新卒者や転入者に対する就労支援奨励金の支給を継続してまいります。

転入者及び新婚世帯にあっては、本町に居住しながら、町内または町外の企業に勤務する場合の民間賃貸住宅の家賃補助を行い、定住人口の増加を図ってまいります。

また、社員用住宅の取得等に対する助成金制度については、既存建物を購入し改修する場合において、町内施工業者を活用した際の補助率を優遇することで、地域経済の活性化を図りなが

ら、雇用の確保と従業員の利便性向上に努めてまいります。

性別や町内外在住にかかわらず、本町で働きたい・働きやすい雇用環境の実現につきましては、企業間の連携強化を支援するとともに、ワークライフバランスの啓発を進め、働く場や家庭、地域活動などでの活躍を推進し、誰もがいきいきと働くことができる環境づくりに取り組んでまいります。

さらに、町内の高校と企業との連携によるキャリア教育やU I J ターンの促進を行い、地域の担い手確保に努めてまいります。

誰もが働きやすい環境づくりについては、昨年12月に設置しました「さつま町創生GDXセンター」が核となり、特に若い女性が町内で働ける環境をつくるため、産官学金の連携により、様々な事業を展開してまいります。

さらに、デジタルを活用して町内で働く・起業するための実践的な伴走型支援にもスピード感を持って取り組んでまいります。

防衛施設の誘致につきましては、現在、防衛省による適地調査が進められているところであり、調査の結果を踏まえ、適切な時期に住民説明会を開催するよう防衛省に対して、引き続き要望してまいります。

今後も国と連携を図りながら、地域住民を中心とした丁寧な情報提供と調整に努めてまいります。

第3に、「観光」分野であります。

観光の振興については、「観光振興基本計画」に基づき、稼ぐ力の向上に向けた取組を進めてまいります。

具体的には、宗功寺公園や県が進める虎居城跡の整備と併せ、川内川及び鶴田ダムを核としたインフラツーリズムなどによる回遊性を促す取組を進めてまいります。

また、近年ホテルが減少し、町の観光や魅力発信などに大きな影響を与えていることから、引き続き「ほたる再生プロジェクト協議会」会員とともに、先進事例の視察やカワニナの養殖など、ホテルの住める環境づくりを進めてまいります。

温泉やスポーツ施設等を活かしたプロスポーツキャンプやスポーツ合宿等の受入れについては、「コンベンションタウンさつま推進協議会」会員と連携し、宿泊者の確保による地域経済の活性化を図るとともに、おもてなしによる町のイメージアップに向けた取組を進めてまいります。また、宿泊施設不足対策については、イベント民泊等を活用した宿泊施設の確保に取り組んでまいります。

最後に、「みらい・つながる」の取組としまして、第1に、「環境・景観保全」分野であります。

都市公園につきましては、長寿命化計画に基づき、安全性の確保や計画的な更新、持続可能な管理を進め、健康や福祉・防災など、多面的な機能を備えた利用しやすい公園づくりを進めてまいります。

県立北薩広域公園の整備促進につきましては、歴史ゾーンの早期完成や園内施設の充実が図られるよう国・県への働きかけを継続してまいります。

環境美化と循環型社会の形成につきましては、持続可能な未来の実現に向け、町民・事業者・行政等が連携して、ごみの分別、排出抑制を推進し、限りある資源の再利用、再生利用及び環境負荷の低減と資源循環に努めてまいります。

また、2050年のカーボンニュートラルを見据え、自然環境との共生を図りながら、再生可能エネルギー導入を推進するとともに、生物多様性の保全に配慮し、地域の特性を活かした持

続可能なエネルギー源の活用を目指します。

第2に、「人権尊重・多様性」分野であります。

人権尊重につきましては、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、いきいきとした人生が享受できるよう個性と多様性を尊重してまいります。

また、誰もが社会の一員として平等に共生し、一人一人が安心して暮らせる社会の実現を目指すため、地域社会・職場・学校など、あらゆる場において、人権教育と啓発活動を積極的に推進してまいります。

第3に、「行財政運営」分野であります。

広報・情報発信につきましては、町広報紙やホームページを中心とし、さらに町公式LINE・フェイスブックなどSNSの登録者を増やししながら、複数の手段で確実かつ、きめ細かな分かりやすい情報発信に努めてまいります。

また、全20地区において、「町政座談会」を開催し、各地域の課題や実情を直接お伺いするとともに、「町長と語る会」の開催やパブリックコメントの実施、アンケートやデジタル媒体を活用し、引き続き、よりよいまちづくりに向け、町民の皆様の声を町政に活かしてまいります。

行政改革につきましては、将来的に厳しさを増す財政状況を見据えながら、本年度から始まる「第5次行政改革大綱」並びに「推進計画」に基づき、さらなる自主財源の確保や公共施設の適切なマネジメントなど、歳入・歳出両面で各般の改革を進め、限られた財源の中で、最大の効果が発揮できるよう適時行政運営の在り方を見直しながら、質の高い行政サービスの提供と安定した行財政基盤の確立に取り組んでまいります。

また、新たな自主財源確保策として、町有施設へのネーミングライツを導入し、地元企業と連携を深めることで、施設の認知度を高めつつ、地域の活性化やスポーツの振興等を図ってまいります。

人材育成・職場環境改善については、複雑多様化する行政課題に対応するため、職員一人一人が能力を最大限発揮できるよう計画的な人材育成を進めるとともに、柔軟な働き方や健康支援の拡充を図り、安心して働き続けられる職場環境を整えることで、持続可能な行政運営を進めてまいります。

次に、令和8年度予算編成の概要について申し上げます。

政府は、令和8年度予算編成について、「経済財政運営と改革の基本方針2025」における重要政策課題に加え、まずは生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化を3つの柱とする「強い経済を実現する総合経済対策」を策定し、令和7年度補正予算と一体としながら、切れ目のない経済財政運営を行おうとしているところであります。

また、強い経済の構築に向けた重要施策に対して、必要な予算・税制上の措置等を確実に講じ、予算等を重点化しつつ、経済・財政・新生計画に基づき、歳出・歳入両面から改革を推進するとしています。

地方財政対策につきましては、物価高が続くとともに、社会保障関係費や人件費の増加等が見込まれる中、地方公共団体が様々な行政課題に対応しながら、行政サービスを安定的に提供できるよう交付団体をはじめ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、経済・物価動向等を適切に反映し、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的にその水準が確保される見通しであります。

このような中、本町の令和8年度当初予算編成につきましては、「来たる次代へ向けて～元気なさつま町の再生～」の理念のもと、施策の重点化と選択を徹底し、地域の活力と住民福祉の

向上を図ることを基本姿勢としながら、一つ目に「持続可能なまちづくり」、二つ目に「人が元気なまちづくり」、三つ目に「にぎわいのあるまちづくり」、四つ目に「協働とデジタル化によるまちづくり」、この四つの項目を念頭に予算編成に取り組んだところであります。

この結果、一般会計予算の総額につきましては145億2,000万円であります。前年度と比較いたしまして3億3,300万円、2.3%の増加となっております。

目的別の主な増減額につきましては、消防費が、常備消防施設費や防災無線費などにより5,620万9,000円、民生費が、教育・保育給付費や一般社会福祉費などにより3,176万6,000円、それぞれ減少となる一方、土木費が、河川維持費や過疎対策道路整備事業などにより1億6,939万円、商工費が、ふるさとさつま応援寄附金事務費や物産観光施設管理費などにより1億607万円、それぞれ増加となっております。

歳入歳出の性質別内訳は、義務的経費が73億4,074万1,000円で2,623万8,000円の増加、主な要因として、人件費や公債費があります。

投資的経費が17億5,810万7,000円で、河川維持費などにより2億2,800万8,000円の増加となっておりますけれども、これは令和7年度当初予算が骨格予算であったことからの影響によるものであります。

また、物件費などその他の経費が54億2,115万2,000円で7,875万4,000円の増加となっております。

歳入につきましては、国庫支出金が地方創生道路整備推進交付金などにより1億1,684万8,000円、諸収入が、デジタル基盤改革支援補助金などにより1億1,654万6,000円、それぞれ減少する一方で、地方交付税のうち普通交付税により2億469万2,000円、町税が固定資産税などにより1億3,792万4,000円、町債が緊急減災防災事業などにより1億2,650万円と、それぞれ増加しております。

このようなことから、歳入の財源割合は、町税や繰入金などの自主財源が52億5,308万9,000円で36.2%、地方交付税や国・県支出金、町債などの依存財源が92億6,691万1,000円で63.8%となり、結果、依存財源が大きく増加したところであります。

財政の健全化は、町民の皆様の安心・安全な暮らしを守り、将来世代に希望あるさつま町を引き継ぐための不可欠な土台であります。

これまで以上に、選択と集中を徹底し、限られた予算をより効果的に活用しながら、持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は26億5,553万9,000円で、前年度当初予算と比較いたしまして、1億607万4,000円の減少となっております。

これは、被保険者の減少による保険給付費等の減少が影響していると考えております。

鹿児島県と各市町村が保険者となり、県が責任主体となる国民健康保険新制度へ移行して9年目を迎えますが、被保険者の減少、医療技術の高度化、高い年齢構成による疾病の重症化などにより、引き続き厳しい財政運営となっております。

このようなことから、財政の安定化を図るため、特定健診等の結果に基づき、リスクに応じた個別指導や訪問活動・健康教室等を行い、対象者の生活習慣改善や健康維持増進・重症化予防に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は5億1,667万6,000円で、前年度当初予算と比較しまして

9,395万5,000円の増加となっております。

市町村業務である届出等の受付事務、保険料の普通徴収業務などを正確に実施し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業により、フレイル予防・重症化予防など健康課題の解決に取り組みながら、円滑な事業運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は32億1,128万9,000円で、前年度当初予算と比較しまして75万8,000円の減少となっております。

主に介護予防サービス給付費の減少により、保険給付費は29億7,869万4,000円、前年度比0.09%の減少となったところであります。

本町の高齢化率は43%を超え、人口減少と少子高齢化が加速する中、令和8年度は、「第9期介護保険事業計画」の総仕上げと次期計画の策定準備を進めます。

また、地域包括ケアシステムの深化に向け、認知症への普及啓発と見守り体制を強化するとともに、高齢者やその家族への相談支援体制を充実させ、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

次に、上水道事業会計予算についてであります。

本年度の業務予定量は、給水件数9,740件、総給水量187万6,000立方メートルを予定しており、予算額では収益勘定で収入総額4億4,114万1,000円、支出総額4億2,744万6,000円と定めています。

また資本勘定におきましては、収入総額2億4,181万7,000円、支出総額3億8,059万2,000円と定め、不足する額1億3,877万5,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

主な事業は、令和6年度から整備を進めている佐志地区の水道施設再編推進事業のほか、配水管等の改良工事、水道施設設備の更新などを予定しております。

水道は、日常生活におきまして必要不可欠なライフラインであり、安全・安心な水を安定して供給する必要があります。水道施設の老朽化、災害に備えての耐震化など、多くの課題を抱えておりますが、限られた財源の中で、効率的で健全な事業運営に努めてまいります。

最後に、農業集落排水事業会計予算についてであります。

本年度の予定排水戸数は419戸、年間総排水量10万203立方メートルを予定しております。

予算額では、収益勘定で収入総額6,030万円、支出総額6,021万6,000円と定めております。

資本勘定におきましては、収入総額は計上せず、支出総額を866万1,000円と定め、不足する額866万1,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

資本的支出は、下水道債の償還元金であります。

農業集落排水事業は、施設の老朽化に伴い厳しい財政運営が予想されますが、施設の延命化を図り、効率的な事業運営に努めてまいります。

結びに、令和8年度は「第3次総合振興計画」が始動し、本町の新たな船出の年であります。

議員各位をはじめ、町民の皆様と手を携え、次の10年、さらにはその先の未来に向けて、元氣なさつま町の再生に全力を尽くすこととお誓い申し上げまして、施政方針といたしたいと思っております。

〔上野 俊市町長降壇〕

○新改 秀作議長

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね10時50分とします。

---

休憩 午前10時38分

---

再開 午前10時50分

---

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

[上野 俊市町長登壇]

○上野 俊市町長

それでは、当初予算以外の各議案につきまして、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第4号 さつま町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。

これは、特定乳児等通園支援事業の運営に関し必要な事項を定めることに伴い、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第5号 さつま町公告式条例の一部改正について」であります。

これは、地方自治法の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第6号 さつま町情報公開条例の一部改正について」であります。

これは、庁舎内電子決裁システムの導入等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第7号 さつま町行政手続条例の一部改正について」であります。

これは、行政手続法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第8号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」であります。

これは、人事院勧告等に基づく本町職員の手当の改正に伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第9号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」であります。

これは、社会体育施設の一部廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第10号 さつま町歴史民俗資料館施設条例の一部改正について」であります。

これは、ふるさと薩摩の館を廃止することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第11号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」であります。

これは、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第12号 さつま町火入れに関する条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町火災予防条例において、林野火災注意報及び林野火災警報が追加されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第13号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

これは、東谷北団地及び中津川団地の用途廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第14号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

これは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例

の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第15号 さつま町宮之城文化センター条例の廃止について」であります。

これは、宮之城文化センターを廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第16号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」であります。

これは、公の施設の一部廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第17号 さつま町公共施設整備基金条例の一部改正について」であります。

これは、公共施設等において整備や長寿命化、除却等も含め総合的に管理するための財源として柔軟に活用できるよう、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いを申し上げます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○久保田春彦こども課長

「議案第4号 さつま町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○富満 悦郎総務課長

続きまして、「議案第5号 さつま町公告式条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○富満 悦郎総務課長

次に、「議案第6号 さつま町情報公開条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○富満 悦郎総務課長

次に、「議案第7号 さつま町行政手続条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○富満 悦郎総務課長

次に、「議案第8号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○中村 英美社会教育課長

「議案第9号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○中村 英美社会教育課長

続きまして、「議案第10号 さつま町歴史民俗資料館施設条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○山口 良浩農林課長

それでは、「議案第11号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○山口 良浩農林課長

続きまして、「議案第12号 さつま町火入れに関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○原田 健二建設課長

それでは、「議案第13号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○木場 哲志消防長

それでは、「議案第14号 さつま町火災予防条例の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○中村 英美社会教育課長

「議案第15号 さつま町宮之城文化センター条例の廃止について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○中村 英美社会教育課長

続きまして、「議案第16号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○垣内 浩隆財政課長

「議案第17号 さつま町公共施設整備基金条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○垣内 浩隆財政課長

続きまして、「議案第18号 令和8年度さつま町一般会計予算」について内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○内村 千鶴ほけん総括監

それでは、「議案第19号 令和8年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○内村 千鶴ほけん総括監

続きまして、「議案第20号 令和8年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○川崎 里志ほけん福祉課長

「議案第21号 令和8年度さつま町介護保険事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○新改 秀作議長

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね1時5分とします。

---

休憩 午前11時50分

---

再開 午後1時05分

---

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○出水 隆水道課長

それでは、「議案第22号 令和8年度さつま町上水道事業会計予算」について説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○堀 孝志町民環境課長

それでは、「議案第23号 令和8年度さつま町農業集落排水事業会計予算」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○新改 秀作議長

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、3月10日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

なお、一般質問者の人数次第では、各議案に対する質疑を3月9日の本会議で行う場合がありますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

---

△日程第28「議案第24号 町道路線の廃止又は認定について」

○新改 秀作議長

次は、日程第28「議案第24号 町道路線の廃止又は認定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

[上野 俊市町長登壇]

○上野 俊市町長

それでは、「議案第24号 町道路線の廃止又は認定について」であります。

これは、道路改良及び道路台帳整備等に伴いまして、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により路線を廃止又は認定しようとするため、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[上野 俊市町長降壇]

○原田 健二建設課長

それでは、「議案第24号 町道路線の廃止又は認定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。本件について質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第24号は、会議規則39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員会付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから「議案第24号 町道路線の廃止又は認定について」を採決します。  
お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第24号 町道路線の廃止又は認定について」は、可決  
されました。

---

△日程第29「議案第25号 第3次さつま町総合振興計  
画基本構想の策定について」、日程第30「議案第  
26号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定につ  
いて」

○新改 秀作議長

次は、日程第29「議案第25号 第3次さつま町総合振興計画基本構想の制定について」及  
び日程第30「議案第26号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について」の議案2件を  
一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

まず、「議案第25号 第3次さつま町総合振興計画基本構想の策定について」であります。  
これは、第3次さつま町総合振興計画基本構想を定めようとするため、さつま町議会の議決  
すべき事項を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第26号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について」であります。

これは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、さ  
つま町過疎地域持続的発展計画を定めようとするため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総合政策課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い  
いたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○大平 誠総合政策課長

それでは、「議案第25号 第3次さつま町総合振興計画基本構想の策定について」御説明  
を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○大平 誠総合政策課長

引き続きまして、「議案第26号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について」別紙  
のとおり定めようとするものでございます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

ただいまの議案2件に対する質疑は、3月25日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

---

△日程第31「報告第1号 令和7年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）について」、日程第32「報告第2号 令和7年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第3号）について」、日程第33「報告第3号 令和8年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○新改 秀作議長

次は、日程第31「報告第1号 令和7年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）」についてから日程第33「報告第3号 令和8年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」までの報告3件を一括して議題とします。

内容の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「報告第1号 令和7年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）について」及び「報告第2号 令和7年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第3号）について」並びに「報告第3号 令和8年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」であります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定に基づき、提出がございましたので地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、産業・定住支援室長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○太田 竜也産業・定住支援室長

それでは、「報告第1号 令和7年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○太田 竜也産業・定住支援室長

続きまして、「報告第2号 令和7年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第3号）について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○太田 竜也産業・定住支援室長

続きまして、「報告第3号 令和8年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

ただいまの報告に対する質疑は、3月25日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

### △日程第34「陳情について」

#### ○新改 秀作議長

次は、日程第34「陳情について」であります。

2月18日までに受理した陳情書については、配布してあります陳情文書表のとおり、総務厚生常任委員会及び防衛施設等調査特別委員会に審査を付託します。

---

### △散 会

#### ○新改 秀作議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月6日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後1時38分



令和8年第1回さつま町議会定例会

第 2 日

令和8年3月6日



令和 8 年 第 1 回 定 例 会 一 般 質 問

令和 8 年 3 月 6 日 (第 2 日)

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	( 6 ) 古 田 昌 也	<p>1 災害・防災・危機管理の対応、在り方について</p> <p>近年、災害・防災・危機管理についての訓練や講習会などが開催され、多くの方々が関心を持っている。</p> <p>本町も 20 周年を迎え、時代に合った管理、対応をしていくべきだと考えるが、どのようになっているか次の点を問う。</p> <p>(1) 民間企業などと災害協定を結んでいるが、協定を締結してから更新などは行っているのか。</p> <p>(2) 本町の 7 か所の福祉避難所と連携、避難登録や備品などの更新はされているのか。</p> <p>(3) 4 月から一部の指定避難所が地域管理になるが、備品や建物管理、避難時の対応などに変更があるのか。</p> <p>また、変更などがあった場合は、周知や話し合いはできているのか。</p> <p>(4) 災害対応、準備で一番大切なのは人材だと考えるが、確保はできているのか。</p> <p>2 宮之城中学校分教室について</p> <p>4 月から開校予定の宮之城中学校分教室において、新聞やテレビなどで報道が多くされている。</p> <p>報道は期待の表れであると考え。そうなる多くの人々が視察、研修などで分教室を訪れることが予想されるが、対応策などは考えているのか。</p> <p>また、分教室に通うことを決めた生徒たちが、その後、ふれあい教室やさつまルームの利用を希望した場合には、併用などの対策を考えているのか。</p>
2	( 3 ) 豎 山 秀 樹	<p>1 本町における令和 8 年産米の政策・方針について</p> <p>令和のコメ騒動を受け国の前政権下では、事実上の減反政策を転換し主食用の増産を掲げた。しかし、現政権下は一転、需要に応じた生産を打ち出しており、生産者は、この揺らぐ農政に振り回されている。</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		<p>また一方では、令和7年産米の高騰は異常と指摘する声もあり、消費者のコメ離れが懸念されている。このような状況下、本町においても令和8年産米の作付け調査の取りまとめが実施されているが、この動向も踏まえ産地形成に向けた本町の政策・方針について町長の見解を問う。</p> <p>2 イチゴ栽培における、ほ場の疫病対策について</p> <p>近年、イチゴ栽培農家のほ場において、株が枯れる現象が多数発生しており、その対策に生産現場では大変苦慮している。原因としては、多くは炭疽病であるとの報告がされているが、中には萎黄病(いおうびょう)ではないかとの報告もある。</p> <p>特に、萎黄病については、一旦発生するとその菌が他の株へ連鎖することから、非常に厄介な病気であり対策が困難との報告である。</p> <p>昨年、実際にこれらの疫病感染により、植え付けを断念した農家もある。このような状況が続けば、産地を維持形成することに支障をきたすことも考えられるが、これらの疫病に対する指導、対策について町長の見解を問う。</p> <p>3 本町の畜産事業(繁殖メス牛)における生産基盤の維持・拡大について</p> <p>本町における畜産事業、特に繁殖メス牛の飼養農家については、生産者の高齢化や飼料の高騰を受け、戸数・頭数ともに減少し、令和7年末現在で171戸、3,016頭となっている。</p> <p>特に、飼養戸数については、減少に歯止めが掛からない状況にあり、このままでは全国に誇れる子牛の供給産地としての維持形成が困難視される。</p> <p>これまで町としては、生産基盤の維持・拡大を目的とした町単独の事業を推進しているが、資材価格や子牛価格の高騰を受け、さらなる事業費の拡大上乘せはできないものか、町長の見解を問う。</p> <p>4 食料品店舗が無い地域における買い物困難者への支援策について</p> <p>近年、近隣に食料品店がない、交通手段がないなどの理由で、食料品の買い物に苦勞を感じる人、いわゆる「買い物難民・買い物弱</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		<p>者」と呼ばれる高齢者が増加している。</p> <p>本町においても、長年、地域を支えてきた店舗が閉鎖し、その近隣の住民、特に高齢者からは「遠方まで出掛けなければならず非常に不便を感じている。車の運転ができるうちは良いが、それも長くは続かない。本当に先行きが不安だ。」との声が寄せられている。</p> <p>このように、高齢者が住み慣れた場所で安心して生活を続けられるためには、買い物困難者へ何かしらの支援が必要と考えるが、町長の見解を問う。</p>
3	( 8 ) 武 さ と み	<p>1 現在、学校で行っている「フッ素洗口」について</p> <p>学校で、集団フッ素洗口を始めて十数年経過したが、フッ素の中毒性を訴えている医師もいるなか、学校で行わなければならない合理的理由を問う。</p> <p>2 教育長のめざす学校（子ども）像について</p> <p>インクルーシブ教育を進め、子どもたちが主体的に楽しく学ぶために「多様化学校分教室」では、どのような子ども像をめざすのか問う。</p> <p>また、さつま町のすべての学校を、「不登校」ゼロの学校にするために、取り組むべきことを問う。</p> <p>3 弾薬庫建設によるデメリットについて</p> <p>弾薬庫のあるところでPFAS等の汚染が報道されているが、他にも建設された時の不安を抱えている住民に、デメリットの面をどのように解消するつもりか問う。</p>
4	( 4 ) 徳 留 和 樹	<p>1 本町の農業振興について</p> <p>本町における農業振興は喫緊の課題である。</p> <p>担い手不足、人材不足の中、稼げる農業に向けての政策について問う。</p> <p>(1) 人材不足、担い手不足に対し、今後スマート農業への取組をどのように考えているのか。</p> <p>(2) 学校給食を含む、地産地消への新たな考えはないのか。</p> <p>2 今後のスポーツ振興について</p> <p>近年、本県でもプロリーグなど大変盛り上がりを見せてきてい</p>

順番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		<p>る。本町でも小学生、中学生、高校生と全国で活躍できるレベルであり、今後の子どもたちの更なる成長や交流人口増加に向けた各種スポーツイベント等への更なる支援について問う。</p> <p>(1) フラーゴラッド鹿児島との取組はどのようになっているか。</p> <p>(2) 交流型イベント（プロ、モータースポーツを含む）の開催等について。</p> <p>(3) 全国大会等に出場する方々への支援、また様々なコンテンツでのPR活動など今後、新たな施策はあるのか。</p>
5	(12) 川 口 憲 男	<p>1 防災体制について</p> <p>これまでも危機管理の在り方について質問してきたが、次の点を町長に問う。</p> <p>(1) 町管理河川の整備は、十分と感じているか。河川の河床の浚渫（しゅんせつ）や拡幅の必要性を感じるが、近年の線状降水帯等の影響による降水量の増加に対して、どのような対応策を考えているか。</p> <p>(2) 山の土砂崩れなどに対し、砂防ダム建設について、住民から要望があるが、町としての今後の対策は。</p> <p>(3) 平成18年7月に発生した県北部豪雨災害以降、川内川の大規模改修等により、本町では、河川の氾濫はないが、上流地域の降水量が多い時にはダムの対応を心配している。紫尾山系の降水量等を考慮した時に、現状の河川の状況をどのように考えているか。</p> <p>(4) 国では、無人機攻撃、防空網の強化、有事に備えた迎撃体制の構築を、県では、弾道ミサイル飛来時の対応について、被害軽減のために一時避難先として、頑丈な建物か地下施設に避難するなどの避難行動を示している。こうした国・県の対応を踏まえ、町民への周知をどのように考えているか。</p>

令和8年第1回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和8年3月6日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議場

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番	岸良光	廣議員	2番	上別府ユキ	議員
3番	堅山秀樹	議員	4番	徳留和樹	議員
5番	橋之口富雄	議員	6番	古田昌也	議員
7番	桑波田大	議員	8番	武さとみ	議員
9番	宮之脇尚美	議員	10番	柏木幸平	議員
11番	有川美子	議員	12番	川口憲男	議員
13番	中村慎一	議員	14番	新改秀作	議員

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

早崎行宏	事務局長	神園大士	事務局長補佐兼議事係長
奥平一樹	議事係主任		

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上野俊市	町長	角茂樹	副町長
中山春年	教育長	富満悦郎	総務課長
菊野祐二	危機管理監	大平誠	総合政策課長
垣内浩隆	財政課長	川崎里志	ほけん福祉課長
久保田春彦	こども課長	山口良浩	農林課長
今村讓	畜産振興監	山口泰徳	さつまPR課長
原田健二	建設課長	藤園育美	教育総務課長
井手口勉	学校教育課長	串下哲也	学校給食センター所長
中村英美	社会教育課長		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和8年第1回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「一般質問」

○新改 秀作議長

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数  
の制限はありません。

質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、6番、古田昌也議員に発言を許します。

〔古田 昌也議員登壇〕

○古田 昌也議員

おはようございます。

議場にモニターもつきながら、ちょっと新しくなった最初の一般質問をさせていただきたい  
と思いますので、何卒よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問のほうさせていただきます。

まず、災害・防災危機管理の対応の在り方についてでございます。

近年、災害・防災危機管理について訓練や講習会が開催され、多くの方々が関心を持ってい  
ます。

本町も20周年を迎え、時代に合った管理対応をしていくべきだと考えるが、どのようにな  
っているか、次の点を問いたいと思います。

まず、(1)民間企業など災害協定を結んでいるが、協定を締結してから更新などは行っ  
ているのか。

(2)本町の7か所の福祉避難所と連携、避難登録や備蓄備品などの更新はされているのか。

(3)4月から一部の指定避難所が地域管理になるが、また備品や建物管理、避難時の対応  
など変更があるのか。また、変更などなかった場合は、周知や話し合いはできているのか。

(4)災害対応、準備で一番大切なのは人材だと考えるが、確保はできているのか。

続いて、宮之城中学校分教室についてでございます。

4月から開校予定の宮之城中学校分教室において、新聞やテレビなどで報道が多くされてい  
ます。

報道は期待の表れでもあると考えていますが、そうなると、多くの人が視察・研修などで分  
教室を訪れることが予想されるが対応策などはどう考えているのか、お示してください。

また、分教室に通うことを決めた生徒たちが、その後、ふれあい教室やさつまる〜ムの利用  
を希望した場合には、併用などの対策は考えているのかをお聞かせください。

まず1回目、最初の質問を終わります。

〔古田 昌也議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

改めまして、おはようございます。

それでは、古田昌也議員からの質問にお答えをいたします。

1点目の災害・防災危機管理の対応在り方についてでございます。

まず、民間企業などとの災害協定の交渉を行っているのかとの御質問であります。

本町におきましては、災害復旧をはじめ、物資の供給、輸送、医療救護活動、避難所運営支援など、多様な分野で民間企業の皆様と災害協定を締結させていただいているところでございます。

協定の実効性を維持するため、企業の体制の変更や国・県の指針改定に応じまして、定期的な連絡調整を行いながら、必要な更新を実施しているところでございます。

また、防災訓練への参加依頼や協定内容の確認を通じまして、運用上の課題把握と改善にも取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、民間企業との連携を強化し、災害対応力の向上と安全・安心な地域づくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、福祉避難所との連携や避難登録、備品などの更新についての御質問でございます。

福祉避難所は、指定避難所開設後、特にこの障害など配慮が必要な方がいる場合に、ほけん福祉課で総合的に検討しまして、災害対策本部の判断、決定を経て開設することといたしているところであります。その過程において、要配慮者の受入れを打診する施設とは情報共有をするなどしながらこの連携をいたしているところであります。

また避難登録に関しましては、要配慮者が日常サービス利用をする施設が福祉避難所として登録されている場合は、当該施設への避難が検討されますけれども、福祉避難所ごとの登録は行っていないところでございます。

備品については、現在登録してある7つの福祉避難所は避難スペースの借用のみとなっております。町所有の備品は特になくところでございます。

施設備品等については、消防設備等の法定検査など適正に行われているものと認識しているところであります。

次に、譲渡される指定避難所施設の備品や建物管理、避難所の対応についての御質問でございます。

現在、佐志・山崎の交流館、鶴田地区の3つの施設につきまして、地元への譲渡を予定しており、現在その作業を進めているところでございます。

備蓄品につきましては、マットや簡易ベッド等を一部の交流館に配備してはありますが、非常食などは、これらの指定避難所には配備しておらず、避難所開設時に備蓄庫等より運搬する予定といたしているところであります。

また、避難所の対応につきましては、これまでどおり職員を配置し、避難所の受入れができる体制を継続してまいりたいと考えているところであります。

次に、災害対応の人材確保はできているのかに関する質問であります。

災害対応の人材確保につきましては、防災は自助・共助が重要と言われておりますとおり、行政だけで対応できるものではなく、地域コミュニティとの連携が極めて重要だと認識しているところであります。

避難所の運営や初動の情報収集、高齢者など要配慮者への支援など、地域住民の協力があってこそ迅速で実効性のある対応が可能になると考えているところであります。

そのため、本町では、自主防災組織や消防団等と平時から連携しまして、災害時にどのように役割を分担するかを確認しながら、地域と行政が一体となって動ける体制づくりを進めているところであります。

一方で、人口減少が進む中、地域の担い手が減少していくことが大きな課題であります。  
そのため、防災士などを含みます地域の防災リーダーの育成や若い世代の参加促進など、将来を見据えた取組を進め、持続可能な地域防災の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕  
〔中山 春年教育長登壇〕

#### ○中山 春年教育長

おはようございます。

私のほうから、古田昌也議員の宮之城中学校分教室についての御質問にお答えいたします。

まず、御質問の1点目、開設後の視察や研修への対応策についてですが、議員御指摘のとおり、本町が取り組むこの学びの多様化学校は全国的にも注目を集めており、また、公立の分教室型は九州では、令和7年度現在で1校しかないことから、開設後は、県内外からの視察や研修の申込みが予想されます。

本町としましては、多様な学びの在り方について理解が広がるという観点から、視察等は原則として受け入れる方針です。

しかしながら、最も優先されるべきは、そこで学ぶ生徒たちの安心・安全な学習環境と心理的な安定です。

そのため、視察の受入れに当たっては、事前に生徒たちの意見を丁寧に聞き取り、見られることへの不安や抵抗感に配慮してまいります。

具体的には授業参観や朝、帰りの会など活動の場面ごとに生徒の意向を確認し、心理的な負担が大きいと判断される場合には、視察時間の短縮、制限や見学場所の制限、あるいはオンラインの活用など、柔軟かつ細やかな配慮を行ってまいります。

教育委員会では、これまで全国の先進的な学びの多様化を数多く視察してまいりましたが、先行する多くの自治体においても、このように生徒の主体性を尊重し、その時々の状態に合わせた慎重な対応がとられております。

本分教室においても、こうした先行事例を参考に、生徒が自分たちの居場所が守られていると実感できる視察の受入れ体制を構築してまいります。

次に、2点目のふれあい教室やさつまる〜ムとの併用等の対策についてお答えいたします。

分教室への通級に当たっては、これまで生徒や保護者の方々との延べ70回以上にわたる個別面談を重ね、一人一人の抱える不安や学びへの切実な思いを直接伺ってまいりました。

その過程を通して、生徒個々自らが分教室に通うことを決定したところです。

議員御質問の校内外の教育支援センターとの併用につきましては、生徒たちの決定を大切にし、この分教室での教育活動を何よりも充実させ、生徒たちがここそが自分の居場所であると確信できる場となるよう準備を進めております。

令和7年度には、全国各地で学びの多様化学校の設置がさらに加速しており、不登校支援の在り方は大きな転換期を迎えています。

本町におきましても分教室において、生徒の自己決定を大切にすること、一人一人の興味・関心に基づいた特色ある教育課程をしっかりと実践することで、生徒たちが再びふれあい教室やさつまる〜ムなど居場所としての機能を第一とした場所に戻る必要がないほど、分教室での生活に充実感を感じ、社会的自立に向けて力強く歩んでいけるよう、私たち全力を尽くしてまいり所存であります。

〔中山 春年教育長降壇〕

○古田 昌也議員

回答のほうをいただきました。

それでは、その回答の中で、やはり最後におっしゃっていたように町長、本当に地域コミュニティー、所信表明のほうでもおっしゃったように、人口減の対象で、やっぱりそこら辺の人材確保というのはすごく難しくなっていると思いますので、そこら辺は、5年、10年先のことを考えながら再度やっていただきたいなと思います。

それでは、ちょっと（1）のほうから細かく聞いていきたいと思いますので、まず、協定の見直しを随時行っているという形だったんですが、協定の見直しというのはどこら辺を中心に協定の見直しを進めているのか、お聞かせください。

○菊野 祐二危機管理監

それでは、協定内容の見直しについてお答えいたします。

協定の内容が多様化する災害リスクや社会環境の変化に対応できているかどうか、また、協定先との連携体制が実効性を持って機能するかといった観点から、定期的な見直しを図っているところでございます。

その中で、内容の見直しは特にございませんが、県LPガス協会川薩支部と協定を締結している民間企業等につきましては、町内に存在する川薩支部宮之城協会からの提案もございまして、迅速な対応が見込まれることから、この組織との協定について現在協議を進めているところでございます。

○古田 昌也議員

LPガス協会の方々がそういった形で動いていただいたりとか、そういう見直しというのは随時ちょっとやっていただきたいんですが、そうやった見直し・内容ということは、防災意識の町民の向上のためにも、協定内容の公表とか、周知というのは必ず必要だと思うのですが、それをする考えはないのか、お聞かせください。

○菊野 祐二危機管理監

それでは、公表・周知についてですが、協定内容の公表につきましては、現在、町ホームページにて、さつま町地域防災計画の資料編として協定の内容を掲載しているところでございます。

○古田 昌也議員

すいません、僕の調べ方が悪かったのか、ちょっとそれが出てくるまでに、だいぶ多分、見つけにくかったので、ちょっと分かりやすく端的に、こういうことをやっているよという公表というのは、やはり目を見てみて、資料を見て、町民の方々がというのは、この会社はこういう協定を結んでいただいているんだというような意識の向上のためにも、分かりやすいちょっと表記、ホームページの掲載の方法をちょっとやっていただけますよう要請ときます。

続いて、協定内容に災害復旧事業の契約に関する要綱付けを考えないかって思うんですけど、今実際に災害が起きたとき、倒木など、その他もろもろで道路が使えなくなると、すぐに宮之城支部の建設業協会の方々が自主的に道路のあれをやっていただいていると思います。そこら辺とか、やっぱりそういう道路の確保とか、すぐ対応していただくように、「それをやっていただいたら、そこに工事を発注します」みたいな形ではできないのか、ちょっとお聞かせください。

○菊野 祐二危機管理監

町では、大規模災害時における応急対策に関する協定を県建設業協会宮之城支部と、そして薩摩建友会と同様の協定を締結しておりまして、薩摩建友会との協定では、地区ごとに業者の配置をして対応していただく内容となっており、この協定により対応できるものと認識しておりま

す。

○古田 昌也議員

しているんですね。しているのであればいいです。

ただですね、もうしているのであれば、災害復旧はスピードが命だと僕は考えております。

先ほども言いましたが、道路などの復旧が遅れば、救急搬送もできず、命を落とす可能性もあるので、それと古い木造住宅が密集している地域とか、その他もろもろで道路が未整備で、火災の延焼リスクが高い場所や避難が困難な場所もあるので、特に狭い道路では、消火活動や救助活動が阻害される可能性もありますので、協定の中に、そういった優先的なものがあるのであれば、より要綱を強固に、そして柔軟な対応ができるような要綱に変えていただくことが必要だと僕は考えますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それでは、(2)の福祉施設の避難所についてお伺いいたします。

基本的に、福祉避難所は二次避難が主だと聞いているんですが、一次避難できる福祉避難所は現在あるのかどうかだけお聞かせください。

○川崎 里志ほけん福祉課長

福祉避難所開設運営マニュアルにおきまして、本町福祉避難所は、災害対策本部の決定により開設する二次避難所として位置づけられていることから、一次避難所としての福祉避難所は現在ございません。

○古田 昌也議員

一次避難所は現在ないということなんですが、避難できる場所をつくるべきだと思うんですが、それはどう考えているのか、お聞かせください。

○川崎 里志ほけん福祉課長

一次避難所化につきましては、福祉避難所を迅速に開設できるようにするために、開設手続を見直すことと併せまして、施設側と協議の上、対応したいと考えております。

○古田 昌也議員

ぜひ、一次避難できるように考えているのであれば、早急に手を打っていただきたいなと思います。

今現在7か所のうち、高齢者施設が5か所、障害者の福祉施設が2か所あると聞いていますので、そこら辺の対応とか、そこら辺で考えて、いろいろと対応していただければ多分できると思いますので、ぜひともその一次避難ができる環境整備というのは、もう必ずやっていただきたいなと思いますので要請しておきます。

それでは、今現在、先ほどの回答でちょっとあったんですけど、福祉避難所の登録制ではないということだったんですが、その制度的にはどういった形になっているのか、ちょっとお聞かせください。

○川崎 里志ほけん福祉課長

現在、福祉避難所ごとの避難者の登録というのはございません。

なお、福祉避難所へ避難できる方につきましては、避難行動要支援者制度への登録者のうち、特に配慮が必要な方を想定しており、現在進めております避難行動要支援者制度における個別避難計画の見直しと連動しながら登録を進めてまいりたいと考えております。

○古田 昌也議員

そういった形で登録を進めるのであれば、本当に必要な方々が登録をスムーズにできるような体制づくりというのも必要だと思いますので、ぜひとも、そういった形で進めていただくように要請いたします。

それで、先ほどの回答の中でも、町長の回答の中でもありましたが、必要な方々の手助けという形で、個別に一次避難とかする際、二次避難でもそうですけど、多分、大きな荷物、一人ではできない、家族だけではできないという形で多分なっていると思うのですが、避難所までの誘導とか、送迎とかの体制はどのようになっているのか、また、その家族とも情報共有ができているのか、するべきだと思うんですが、それはどうなっているのか、お聞かせください。

**○川崎 里志ほけん福祉課長**

現在、福祉避難所ごとの登録がないということから、情報の共有というのができておりませんが、現在進めております個別避難計画の見直しの中で、福祉避難所への避難が必要な方につきましては、指定避難所の登録だけではなく、福祉避難所を登録することを考えていることから、見直し作業の過程で家族などの支援者と協議・情報の共有をしてみたいと考えております。

**○古田 昌也議員**

そうしていついただけるのであれば、もう絶対そっちのほうがいいと思いますので、やはり、いろいろ聞くんですね、停電その他もろもろになると、呼吸器が使えなくなって命を落としたりとか、そういった形になってきたりとかしますので、もう必ず、そこら辺の情報共有というのは家族の方々、その他もろもろとしていただきながら進めていただかないと、もし仮に何かあったとき、本当にそれで人命を落とすということになりますので、必ずそこはやっていただきたいと思います。

その中で、先ほども呼吸器の話とか、医療的な問題があって避難が難しいような形っていうのもちょっと聞くんですけど、そこら辺で避難をしたときの避難先にそういった人材の確保というものができているのか、お聞かせください。

**○川崎 里志ほけん福祉課長**

福祉避難所につきましては、医療的ケアが必要な場合があります。専門職の配置が必要ですが、受け入れる施設側も人員不足でありまして、現在、確保できていない状況であります。そのことから、医療・福祉・専門職等の団体等と協定を締結いたしまして、連携する方策を考えているところであります。

**○古田 昌也議員**

できていないのであれば、早急にそこはもうやっていただきたいと思います。

災害は本当にいつ何どき起こるか分からない。本当にそういった形で人命を落としてしまうのは、用意が足りないというのは、本当に僕たち、町の行政とか、そういった責任だと思しますので、必ずその連携というのは、いち早くやっていただきたいと思います。

また、医師会病院とかに避難されるという話も聞きますので、そこら辺、医療機関、先ほど言っていたような形で、もう素早く対応していただきたいなと思いますので、ぜひとも要請しておきます。

続いて、その避難所の施設のことに関してなんですが、備蓄品や備品について、登録のある福祉避難所は7か所あると思うんですけど、設備等の点検とか、例えばスプリンクラーの耐震化とかってというのはできているのですか。

今ちょっとSide Booksのほうに資料を出したんですけど、「スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドライン概要」というのを、僕ら議員研修でちょっといろいろ聞いたので、そこら辺の点検とか、補充とか、そういうのはできているのか、お聞かせください。

**○川崎 里志ほけん福祉課長**

備品についてであります。登録のあります7福祉避難所は、避難スペースの借用のみとなっております。

町所有の備品は特になく状況であります。

施設備品等については、消防設備等の法定検査などによりまして、適正に実施されていると認識しているところであります。

**○古田 昌也議員**

ちょっと資料の簡単なあれは見ていただいたら分かると思うんですけど、平成30年に、消防庁からスプリンクラーの設備等の耐震措置に関するガイドラインが出されているんです。それがこのガイドラインです。

消防本部に確認すると、本町の福祉避難所の7施設はガイドラインが出される前に完成しておりまして、耐震化ができてない箇所もあると、できている箇所もあるということでした。

また、この耐震化は、原則、新築・大規模改修等にガイドラインに基づく措置をできる限り講じるように指導することが望ましいと、すごく曖昧なガイドラインになっています。しかし、僕はもう本当備えあれば憂いなしだと思いますので、ガイドラインに基づく備えは必ず福祉避難所以外の施設にも重要だと考えております。安心で安全な避難を考えるなら、全ての備えが重要だと考えていますので、特に、福祉避難所に登録している方々は、一次避難すら困難です。理由としては様々ですけど、家族の方々の付添い、また医療機器の取扱いや準備なども含めて、課題は多く、本当に人材も多く必要だと本当に考えています。だからこそ、多くの方が避難したくても我慢する傾向が強く、一次避難ともなれば、よけいに考えますので、ぜひとも福祉避難の在り方というものを再度検討して、よりよいものに変えていただきたいと要請したいと思います。ということ踏まえながら、福祉避難所の設置の義務というのは市町村にあると聞いているんですけど、これから福祉避難所を増やすお考えはないか、お聞かせください。

**○川崎 里志ほけん福祉課長**

現在、登録のあります7施設に避難できる人数になりますが、71名となっております、ショートステイなどを利用して避難する方を除いても、十分な人数であるとは考えておりません。今後におきましても、福祉施設等と協議いたしまして、増やしていけたらと考えているところであります。

**○古田 昌也議員**

71名ということですが、これから高齢化が進んでいきます。高齢者の福祉避難というのものがどんどん増えてきます。本当に増やすように強く要請しますので、ぜひとも必ず増やしていただきたいなと思っております。

それでは、(3)の指定避難所の件についてですけど、先ほどの回答にもありましたが、最初にも言いましたけど、課題の多いことだとは思っております。最近の課題としては、地域コミュニティももう変化して住民同士のつながりも希薄化しているケースが多く見受けられます。

先ほどの回答でもありましたが、災害時の助け合いなどの周知、そういった形で今の現在ではできているのかどうか、お聞かせください。

**○菊野 祐二危機管理監**

ただいまの御質問に対してお答えいたします。

災害時の助け合いなどの周知につきましては、広報紙で特集ページの掲載、防災チラシの全戸配布等により周知を図り、また、毎年、出水期を目途に各公民館や自主防災組織で訓練を実施していただくよう呼びかけているところでございます。

**○古田 昌也議員**

呼びかけているということなので、そこら辺の徹底というのをやっていただきたいなと思います。

それでは、避難が長期化した場合のケースなどを想定して、備蓄の確保・点検など、そういったものはどういった形になっているのか、ちょっとお聞かせください。

**○菊野 祐二危機管理監**

避難が長く続くことも想定しておりまして、町ではアルファ化米や飲料水、毛布、簡易トイレなど、必要な物資の備蓄に取り組んでいるところでございます。

ただ、町の備蓄品だけでは十分ではないため、避難所を開設する際には、自助の一環として、住民の皆様にも食料や飲料水、毛布等の持参をお願いしているところでございます。

また、長期化した場合には、国や県などとの協定により、追加物資を確保できる体制を整えているところでございます。

**○古田 昌也議員**

一次避難と二次避難の長期の避難の場合で、いろいろと対処をとって協定を結んでいるということでしたので、一次避難でも飲料水とか、急な避難で出てきたと、それで飲料水も持ってくることもできなかったという場合も考えられますので、そこら辺の対応というものも柔軟な対応をしていただきたいと思いますので、ぜひともそこら辺は検討してください。

それと、またちょっと内容が変わるんですけど、ベッドの件です。

いろいろと確認すると、本町は幼児ベッドを準備していないと。今、段ボールベッドですらなく、軽量のベッド、簡易ベッドだけでは不十分だと考えているんですけど、その点についてはどういった見解を持つのか、お聞かせください。

**○菊野 祐二危機管理監**

幼児ベッドにつきましては、現在のところ町では備蓄していないところでございます。

簡易ベッドだけでは十分でないことの御指摘は、そのとおりだと受け止めております。

乳幼児を安心して過ごせる環境を整えるため、幼児用ベッドや代替となるマットの導入について検討してまいります。

**○古田 昌也議員**

これは僕の反省なのですが、1月に行われた議員研修において、災害の研修を受けてきました。そのときに「幼児ベッドがあるのかどうか、知っている人」ということで、講師の方が質問されたときに、僕は手を挙げられなかったです。知らなかったっていうのがすごく反省する面がありました。

それで、いろいろと調べると（備蓄が）ないということでしたので、必ずそういったことも、きめ細かい配慮というものはしていただきたいなと思っております。

その中で、いろいろと聞いて調べていくと、今、段ボールベッドよりも簡易ベッド、テント用のすごい軽量の運びやすいベッドに切替えていっているということだったんですけど、そういった運搬、軽量化などの運搬方法とか、そういったことを考えているのであれば、保管場所の方法とか、そういうのも各避難所にやるように再検討するべきではないかと思っておりますけど、その点はどう考えているのか、お聞かせください。

**○菊野 祐二危機管理監**

備蓄庫そのものの整備や複数の場所に分けて備蓄する分散備蓄についても、ただいま検討を進めておりまして、より効率的に物資を届けられる体制づくりに取り組んでまいります。

**○古田 昌也議員**

そうですね、もう本当にいつ起こるかどうかわからないです。大規模災害になると、道路もボコボコになり運搬できない、そういったことも考えられます。そういったことを考えると、避難すら難しくなってきますので、そこら辺の分散の備蓄というのは必ず僕は必要だと考えていま

すので、ぜひとも、そこはもう本当に早く強く要請しておきますのでお願いいたします。

人材確保の件については、1回目の回答でちょっと聞くとところがちょっとあれだったので、そこは飛ばしまして、ちょっとまとめになっていきたいと思います。

今の時点で、人材の確保ができていても5年、10年後の人材は本当に確保できているのでしょうか。

これから高齢化、人口減、そういったことを考えると、本当に難しくなってくると思います。

災害が起こったとき、頼りになる存在が、消防職員、消防団の方々、また、災害が大きく非難が長引くと、役場の職員の方々や地域コミュニティの方々、そして地域住民の情報を多く把握している住民の方々が一番の頼りになってくると思います。

そして、本町の課題は、この方々が本当に高齢化しているということが本当に問題だと思っております。

日本各地でも高齢化は同様だと考えていますが、この課題をクリアしないと、本当の意味での人材確保ができていないと考えています。

では、どうするのかというと、今月末で調査が終わる自衛隊との協定を考えると、また、避難が長期化しそうな災害を仮定して、体の動かし方、災害関連死という方がすごく非常に多い、体を動かさないというような形のところで、日々の体の動かし方のプロの理学療法士さんとか、日々の連携の活用を本当にやっていくべきだと思いますので、そこら辺は重々に考えながら、災害の対策、協定、その他もろもろの見直しを、ぜひとも行っていただきますよう強く要請して、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、宮之城中学校分教室についてでございます。

今回、最終的に5名が通学すると聞いているんですが、クラス編成とかはどのように考えているのか、お聞かせください。

#### ○井手口 勉学校教育課長

学級編制につきましては、2年生が2名、3年生が3名の計5名となっております。

2学年が複式学級ということになりますので、1学級扱いということになります。

#### ○古田 昌也議員

複式学級ということではよかったですね。分かりました。

複式学級と分かりましたので、今回、通学を決めた生徒たちは自主的に通学を決めたと聞いていますけど、通学を決めた生徒とか、保護者の反応はどんな感じだったのか、ちょっと詳細なことをお聞かせください。

#### ○井出口 勉学校教育課長

昨年9月から、これまで70回を超える丁寧な面談を重ねてきたところでございます。

あるときは保護者のみ、あるときは生徒さんのみ、そしてあるときは、親子一緒に様々な形でお話を伺ってきたところでございます。

生徒たちには、最終的に決めるのは、やはり自分自身であるということ、時間をかけてじっくり考えてもらいたいということを伝えておりました。

今の自分にとってふれあい教室が一番望ましいのか、さつまる〜ムなのか、あるいはこの分教室なのか、ということはどこが一番自分らしく頑張れそうかと、見つめ直す時間を大切にするために丁寧な面談を重ねてまいりました。

また保護者の皆様にも、お子さんが自分で決めるまで信じて待つてほしいということをお願いしてまいりました。

その判断の材料としましては、ソーシャルスキルトレーニングとか、評価学習の体験も取り

入れて、授業の体験もしていただいたところです。

その結果、本人自らの意思で、ここで頑張りたいと決意した生徒たちの通級を決めたと考えております。

#### ○古田 昌也議員

先ほど70回程度、保護者、その他もろもろ、いろんなケースを踏まえて話合いをしたということですね。

やはり徹底的にそうやっていただくと、生徒、保護者の方々というのはすごく安心すると僕は思っております。その期待を裏切らないように、本当にやっていただきたいと心の底から思うんですけど、ぜひとも、そういった面談、その他、信頼関係の構築というものは、開校してからもぜひとも続けていただけますよう要請をします。

次、通学の件に関してちょっとお聞きします。

この時期3月、4月というところ、バスのダイヤ改正とかが行われるんですけど、準備段階で現在の直近のバスのダイヤの確認とか、その他もろもろ通学に支障がないかというのはどうなんでしょうか、お聞かせください。

#### ○井手口 勉学校教育課長

通学につきましては、公共バスの利用、あるいは保護者による送迎を想定しているところがございます。

頼もしい例として、登校時刻に合わせて自らバスの乗り方を調べて、1人で乗車する体験を既に行った生徒さんもおられます。バスから降りてきた姿がとても嬉しそうだったと、保護者の方からの報告、嬉しいお話も伺っております。

バスのダイヤにつきましては、確認を行ったところでございました。若干の変更はあるものの登下校に支障がないことを把握しているところでございます。

今後も、常に最新の情報を収集して、生徒たちが安全かつ円滑に通学できるよう注視していきたいと考えております。

#### ○古田 昌也議員

ちょっと嬉しいですね。自分で調べて通学をするという意味ってというのは、面談の効果のかなというのはいちよつと僕は思ってしまったんですけど。

そういった形で、どんどんどんどん自主的にされた（生徒が）分教室を選んでよかったと思えるように、本当にしていただきたいなと思います。

また、ちょっと確認になってしまうんですけど、その通級に関して、宮之城中学校と条件というか、その補助の関係とかってというのは、それはもう同様という形で考えてよろしいですか、お聞かせください。

#### ○井手口 勉学校教育課長

通学に係る補助等の条件につきましては、宮之城中学校の本校に通学している生徒に適用されている基準をそのまま適用いたします。

#### ○古田 昌也議員

そこに差があると、僕はもう全く意味がないと思っていたのでよかったです。

そこら辺の説明というのでも重々やっていただきますように要請します。

それと、ちょっと僕が一番これは懸念することなんですが、分教室に通う生徒たちは、部活動というものはどう考えているのか。

どういった話とか、そういった細かい話が出てきてないのか、そこら辺のお話はどうなんですか。

## ○井手口 勉 学校教育課長

おっしゃるとおりで、部活動や地域のクラブ活動への参加を希望している生徒が複数名おられます。結論から申し上げますと、参加は可能と考えております。

ただし、下校時刻や移動の負担、そして、体力面やメンタル面でのリスクについては、本人と保護者に十分説明をこれまでしてまいりました。それらを理解した上で、本人が希望するのであれば、自己決定を最大限尊重したいと考えているところでございます。

## ○古田 昌也 議員

尊重するということで、本当に分教室に通おうが何だろうが、宮之城中学校の生徒です。

そこら辺は、もう本人の覚悟も必要なのかもしれないですけど、こちらの受入れ体制というものが本当に必要だと思います。

確かに、その負担、デメリット、メリットというのがあると思いますけど、僕は部活動がすごく重要なコミュニティーの場だとも考えますし、本当に中学校の部活動でやっている子は、僕は大阪でやっていましたけど、今でも連絡を取るぐらい、そういった濃いコミュニティーの場になっていますので、部活への参加を拒否しないということで、参加できるということだったので安心はしましたけど、そこら辺のケアというものは、十分にまた細心の注意を払ってやっていただきたいなと思います。

そういった声が上がってくるというの、ちょっとすごく嬉しいなという回答をいただきましたので、ぜひとも、そこら辺を共通認識やっていたきたいと思います。

それとお聞きしたいのですが、ふれあい教室やさつまる〜ム、宮之城中学校本校とか、そういった形で分教室に通っていた生徒が、やはりそこがちょっと合わないなと、先ほどやってこっただけ準備をさせていただいているんですが、本当に何が起こるか分からない社会ですので、そういった形で元の居場所に戻りたいというような意見が生徒たちから出れば戻れるのかどうかだけ、ちょっとお聞かせください。

## ○中山 春年 教育長

今の御質問ですけれども、仮に分教室が合わず、ふれあい教室等に戻りたいという希望があった場合につきましては、それを不可とする明確な根拠はございません。

しかしながら、全国の先行事例を見ましても、一度、分教室という学びの場を選択した生徒が、再び校内外支援教育支援センターまた通常の学級に戻ることで、事態が好転することは稀であり、むしろ心身の状態を悪化させてしまう懸念がございます。また、その事例が多かったです。

この分教室は、文部科学省の指定を受け、特別な教育課程を実施する場でありますので、宮之城中学校の学習の進路や取り組む順序が異なります。

また、途中で本校や他の教室に戻ることに、学習面でも相当なハードルがあるのが現実です。

これらの点につきましては、事前の面談で保護者、生徒へ十分に周知し、納得いただいた上で入級を決定していただいているところです。

教育委員会としましては、戻ることを想定するのではなく、先ほど申し上げましたけれども、この分教室でこそ学びが充実するのだと、子どもさんたちが自信を持って言えるような教育環境の創造に我々も全力を尽くしてまいります。

## ○古田 昌也 議員

様々な先進事例ですね、そういった研修で、戻ったらすごいしんどくなったということだったんですけど、やはりそういったこともケースがあるということは頭に入れながら、準備はちょっとやっていただきたいなと思います。

これはあくまで、僕自身の理想論かもしれないですけど、あくまでも分教室は宮之城中学校の分教室であって、普通の学校生活だと考えております。教育要綱とか、いろいろありますけど、僕は普通の宮之城中学校の普通の学校生活だと本当に考えています。

ただ、現在さつま町では、小規模学校から来た生徒が一気に増える中学校に、その同級生の数の多さに驚いて、戸惑いを感じながら、ちょっとなかなか行きにくくなったような形の受け皿が分教室、さつま町～ム、ふれあい教室なのかなというふうに思っています。

そのために、本町は、ふれあい教室やさつま町～ムと様々な環境の下で、子どもたちに対する受皿を準備して対応はしているっていうのは、もう本当にありがたいことであって、そこはもう自負というか、本当に自慢していいところだと思っております。

本当の理想は、この良いいろんな教室の用意が無駄になることだと思って、すべての子どもたちが宮之城中学校に通学し、共同して卒業してもらうのが僕は本当に最高の理想だと思っております。

しかしながら、そういうことが難しい現代、その受け皿を用意するのは我々行政の守りだと思っておりますので、ぜひともそこら辺は、強くまた再認識していただきたいと思っております。

今回の分教室は、多様化学校で学習指導要綱の一部を学校の裁量に委ねることで十分な教育課程を編成することができるはずです。

しかし、学習指導要綱をどこまで尊重して、残りの部分で、どのような多様な学びを提供していくのかは試行錯誤をしている段階なのかなと思っておりますが、ここでもうあえて要請というか、お願いをしておきます。

決して、試行錯誤している段階でも、自信を持って、もうこれが最高の場所をつくったと自信を持って開校に臨んでいただきたいと、強く要請しておきます。

確かに、初めての試みで試行錯誤するのは理解できますが、私たちが子どもたちに最高の教育環境を用意しているんだという自信を持ち、この分教室に挑んでいただきたいと、再度、申し上げます。

自分自身で分教室に登校を決めた子どもたちには生きる力を身につけてもらい、成長の努力をしながら、ともに作り上げていく分教室であるように、本当に強く要請をしておきます。

最後に町長、ちょっとお聞きします。

町の長として、この分教室の在り方、その他もろもろ、こういった体制で教えている子どもたちの学習の意味だったり、町の役職というのはどういった形で考えているのか、お聞かせください。

#### ○上野 俊市町長

私の立場から、お答えさせていただきます。

私自身、将来を担う、本当にこの大切な児童・生徒でございます。その生徒が等しく学べて、しっかりと将来に向かって歩んでいただく、そのための分教室も一つの手段だと思っております。

なかなか本校に行けない、行きたくても行けない子、こういう方々がたくさんいらっしゃいます。そういう人たちにもやっぱりそういう場所を提供して、何とか将来に、未来にしっかり羽ばたいていただくような体制づくりをつくっていくのは、我々やはり行政の責務だと思っております。そういうような観点からも、しっかりとこの教育の関係等につきましては、我々もこの行政としての立場から後押ししていきたいと考えているところでございます。

#### ○古田 昌也議員

ですね。本当に教育委員会のみならず、町を挙げて、子どもたちのためにやっていくのが本当の行政の在り方、教育委員会の在り方、そして、議会の在り方だと思っております。

本当に初めてのことで試行錯誤すると思いますが、もう本当に自信を持って、すべての子どもたちが、「やっぱり、さつま町でよかったな」と思って、将来大きくなって働いて帰って来られるような環境の思い出づくりというのも、教育の一環だと僕は思っておりますので、ぜひとも、そういった形でやっていただければと強く要請しておきますので、これで、僕の質問は終わります。

#### ○新改 秀作議長

以上で、古田昌也議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時35分とします。

---

休憩 午前10時21分

---

再開 午前10時35分

---

#### ○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、3番、堅山秀樹議員に発言を許します。

[堅山 秀樹議員登壇]

#### ○堅山 秀樹議員

お疲れさまでございます。議席番号3番、堅山秀樹です。本日、2人目の質問者です。よろしくお願ひ申し上げます。

先般、昨年の鹿児島県産の荒茶生産額は、2年連続で日本一となったとの新聞報道がございました。

地道に続けた産地化への取組に加え、世界的な抹茶ブームを追い風に日本一の足場を固めたとされております。その効果もあり、町内の昨年の荒茶販売価格は高値で推移し、生産者には笑顔が戻ったと思っております。

また、子牛市場におきましても、昨年の11月せりより高値に推移し、2月せり市では、総平均で83万8,485円となり、前回対比で8万3,667円高で終了しております。要因としましては、子牛の頭数減少によるところが大きいとされております。しかしながら、市場関係者によりますと、6月からの夏場にかけての相場がどうなるかが、この相場を維持できるのかのポイントになるとの見方もございまして、手放しでは喜べない状態でございます。

さて今回、私は農業関連の項目としまして、米・イチゴ・畜産に関する質問3項目と、高齢者支援に関する質問1項、計4項目について質問をさせていただきます。

はじめに、質問の要旨を申し上げます。

1、本町における令和8年産米の政策方針について、令和の米騒動を受け、国の前政権下では事実上の減反政策を転換し、主食用米の増産を掲げた。しかし、現政権下は一転、需要に応じた生産を打ち出しており、生産者はこの揺らぐ農政に振り回されている。また一方では、令和7年産米の高騰は異常と指摘する声もあり、消費者の米離れが懸念されている。

このような状況下、本町においても、令和8年産米の作付調査の取りまとめが実施されていますが、この動向も踏まえ、産地形成に向けた本町の政策方針について、町長の見解をお聞かせください。

## 2、イチゴ栽培における圃場の疫病対策について。

近年、イチゴ栽培農家の圃場におきまして、株が枯れる現象が多数発生しており、その対策に生産現場は大変苦慮しております。原因としては、多くは炭疽病であるとの報告がされていますが、中には萎黄病（いおうびょう）ではないかとの報告もあります。特に萎黄病については、一旦発生すると、その菌が他の株に連鎖することから、非常に厄介な病気であり、対策が困難との報告であります。

昨年、実際にこれらの疫病感染により植付けを断念した農家もあり、このような状況が続けば、産地の維持形成することに支障を来すことも考えられるが、これらの疫病に対する指導・対策について、町長の見解をお聞かせください。

## 3、本町の畜産事業、繁殖雌牛における生産基盤の維持拡大について。

本町における畜産事業、特に繁殖雌牛の飼養農家については、生産者の高齢化や飼料の高騰を受け、戸数、頭数ともに減少し、令和7年末現在で171戸、3,016頭となっております。特に、飼養戸数については減少に歯止めがかからない状況にあり、このままでは全国に誇れる子牛の供給産地としての維持形成が困難視されます。

これまで町としては、生産基盤の維持拡大を目的とした町単独の事業を推進しているが、資材価格や子牛価格の高騰を受け、さらなる事業費の拡大、上乗せはできないものか、町長の見解をお聞かせください。

## 4、食料品店舗がない地域における買い物困難者への支援策について。

近年、近隣に食料品店がない、交通手段がないなどの理由で食料品の買い物に苦勞を感じる人、いわゆる買い物難民、買い物弱者と呼ばれる高齢者が増加している。

本町においても、長年地域を支えてきた店舗が閉鎖し、その近隣の住民、特に高齢者からは「遠方まで出かけなければならず、非常に不便を感じている。」、「車の運転ができるうちはよいが、それも長くは続かない。本当に先行きが不安だ」との声も寄せられている。

このように、高齢者が住みなれた場所で安心して生活を続けられるためには、買い物困難者へ何かしらの支援が必要と考えるが、町長の見解をお聞かせください。

以上4項目につきまして、町長の見解をお聞かせください。

〔豎山 秀樹議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

## ○上野 俊市町長

それでは、豎山秀樹議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の本町における令和8年産米の政策方針についてでございます。

国の米政策につきましては、御案内のとおり二転三転しているところであります。中長期的なこの確固たる政策が示さない中におきまして、生産現場におきましては、大きな混乱と不安が生じていると捉えているところでございます。

また、米価格の高騰によります消費者の米離れにつきましては、中長期的な産地維持におけます大きな課題であり、こうした外的な要因に左右されない選ばれる産地づくりが必要であると考えているところであります。

国の令和8年度の鹿児島県の生産目標につきましては、8万9,000トンでございまして、令和7年度の9万トンに対しまして、約1,000トンの減となっているところでございます。

本町の令和8年産米の作付調査の2月27日現在の数値ではございますけれども、稲作作付面積につきましては1,365ヘクタール、うち主食用米が1,248ヘクタール、WC S用稲が91ヘクタール、加工用米が25ヘクタールでございまして、主食用米につきましては、前年対

比23ヘクタールの増となっているところであります。

今後の方針といたしましては、ヒノヒカリから高温耐性の奨励品種でございます「あきの舞」へのこの転換を図りながら、「あきの舞」の生産拡大に向けて取り組んでいきたいと考えているところであります。

「あきの舞」につきましては、品質もよく、ヒノヒカリより収量も多く、また食味もというようなことが出されているところでございまして、また、栽培管理につきましては、関係機関によります栽培技術指導を積極的に行ってまいりたいと考えているところであります。

ヒノヒカリと若干、栽培管理が違うというようなことも指摘されておりますので、ここあたりについては、しっかりと対策をとっていく必要があると考えております。

また、生産者と連携しまして、ふるさと納税の返礼品や学校給食へ提供することで、多くの方々にさつま町を応援していただけることや生産者の支援、地域の活性化にもつながるものと考えているところであります。

今日の米価格の高騰によりまして、消費者側からも、人件費や生産資材の高騰による生産コストの増加等、ある一定の農業経営や農産物価格に対する理解も得られたと考えておりまして、今後は需要と供給のバランスがとれ、生産者と消費者の双方が満足できる価格を望むところでございます。

次に、2点目のイチゴ栽培における圃場の疫病対策についてでございます。

現在、町内のイチゴ農家は14戸で、栽培面積は約2ヘクタールありまして、主に県内や名古屋、大阪方面に出荷されているようでございます。

苗の定植は、例年9月下旬頃から始まりますけれども、令和6年度では、育苗苗の病害によりまして苗の確保が困難となり、作付けを断念した農家もあったとお聞きいたしているところであります。私も二、三の農家から直接、その話もお伺いしているところでございます。

疫病等により、この苗が不足する場合におきましては、JA北さつまにおきまして、管内やほかの県内産地から苗を調達して補っているというようなことでございます。

疫病の指導体制につきましては、さつま町農林技術協会の園芸部会におきまして、現地検討会による集団指導や個別に聞き取り調査を行い、植付け時や疫病発生後の対策・指導を行っているところでございますけれども、農家ごとの発生原因にそれぞれ違いがありますことから、より深い個別調査が必要な状況下にあります。

今後におきましては、県の園芸振興協議会の技術部会やさつま町農林技術協会の園芸部会、令和8年度から新たに営農専門指導員を配置しまして、JA北さつまの営農指導員等の関係者と連携をとりながら、県のイチゴ栽培指針やさつま町農林業技術協会の園芸部会の栽培暦に沿った栽培技術の指導、町単独補助事業によります、土壌改良や育苗における雨よけ施設等の整備、生産資材の支援等を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目の本町の畜産業における生産基盤の維持・拡大についてでございます。

繁殖メス牛の飼養農家及び飼養頭数につきましては、議員からもございましたように、農家の高齢化、後継者不足に加えまして、長引く配合飼料などの資材高騰、子牛価格の低迷により厳しい経営環境により、減少傾向に拍車がかかっているものと認識いたしているところであります。

また、子牛の家畜市場の上場頭数減少につきましても、この繁殖農家の減少に加え、疾病や分娩時の事故等の増加が大きな要因となっていますことから、JA・県・共済組合と一体となり、この対策を協議しているところでございます。

そのような状況にある中、昨年2月セリ市から子牛価格が上昇しまして、令和8年2月現在、令和2年度程度の水準まで回復してきているところであります。要因としましては、全国的な子

牛生産頭数の減少によりまして、購買者の引き合いが強くなっていることも考えられているところでございます。

このような中、増頭対策の強化としましては、国・県の補助事業最大限活用しながら、生産基盤の充実を図り、また、町費でのさらなる拡大・上乘せにつきましては、大規模農家だけでなく、兼業・高齢農家に対しましても活用できるように、令和8年度から新たに優良な自家保留牛の育成に対しての助成を多頭飼育農家や小規模農家の区別なく、産地形成を図っていき、ソフト・ハード両面での支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に、4点目の食料品店舗がない地域における買い物困難者への支援策でございます。

地域を支えてこられたお店が閉店され、その周辺地域におきまして、お住まいの町民の方々にとりましては、生活必需品の買い物など、大変不便になられていると認識しているところでございます。

閉店に至る背景には、人件費の高騰や人員不足、それから、機械備品の更新にかかる費用などが高額に上がるというようなことなどがあると聞いています。

買い物の支援につきましては、現在、町内には北さつま農協が運行します「笑味ちゃん号」や株式会社大和が運行する「とくし丸」などの移動販売車が町内を巡回しているところであります。

そのほか、電話やネットによる事前注文制の生協コープ鹿児島が運行します宅配などもございまして、お店に行かなくても家の近くで生鮮食料品や日用品を購入できるようになっているところでございますので、この利用促進が図られるよう、また、周知啓発にも努めてまいりたいと考えているところであります。今後におきましても、買い物困難者対策につきましては、地域や住民の声を聴きながら対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

## ○豎山 秀樹議員

ただいま町長より4項目について、現状及び今後の対策、あるいは方針等について答弁、見解をいただきました。

それでは、ただいまの答弁を受けまして、関連した内容について1項目めから順次、再度質問をさせていただきます。

まず1項目めの令和8年産米の政策方針について3点ほど、再度質問をさせていただきます。

1点目、県農業再生協議会が設定した、さつま町の主食用米の生産目標は、2024年が1,305ヘクタール、これに対して、さつま町の作付実績は1,143ヘクタールでありまして、162.1ヘクタールのマイナス、2025年においては、県の目標1,313.1ヘクタールに対しまして、実績は1,224.9ヘクタール、88.2ヘクタールのマイナスとなっております。

今年は、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、県の目標が1,325ヘクタールに対しまして、2月末現在で1,248.3ヘクタールとなっているようであります。

まだ集計の途中ではございますので、正確な数字ではございませんが、今年の作付面積が昨年、一昨年を既に超えておりますので、買入れ価格の上昇が、生産者の耕作意欲を上げているというふうに考えております。

町長の施政方針の中では、奨励品種「あきの舞」の生産拡大に向けて取り組むとありました。

あきの舞の栽培面積が増え、ヒノヒカリにかわる後継品種として、徐々に浸透しつつあります。しかしながら、昨年より導入された品種であることから、栽培体系なり、栽培マニュアルがしっかりと確立されていないのが現状であります。町長の答弁にもございましたけれども、まだ手探りの状態で栽培をしていると考えます。昨年は、倒伏した圃場が多かったと聞いております。

今後、生産の維持拡大に向けてはこの栽培マニュアル、あるいは栽培体系を早期に確立することが重要と考えますが、見解をお聞かせください。

○山口 良浩農林課長

それでは、お答えいたします。

鹿児島県の米の採種である中津川採種生産組合において、令和7年度から新品種のあきの舞を作付し、県内農家への供給が始まっているところです。

町内の米農家の方々からは、あきの舞は、議員がおっしゃるように、「量は取れるが倒れやすい」といったような声が聞かれているところでございます。

あきの舞の品種の特性としまして、茎が細く、草丈が長い、また粒が大きく、量は取れるといった特性があるようでございます。倒伏防止の対策としまして、10年前と比べて、たい肥や緑肥による地力の高い水田が増えていることから、土壌診断を各圃場行い、診断に沿った適切な施肥をすることが一点、二点目は、水管理も大事になってくることから、適期に確実に中干しを実施し、根の活力を高め、土壌を固めることに留意することが重要であると考えます。

今後は、技連会、普通作部会において、あきの舞の栽培マニュアル、栽培暦を作成し、生産者への周知を図っていきたいと考えているところでございます。

○豎山 秀樹議員

ただいま答弁にもありましたように、あきの舞は、高温耐性に優れた品種であり、食味もよく、収量もヒノヒカリより多いとされています。

昨年のおつま町でのあきの舞の一等比率は54%、二等米が39%、三等米が7%であり、集荷数量が約6,000袋（タイ）ということでありました。ヒノヒカリに比べて、非常にこの一等米比率が高く、しかも粒歩合もきれいであったというふうに聞いております。

ただ、この格下げ要因としては、着色粒、カメムシ、線虫による被害もあったと聞いております。こうした被害を、軽減するためにも栽培指導なり、栽培マニュアルが必要と考えますので、答弁にもありましたように関係機関と協議を継続し、早期の確立を要請いたします。

2点目、先ほどの町長の答弁にもありましたように、食用米の作付面積は1,248ヘクタールであり、昨年より23ヘクタールの増となっているとありました。

一昨年から主食用米の買入れ価格が高騰したことによりまして、WCSや加工用米が減少し、主食用米へシフトしていると考えます。

一方で、減少したWCSや加工用米の確保が困難と思われませんが、WCS及び加工用米については、今後どのような方向性を見いだすべきか、見解をお聞かせください。

○山口 良浩農林課長

先ほど町長の答弁にもありましたように、令和8年2月末現在での令和8年度の米の分類別作付面積であります。主食用米1,248ヘクタール、WCS用稲91ヘクタール、加工用米25ヘクタールとなっており、WCS用稲は前年より23ヘクタール、加工用米は0.4ヘクタール、それぞれ減少し、食用米が23ヘクタール増加しているところでございます。

昨年9月議会において、豎山議員より加工用米の質問がありました。その中で、おつま町農業再生協議会において、交付金の引上げも行い、栽培の維持を行っておりますが、令和8年度においても、この交付金を最大限に活用し、WCS用稲、そして加工用米の作付面積の維持を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○豎山 秀樹議員

今、申し上げたとおり減っていることは確かでございますけれども、畜産農家と提携をしていた一般農家が主食用米に移行したことが大きな要因でもあります。このWCSが減ったことに

関しましては。

畜産農家によりますと、WCSの減少は藁で代替ができるというふうに言われる方もいらっしゃいますけれども、全ての畜産農家が、そのような考えではございませんので、今後、この件に関しましては、現場の意見を聞きながら対策を講じる必要があると、そのように考えます。

また加工用米につきましても、昨年、私は町の助成金の上乗せを県レベルにしてくださいというお願いもしておりました。今年の買入れ価格はどうなるか分かりませんが、多分、私は思うのは5,000円あと上げると、三等米より少し高くなる可能性があると思いますので、まだ検討の余地がございます。どうか要請をしておきます。

3点目でございます。

先ほど町長の答弁では、新品種にあきの舞については生産者と連携し、ふるさと納税の返礼品や学校給食へ提供することも必要との答弁がありました。

現在、町内産のヒノヒカリを原料として、薩摩のさつまの銘柄でカタログやネット販売が行われております。

そこで、新品種であるあきの舞について、主要産地として県内外へPRするためには、どのような施策を考えておられるか、お聞かせをください。

#### ○山口 良浩農林課長

令和8年度の主食用米の品種ごとの作付面積でございますが、ヒノヒカリが717ヘクタール、あきほなみが300ヘクタール、あきの舞が179ヘクタールでございます。

全体の割合から見れば、ヒノヒカリが57%、あきほなみが24%、現在、あきの舞が14%でございます。

あきの舞については、今後徐々に増加する品種として考えられ、JA農協の主食用米として、銘柄が確立され、市場に出回れば、代替的な販売戦略のPR活動、そしてまた、議員が言われるように、薩摩のさつま、ヒノヒカリからあきの舞への転換という活動もできるのではないかとこのように考えます。

#### ○豎山 秀樹議員

今、割合的なものはおっしゃいました。依然として、ヒノヒカリが多いということでございます。今後、あきの舞の普及が進むとなれば、今現在ヒノヒカリを中身として、薩摩のさつまで販売しておりますけど、あきの舞の普及が進むとすれば、現在、薩摩のさつまの中身をあきの舞に変えるのか、それとも全く新しいネーミングで販売するのか、その点についてはどう考えでしょう。

#### ○山口 良浩農林課長

農協の共販ということでございます。そしてまた、商工観光PR課、役場のほうは、薩摩のさつまというふうに銘打って出しているところでございますので、今後、JA、そして、役場の関係課、そして、農林課、関係各位、協議しながら、どれが一番得策かということで話し合っていきたいというふうに考えます。

#### ○豎山 秀樹議員

今おっしゃるとおりだと、そのように考えます。

ヒノヒカリの後継品種としまして、産地を確立するためには生産・流通・販売、この3つが整うことが必要でございます。

これからの施策がとても大切と考えますので、引き続き地域全体で取り組むことを要請いたします。

以上で、米の施策についての質問を終わります。

2項目め、イチゴ栽培における疫病対策についての質問に入ります。

2点ほど再度、質問をいたします。

1点目、昨年のイチゴハウスにおける平均収量は、全体で10アール当たり2.2トンから3トン、平均キロ単価は1,360円と、これは共販実績でございますが、とのことであります。

疫病の影響も多少出ているというふうに聞いております。

先ほど町長の答弁にもありましたように、昨年は、育苗の病害により作付を断念した農家もあつたとのことでございます。特に萎黄病については、県の回答でございますが、土壌及び株、ランナーで伝染するもので、対策としては、土壌消毒と感染株の除去しか方法がなく、定植後にポンプで発生した場合、対策はないということございました。

そのため、健全な親株を県外の種苗会社に依頼し、これは山梨県の種苗会社です、に依頼して、取り寄せている農家さんもあります。しかしながら1株当たり600円程度のコストがかかるとのことでございます。

現状、「さつまおとめ」、「さがほのか」の苗生産をしているところは、全国でも山梨県の業者のみと聞いております。非常に負担が大きいことから、今後、苗の購入に対して、費用の一部助成措置などできないものか、お尋ねいたします。

#### ○山口 良浩農林課長

現在、町の単独補助の経営改善対策事業の中で、重点品目に対し、優良種子、優良苗の新品種導入に係る助成は行っているところでございます。

またイチゴに対しても、育苗施設や遮光ビニール、雨よけビニール等の資材購入助成を行っております。

苗の購入については、現在、農協共販であれば経済連からの購入となり、そしてまた、山梨の業者から経済連を通じて、こちらのほうに卸されます。

町が指定する重点品目、イチゴとか、トマトとか、サトイモとか、そういうのも全てです。経済連のルートで購入しているところでございます。

今後におきましても、既存の経営改善対策事業を活用していただき、先ほど町長答弁にもございました「土壌改良事業等」、そういうので産地維持を図っていくことを御理解していただきたいと思っております。

#### ○堅山 秀樹議員

新品種の購入には助成措置があるが、既存の品種の購入には制度的なものはないという回答でございました。

またイチゴ農家だけではなく、ほかの作物を栽培されている方にも関わることで、簡単ではないとの答弁でもありました。

せめて、県外の業者から購入する分だけでも助成ができないかと考えますが、再度、制度の見直しを強く要望しますが、その点はいかがでしょうか、お聞かせください。

#### ○山口 良浩農林課長

トマトに対しても県内のタキイ種苗とか、いろいろそういうところとの交流もございます。

今後、協議しながら検討していきたいというふうに考えます。

#### ○堅山 秀樹議員

本当に農家は困っておりますから、制度の見直しを強く要請いたします。

それでは、2点目でございます。

この疫病対策については、県をはじめ関係機関も現状を認識していると聞いております。

なかなかこれといった対策を打ち出せないのが、現状でございます。

全国には、大きな産地がたくさんあります。先進地での対策指導を含めた技術指導を学ぶことも大切と考えます。

町が主体となり、技術員の先進地への研修派遣などは考えておられないか、お尋ねをいたします。

#### ○山口 良浩農林課長

イチゴにつきましては、県内外を問わず、いろいろな品種の産地が形成されております。

現在、主要なものは、私たちのさつま町では「さがほのか」というふうになっているところでございます。

今後も町の議連の野菜部会、JAのイチゴ部会等の関係機関と連携を図りながら、県内外を問わず、視察研修も行っていきたいというふうに考えます。

そしてまた、4月からお願いする園芸の営農専門指導員につきましては、イチゴの知識も豊富で、県内の先進農家の情報も大いに活用・共有できると期待しているところでございます。

#### ○豎山 秀樹議員

技術指導や栽培技術は、日々進歩をしております。

現在の技術指導が悪いとは思っておりませんが、全国レベルに引き上げるためには、研さんを重ねるしかないと考えますので、前向きな取組を要請いたします。

以上で、イチゴ栽培に関する質問を終わります。

それでは、続きまして3項目め、本町の畜産事業における生産基盤の維持拡大についての質問に入ります。

3点ほど再度、質問をいたします。

1点目、まず今回の畜産農家物価高騰対策支援事業につきましては、畜産農家より非常にありがたいという声を聞いております。

また、現在実施されております「町単独肉用牛助成事業」についても、手厚い対策がとられております。中でも、「町肉用牛特別導入事業基金」においては、貸付け上限額を40万円から50万円に引き上げるなど内容の見直しもされております。

しかしながら、優良雌牛の保留・導入に対する助成項目の中で、補助の条件として、郡の展示会に出品した子牛が対象となっており、それ以外の子牛は助成対象外となっております。ここについては、農協JAのみが助成を実施しているということでございます。

生産者の中には、この事業を活用したいがために、自家保留であっても、わざわざ品評会に引いてくる方もいらっしゃるというふうに聞いております。

郡展以外の牛に対しても助成措置はできないものか、お尋ねをいたします。

#### ○山口 良浩農林課長

先ほどの町長答弁もございましたように、令和8年度より、優良な自家保留の育成に対しての助成も行うことというふうに、考えているところでございます。郡展に出場しない優良な子牛を対象に、その畜産農家に対しての助成ということで、大規模飼養農家だけでなく、高齢者等の小規模飼養農家に対しても、1日でも長く畜産経営してもらいたいという助成にしたところでございます。

#### ○豎山 秀樹議員

そのように、私もそうなる中身的なものをしっかりとまだ把握はしておりませんでしたので、申し訳ございませんが、今答弁にありましたように、兼業高齢化農家に対して、今年度（令和8年度）より新たな優良な自家保留牛の育成に対しての助成を行うとありましたので、内容の改

善点については、生産農家にも周知をしていただきますように要請をします。

2点目、薩摩中央家畜市場管内では、昨年、子牛の死亡頭数が500頭を超えていると報告をされております。

これは、1回のせり市分に相当する数になります。この数字を減らすことができれば、母牛の増頭運動をしなくても済むと考えられます。

死亡の原因については、出産時や出産後の風邪・肺炎・下痢などが挙げられますが、生産農家への予防・指導については、現在どのように実施されているのか、取組状況をお聞かせください。

#### ○山口 良浩農林課長

議員がおっしゃるように、死亡頭数500頭と、これは、せりの1日ないしは2日分というふうを考えているところでございます。

令和7年度より毎月のせり前に行われるJA北さつま・県・町で組織する畜産関係職員連絡会の中で、共済組合を交えて子牛の死亡頭数や死亡原因と思われる要因等の情報の共有、そして、頭数減少等の対策の構築・強化、飼養管理・衛生指導等について、共済組合の獣医師のデータを共済組合のほうからもらって、それを活用しながら検討を図っているところでございます。

そしてまた、令和8年度からは、その情報をもとに、各飼養農家に対して周知を図っていき、この死亡頭数の減少に努めてまいります。

#### ○豎山 秀樹議員

ただいまの答弁に関しましては、非常に基本的なことだと考えます。

生産者を集約した研修も必要であり、大切なことでありますけれども、最も重要なことは巡回指導だと考えます。人材が不足しております、事務も煩雑化している中で難しい環境でありますけれども、農家のため、行政・JA・他関係機関が一体となった取組の強化を要請いたします。

3点目、子牛の供給産地としての維持・拡大については、市場における購買者への支援や購買者誘致も重要な要素ではないかと考えます。

現在、薩摩中央家畜市場においては、1回のせり市開催で80名から90名の購買者が県内外から来られております。

以前は、購買者誘致の対策として、県外の購買者に対して宿泊費の一部助成が行われておりましたが、現在は行われておりません。ほか、輸送費の助成とか、多数購買された方への助成措置とか考えられますが、購買者誘致に関して、どのようなお考えをお持ちか、お聞かせください。

#### ○山口 良浩農林課長

議員も言われましたように、以前は、県外の購買者に対し、宿泊の助成を行っておりました。

現在は、町内に宿泊施設が少ないことにより、県外の購買者は霧島市、薩摩川内市、鹿児島市等に宿泊されているところでございます。

助成を終了した背景には、町内で宿泊される購買者は毎回同じ購買者であり、その購買者に対しての助成が繰り返され、偏ったこと等の原因から終了した経緯がございます。

また、輸送費助成については、例として、北海道からの購買者をとりますと、現在の輸送量はチャーターで約70万円、24頭積載で1頭当たり3万円程度の費用がかかると聞いております。子牛24頭の購入については、当さつま市場の1か所だけでなく、せり日の近い県内の各市場で購入し、最終で24頭、満載で帰るのが通常であるとのことでした。

購入する牛もさつまで何頭買われるか予想もつかず、その費用算出についても見通せない状況でございます。

そういうことを鑑みますと、本町は、優良種雄牛（種牛）の産地であることから、県内外の購買者が、それを目当てにこちらの市場に来られます。

今後においても、既存の補助事業や令和8年度からの新たな事業を活用しながら、多頭飼養農家や小規模飼養農家の区別なく助成を図り、県内外の購買者に対し、魅力ある子牛生産に取り組んでいきたいと考えているところです。

また、購買者誘致については、トップセールスや担当者レベルでの多頭購買者への個別訪問を行い、勧誘を進めていきたいというふうに考えているところです。

#### ○豎山 秀樹議員

おっしゃるとおりだと、そのように考えますが、輸送費の助成については、国の事業としてはあると聞いております。ただし島への輸送に限定されており、本土にはないとのことでございます。何といたしまして、購買者あつての市場でございます。子牛の供給はもちろんのことでありますが、特色ある、魅力ある市場として、全国に誇れる市場でもありたいと考えますので、何とか、知恵と工夫を出しながら、そういうことを対処していただければというふうに要請をいたします。

以上で、畜産に関する質問を終わります。

最後に、4項目め、食料品店舗がない地域における買い物困難者への支援策についての質問に入ります。

3点ほど再度、質問をいたします。

1点目、買い物難民者が発生する原因としては、地域商業の衰退、公共交通網の減少、高齢者の増加、この3項目が主なものとされております。

まず、本町における買い物難民者への支援に関しましては、福祉部門なのか、後期高齢者部門なのか、総合政策部門なのか、そのところをお聞かせください。

#### ○山口 泰徳さつまPR課長

食料品等を提供する商店への支援につきましては、商工業振興という観点から、さつまPR課が担当となります。そのほか、買い物困難者は高齢者が多いことから、ほけん福祉課などが支援に当たっております。

#### ○豎山 秀樹議員

ただいまの答弁では、商工業振興という観点から、さつまPR課、高齢者支援として、ほけん福祉課が行うとありました。

そこで、2点目の質問です。

この買い物難民者に関しては、先ほど質問で申し上げましたとおり、商業に関する事項、公共交通に関する事項、それから、高齢者支援といった一つの部署では解決できない事項が多く存在をします。

それぞれの部署には、これまで培ってこられたスキルと経験があるというふうに考えます。

それを生かした横の連携での対策を講じていただきたいと考えますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

#### ○山口 泰徳さつまPR課長

先ほど町長が回答されました、株式会社大和が運行する「とくし丸」が町内においても移動販売車等運行されておまして、町内で約100件の登録があり、1日30件から40件の利用があるようでございます。

また、年末あたりから永野地区のスーパーが閉店されたことから、永野地区において新たに依頼を受けるようになったと聞いております。

周知方法につきましては、地域包括支援センターなどにチラシを預けてあり、高齢者への訪問などの際に渡してもらうよう、お願いしているとのことでもあります。

また、買い物困難者に対する支援事業につきましては、商工会会員等にアンケートをとり、現状を把握した上で取り組みたいと思っております。現在、制度の創設に向けて検討中ではありますが、大まかには事業承継に向けた支援と、店舗の改装などへの支援、機械備品等への更新時の一部補助などを実施したいと考えております。

#### ○堅山 秀樹議員

今、申し上げたかったのは、この連携はどうなっているかということで、横の連携で対策を講じてくださいというふうに申し上げたところでございましたけれど、最後のほうまでちょっと答弁をいただきました。

ぜひ、関連部署全体での取組を要請いたします。

3点目でございます。

この問題の解決の切り口としましては、「交通手段の支援」、「近くにお店を開設」、「家まで商品を届ける」この3項目が挙げられております。

その一つとして、今お話があったように近隣の市町村では、民間のフランチャイズチェーンと個人が契約し、個人事業主として地元の食料品店舗とコラボした移動販売を展開しているところがあります。

今、言われた伊佐市の「とくし丸」でございます。行政の関わり方としては、個人事業主の開業に関わる経費の一部を助成しているということでございます。

この移動販売の利点は、要請があれば高齢者の自宅まで赴くことができ、移動手段のない高齢者からは重宝されているというふうに聞いております。

このように、買い物難民者に対する行政の関わり方が一つのポイントになると思いますが、併せて回答はいただきましたけれども、どのような手だて、ほかに考えていらっしゃるか、お聞かせをください。

#### ○上野 俊市町長

私のほうから、お答えさせていただきます。

この買い物困難者の方々に対する支援ということでございまして、これまでも様々な議論もいただいているところでございます。

なかなか非常に一長一短に解決する問題ではないところでございますけれども、先ほど1回目の答弁でもお答えをいたしました。また課長のほうからもございましたように、今この配達等々していただいている業者の方々に、また、ここの部分を広く使っていただくというのも私は一つの手段だろうと思っております。

それに当たりまして、町がどういう形で支援ができるのかというのは、また今後、詰めていかなければならない部分であるかと思っております。

この大和さんが行っていただいております「とくし丸」の関係につきましても、それぞれの家庭にやっぱり行ってもらっております。こういうところを、やはり周知をもう少ししなければならぬなと思っております。

また、なかなかやっぱりこの人手が足りないというのも恐らく出てくると思っております。ございまして、これにつきましては、そこに対して行政がどういう支援といいますか、手助けができるのかどうか。また多角的な面から、これは検討していく必要があるかと思っております。

できれば、前にもちょっと議員のほうにもお話する機会がありましたので、特に議員の求名の方にもお店がございませぬので、あそこ辺りに、何とか店を開いてくれる方がいらっしゃって、

そこをまた活用して、その買い物困難者の方々のところに配達をしていただくと、というような仕組みができないだろうかという話もしたところでございます。

やはり、また地域のそういう話もしっかりとお聞きしながら、ここについては取り組んでいかなければならないと思っているところであります。

既存の今、やっていらっしゃるところの部分をしっかりと活用していただくということもしながら、併せて、また新たな取組というのも当然ながらしていかなければならないと思っておりますので、これは縦割りじゃなくて、しっかりと横の連携をとって進めていきたいと考えております。

#### ○堅山 秀樹議員

町長が今おっしゃいました、この件に関しましては、慎重かつ大胆な施策も必要と考えます。

回答の中に先ほどありましたように、店舗改装や機械備品への一部支援というふうに、事業承継に向けた支援というふうにありましたけれども、それだけではなく、今現在行っている事業も民間でございます。JAの「笑味ちゃん号」、伊佐市の「とくし丸」といった移動販売もやっていらっしゃるようですが、伊佐市の「とくし丸」については、2月15日現在で事業を休止しております。なかなか厳しいと。

それとJAの笑味ちゃん号についても、採算がとれていない。これは、農協のほうに私も言いまして、車とそれから補助員、それと運転手と品物はAコープの物を使っていると。農協としては、Aコープの物を売る僅かな手数料しか入ってこないと、人件費も出ないと、そういうことをおっしゃってございましたので、こういう事業に関しては、今おっしゃったように、目を向けて、総体的な施策を要請いたします。

県内にも、様々な取組が紹介をされております。先だって、大隅の曾於市坂元地区の物産館北マーケットの取組が新聞等で紹介されておりました。

17年ほど前に閉店したコンビニ跡に、所有する企業の好意で店舗を設けることができましたとありました。運営するのは、地元の女性10人であり、地域の中心部に十数年ぶりに商店が復活したと大きく報道されております。

地域コミュニティの希薄化といった課題が顕著になっております。生活は、衣食住が基本であり、その中でも衣食は買い物支援がなければならぬと考えます。

住みやすいまちづくり、誰一人も取り残さない町長の方針を掲げておられますので、この言葉を信じつつ、私の全ての質問を終わらせていただきます。

#### ○新改 秀作議長

以上で、堅山秀樹議員の質問を終わります。

次は、8番、武さとみ議員に発言を許します。

[武 さとみ議員登壇]

#### ○武 さとみ議員

3番ということで、ちょっとお昼を挟むのかなと思いましたが、続けてということになりますか。

では、質問をさせていただきます。

まず一つ目ですが、現在、学校で行っているフッ素洗口についてです。

学校で集団フッ素洗口を始めて十数年経過していますが、フッ素の中毒性を訴えている医師もいる中、学校で行わなければならない合理的理由を問います。

二つ目、教育長の目指す学校、または子ども像について。

インクルーシブ教育を進める教育長も前回、インクルーシブ教育が大事だとおっしゃいまし

たが、子どもたちが主体的に楽しく学ぶために、多様化学校分教室では、どんな基本方針で、どのような子ども像を目指しているのかを問います。

また、さつま町のすべての学校を不登校ゼロの学校にするために、どんなことを取り組めばいいのか、取り組むべきことを問います。

三つ目、弾薬庫建設に伴うデメリットについてです。

弾薬庫のあるところで、PFAS等の汚染が報道されていますが、ほかにも建設されたときのデメリットの面について、私たち住民は大変不安を抱えています。どのようにそのことを解消するつもりかを問います。

以上、御回答をお願いします。

〔武 さとみ議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

### ○上野 俊市町長

それでは、武さとみ議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目のフッ素洗口に関する御質問でございます。

フッ化物洗口につきましては、「第2次さつま町総合振興計画」及び「第3次健康さつま21」におきまして、子どものむし歯をなくすことを重要な健康課題として位置づけており、保育園、幼稚園、小学校、中学校におきまして、フッ化物洗口の集団実施を継続してまいったところであります。

その結果、むし歯の大幅な減少と健康格差の縮小に確実に繋がっていると考えております。

鹿児島県が公表している令和6年度の12歳児でむし歯のない者の割合では、鹿児島県全体の平均が63.8%、北薩地区70.4%となっているのに対しまして、本町では83.8%と大きく上回っているところでございます。

フッ化物洗口につきましては、厚生労働省がむし歯予防施策として推奨している方法であり、国内外で長年にわたり安全に実施されてきた実績もでございます。

使用するフッ化物濃度は、国の指針に基づき中毒性が問題となる量より極めて低濃度でありまして、適切な方法で実施する限り、健康への悪影響はないものと認識いたしているところであります。

学校で実施している合理的理由は何かとの御質問でございますけれども、合理的な理由として3つほど挙げさせていただきたいと思っております。

1点目に、むし歯予防効果が高いことがございます。フッ化物洗口につきましては、科学的根拠に基づきまして、むし歯の発生を大幅に減少させることが確認されているところでございます。先ほど、むし歯の数値的なものもお話させていただきましたけれども、その効果があると考えております。

特に、乳歯から永久歯へのこの交換期にある子どもにとって効果が高いとされているところであります。

2点目に、家庭の状況に左右されず、すべての子どもに機会を保障できることがございます。

個々の家庭での実施につきましては、保護者の理解や生活状況により実施率に差が生じることから、学校での集団実施により、すべての子どもが等しく予防の効果が発揮できる環境が確保できるものと考えているところでございます。

3点目に、地域全体の健康指標の向上にもつながると思っております。

むし歯は感染症であり、生活習慣病であるため、地域の生活環境や保護者の意識・知識によって差が生じます。学校等での継続的な取組が、ひいては地域全体の健康水準の向上にもつなが

っていくものと考えております。

また、一部にフッ化物の安全性に関する懸念が示されていることは承知しているところでございますけれども、町としましては、国の指針、科学的根拠、他の自治体の実績等も踏まえ、現行のフッ化物洗口は、安全かつ有効な公衆衛生施策であると判断しているところでございます。

今後におきましても、学校における教職員や養護教員の御協力をいただきながら、また保護者への丁寧な説明や情報提供を行いながら、子どもたちの健康を守るための取組を継続していきたいと考えているところであります。

2番目の質問については、後ほど教育長のほうから答弁がございしますので、3番目の弾薬庫建設によるデメリットについてお答えさせていただきます。

弾薬庫建設によるデメリットということでございます。

防衛省・自衛隊では、令和6年9月までに、すべての自衛隊施設におきまして、PFOSを含む泡消火薬剤の交換・処分を完了するとともに、令和7年3月までに、すべての自衛隊施設におきまして、PFOS及びPFOAが混入した泡消火設備専用水槽水の交換・処分を完了したと公表されているところでございます。

また、防衛省は、火薬庫等の整備にあたっては、測量調査や土質調査で得られたデータを基に、地形・地盤強度の安全性、必要な保安距離の確保状況、環境現況調査の結果を踏まえた環境保全など、住民生活に関わる重要な要素を含めて、総合的に調査をしているところでございます。

本町としましては、これまで防衛省及び九州防衛局に提出いたしました要望書におきまして、水資源に関する調査と調査結果を踏まえた利水対策等の対応につきましては、特段の配慮を強く要望しておりまして、地下水・湧水・農業用水など、地域の生命線となります水源への影響を未然に防ぐことを最重要視しているところでございます。

引き続き、調査結果の透明性確保、住民への丁寧な説明、環境保全措置の徹底を引き続き求め、住民の皆様の安心・安全を最優先に取り組んでまいります。

〔上野 俊市町長降壇〕

〔中山 春年教育長登壇〕

## ○中山 春年教育長

武さとみ議員の御質問にお答えいたします。

インクルーシブ教育につきましては、近年、単に特定の困り感を持つ子どもと、そうでない子どもが共に学ぶことだけを指すのではなく、すべての子どもを包摂し、子どもたちの多様性を尊重していくことが本質であるとされております。

この考え方は、中央教育審議会から次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方の一つとされており、本町における「誰一人取り残さない学びの保障」にも通じるものがあると考えております。

こうした理念を具現化するものとして、分教室における目指す子ども像を、「自他を尊重し、自らの意思で納得して選択できる生徒」、「自分のペースを大切に、ワクワクして根気強く学び続ける生徒」、「探究学習の活動を通して社会とつながり、自立して未来へ踏み出す生徒」としました。

日々の教育活動の中で、生徒自身が学習内容や方法を選択する「自己決定」の機会を意図的に設定することで、「学ぶことが楽しい」という実感とともに、自己肯定感と自己存在感を醸成し、社会的な自立に向けた人間性の確立を目指してまいります。

続きまして、町内すべての学校を不登校ゼロにするための取組についての御質問にお答えいたします。

全国的に急増している中で、現在の状況で完全不登校ゼロにするのは難しいかもしれません。しかし、そこを目指して取り組んでいきたいと考えております。

前回の答弁でも申し上げましたとおり、不登校の未然防止には「魅力ある学校づくり」が不可欠です。学校が児童・生徒にとって魅力ある場所であるためには、学校の中で、児童・生徒が最も長い時間を費やす授業が、「『ダルい』、『つまらない』、『わからない』」と子どもたちが言っているような状況では、なかなか「いじめ」や「不登校」等の生徒指導に関する諸課題の未然防止にはつながらないと考えます。

そのため、何よりも児童・生徒が主体となって「学ぶことが楽しい」、「授業が楽しい」と思えることが必要であり、その基盤を支える教職員の授業力向上は必須の対策であると考えます。また、授業力の向上と並んで重要なのは教職員のマインドセットです。

就任当時からお願いしていることですが、児童・生徒の言動の背景を丁寧に把握する姿勢を、全教職員で共有していく必要があります。

表面的な現象だけを捉えるのではなく、その背景にある困り感を見取り、寄り添う怨（じよ）の精神を、これまで同様、教育活動の根幹に据えてまいります。

さらに令和8年度からは、分教室の職員と各校の生徒指導担当者、スクールソーシャルワーカー（SSW）、教育相談員、さつまる〜指導員、教育委員会職員等々が、不登校をはじめとする生徒指導に関する諸課題について学ぶ場を設けることで、分教室で培われた実践を町全体で共有し、生徒指導力向上へ還元させてまいりたいと考えているところです。

このような取組を進めることで、「明日も学校に行きたいな」という子どもが1人でも多くなるような学校づくりを進めてまいります。

〔中山 春年教育長降壇〕

## ○武 さとみ議員

では、まず1点目の現在、学校で行っているフッ素洗口についてなんですけれども、町長も安全性には不安があるという回答もちょこっとされましたけれども、私は、先日、北海道のかたくり歯科の清水央雄先生、央雄さんという歯科医師のお話を聞きました。

フッ素研究会の方なんですけれども、その方は、フッ素洗口は、やはり、むし歯予防には逆効果であるということを言われました。

いろんなフッ素洗口率の高い10県と低い10都道府県とを比べたときに、DMFという、むし歯や治療済みや喪失歯の平均値を調べると0.52と0.54で洗口が盛んなほうが、むし歯は少ないけれども、加重平均と言って、重要度を加味した平均というのがあるんですけれども、それでは0.50と0.48で逆の効果であったということです。

それとあと推進派は、体重1キロ当たり2ミリグラムまでは中毒しないと、古い学説を基に言っているようなんですけれども、世界中では、中毒事例が多発していて0.1ミリグラムでも起こっています。

洗口液は、急性中毒が起こる量であって、実際、腹痛とか吐き気とか、嘔吐とか頭痛、目まい、それから、よだれが垂れてきたりとか、ぜんそく発作等が多発していて、長崎県では、2001年ですけれども、14名が洗口後に病院搬送されたということもあるという話です。

いろんなフッ素による、ほかにも2023年なんですけど若年者の骨折とか、2024年には、自閉症スペクトラムの関係とか、2025年には、矯正用ワイヤーが洗口液によって腐食したとか、そういうことも報告されました。そういうことは明らかになっているとおっしゃいました。

さつま町では、役場で保健師が洗口液をつくって、用務員さんが学校まで運び、冷蔵庫に入れているという方法を私が勤めているときはとっていましたけど、今でもそうなんですか、教

えてください。

#### ○上野 俊市町長

先ほど武議員のほうからございましたが、私もこの健康に不安を持っているということは申し上げておりません。

今議員からもありましたように、一部に、このフッ化物の安全性に関する懸念が示されているということがあると、それは承知していると申し上げたところでありまして、私自身は健康には問題ないと捉えているところがございますので、あえてお答えさせていただきました。

#### ○久保田春彦こども課長

ただいまの質問でございますが、おっしゃいましたように、フッ化物洗口につきましては、薬でございます「ミラノール」を原料としまして、役場のほうで精製しまして、火曜日に各学校の事務員さんが取りに来られまして、保冷庫に入れてお渡ししているということで、学校側では、水曜日の実施、中には違う日に実施されている学校もあるようでございますけれども、基本的には、そのような形で実施されていると認識しております。

#### ○武 さとみ議員

保健師さんがつくってくださっているから間違いはないと思うんですけども、やはり人間ですので、間違ふことがあると思います。ミスがあると思います。

説明があるのですけれども、その説明が、私が盈進小学校にいたとき、十数年前に体育館で説明があって、私たちはやはりこの毒性ということに勉強していたので、ちょっと余り勧めたくないという意見を言ったらすね、やはり勧められているお医者さんとかが、知識のない私たち人が反対するのはどうかっていうようなことを言われて、ただ私たちが自分たちが調べたことではなくて、フッ素研究会の方々がしっかり調べたことに対して、意見を言っているんですけども、とにかくそのミスっていうのが、誰でも間違えることはあるのが人間です。

私も体験しているんですけども、例えば、盈進小学校なんかでは、代わりに、担任ではない教員が行ったりするんです。そのときにフッ化物洗口があったときに、誰がする人で、誰がしない人か、というのなんかも、しっかり把握されてないと、それが名簿によって把握されているときもあります。本当に、何かもう軽く考えている人たちは、もう本当に、軽く考えていると言ったらあれです。すいません。

私たちは、とっても不安で、どの子がするのか、しないのか、ということをしごくやはり、はっきりしてもらわないとできないという気持ちがあるんですけども、そんなふうにはミスが絶対あってはいけないことなのですが、実際はミスがあります。

間違えて違う子にさせてしまうとか、あと、洗口液をバーツで噴き出して、ほかの子の目に入ったりとか、使用期限切れの洗口液で洗口をさせたとか、そういうのが身近であることもあったし、ちょっと聞いた話でも、そういうこともあります。

私たち、担任。私たちというか、担任がそれをさせられているといたら、ちょっとあれなんですけれども、しているんですけども、急性中毒を訴えているのかどうなのかというのは、よく分からないわけですね。

どうなのかな「我慢なさい」って言ったりです。あと洗口後30分間、水分を飲んではいけないという原則があるので、特に夏はですね、掃除時間に、1週間に1回掃除時間を潰して、そのときにさせるんですけども30秒間です。そのあと30分間飲んではいけないので、水を。夏の5時間目の体育の時間とか、とても耐えられないですね。そういうのも、校長先生に意見を言ったりとかもしました。

そういうときは「しないでいい」とか言うときもありましたけれども、原則させていました。

そういうふうには急性中毒が起こったときでも、不適切な対応をしてしまう現状もあります。

こんなふうには学校では、医療行為を無資格者が実施・監督するというのは、大いに問題があると思います。文科省からの指示も、それはないと思います。学校保健安全法には、フッ素洗口は明記されていません。法律も規定がありません。

まず、説明が私たちもしっかりされていないのに、学校ではフッ化物洗口を子どもたちにさせているという。自分の子にはあまりしたくないのに、子どもたちにそうやってさせなければいけないという、すごいストレスが教員にはあるわけです。

保護者が選ぶという形態になっているんですけど、するか、しないかは、保護者や子どもが選ぶとなっているんですけども、ミラノールという薬を使うのであれば、その添付文書をちゃんと保護者にも配布して、どういう副作用があるとかですね、そういうのもしっかりと、慢性中毒のこととかも、ちゃんとお知らせされているのかをお聞きします。

### ○久保田春彦こども課長

まず、フッ化物洗口液の作成（精製）についておっしゃいましたけれども、先ほど申し上げましたように、役場・保健所等で、液を精製しておりますけれども、歯科衛生士、保健師等が従事しております。これは事前に、薩摩郡歯科医師会、薬剤師会等の指導を受けての実施ということで、よくダブルチェックをしながら実施しているところでございますので、人的な間違いというのは、ないものと考えております

それと、議員おっしゃいましたフッ化物、フッ素の長期的な影響ということで、北海道の歯科医師等が主張されている内容を申し上げられましたが、我々としましては、昭和60年3月に、政府の公式見解として、適切な文書によるフッ化物洗口液による洗口については、安全性に問題はないということから、「フッ化物水溶液による洗口を禁止または停止すべき児童生徒についての基準は設けていない」と示されております。

また、国の専門団体であります「日本口腔衛生学会」では、「フッ化物洗口・ファクト2022」という冊子がございますが、その中で、「適度な濃度・方法で、フッ化物洗口は安全であり、むし歯予防に有効である」とされております。

さらに、日本歯科医師会では、1971年以来、フッ化物応用において、むし歯予防に有効であり、適正使用で安全性に問題はないとの見解を示しております。

以下、これらの見解を基にしまして、本町のフッ化物洗口は、厚生労働省のフッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方及びフッ化物洗口マニュアル等に基づきまして、適切な濃度・頻度で安全に実施しているものであり、現時点で慢性的な健康影響が生じる科学的な根拠等は認められていないと考えております。

それと、洗口液のミラノールの薬の件でございますけれども、ミラノールの薬の中に使用説明書というのがございます。

その使用説明書の中に書いてある内容としましては、一つは洗口液の作り方、未就学児、小学校における、その濃度の薄め方、それと、洗口方法としまして、取り出した洗口液を口に含み、30秒間のブクブクうがいをするというふうな内容。それと、使用期間中の注意事項としまして、本体そのままでは劇薬に該当しますが、使用方法どおりに作った洗口液は、普通薬濃度となりますということで、洗口液をつくった後、洗口させてくださいというような注意事項も入っておりますので、これらの内容に基づきまして、作成をしているところでございます。

### ○中山 春年教育長

先ほど、健康被害の話等をいただいたところですけども、今、歯科医のお名前もおっしゃいましたので申し上げますけれども、私、この歯科医の話聞いたことがあります。

あるところで導入にしっかりと携わらせてもらったんですけれども、いろんなそういう反対意見の中で指摘されたような話が出ますけれども、ほぼ抽象的です。

私どもが聞いたそのときの事案で、そのとき私のいた職員十数名で、全ての都道府県に電話を入れました。

そして、一つの都道府県あたりに3か所、4か所電話を入れて、そこで何かの事案があったようだとか、あったとか、というところにつきましては、再度、その関係機関に直接電話を入れて、すべての状況を、その後どのようになったのか、子どもの実態はどうだったのか、職員はどうだったのか、そういったことまで全部確認いたしました。

あわせて、これは私が直接電話しましたが、国内の大手企業、歯磨き粉・フッ化物等を作っている大手企業のほうに電話入れまして、そういう事案等、またそれに対する被害等は届いてないかということも確認しましたが、どちらに関してもありませんでした。

そして、ここ最近の話でも確認いたしました。関係機関のほうを通して、「新しい事案というのは、その後ないでしょか」ということを確認しましたが、出てきておりません。今のところ情報は入っておりません。

フッ化物洗口等を担当している学会の日本口腔衛生学会や日本歯科医師会においては、今おっしゃったような研究論文ですね、これは過去にあったと。この研究方法やデータ処理の取扱いに誤りがあり、その後の調査で関連性が示されなかったため、現在では否定されていて、もうそういう学会での賛否の議論すらないんだという話等をいただいたところであります。

#### ○武 さとみ議員

すいません、私、ミラノールの説明書を保護者には示さないのかということをお尋ねしたんですけれども、やはりこの薬を学校で使うっていうことは、まず本当は、学校運営法上、そういうことをあまりしないほうがいいと思うんですけれども、なぜ、このむし歯予防だけ薬を使うのかというのがちょっと疑問なので、この薬が、ミラノールというのがどういう薬なのかということも保護者にもしっかり分かってもらい、そして、あと転入してきた職員とか、どの時点で、全員の子どもたちにもしっかりそのことを、このフッ化物洗口についての説明をしなければいけないと思うんですけれども、それもされているのかっていうことも、再度お聞きします。

#### ○新改 秀作議長

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時05分とします。

---

休憩 午前11時54分

---

再開 午後1時05分

---

#### ○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ○久保田春彦こども課長

それでは、質問に対して引き続きお答えしてまいります。

学校での説明会等の頻度と内容ということでございます。

学校での説明会等につきましては、まず保護者へは2月から3月にかけて、毎年開催されております入学説明会で、フッ化物洗口の方針、必要性、安全性、有効性、実施方法、洗口に関する薬剤、洗口液を町で作成していること、実施の方法などについて記載した説明書を用いて説明をいたしております。

また中学校につきましては、説明資料を配布いたしております。

先ほど言われました薬剤等の使用説明等については、今後、また加える方向で検討してまいりたいと考えております。

このほかに、児童・生徒向けにつきましては、入学後間もない4月から5月にかけて、歯科衛生士が学校へ出向きまして、実施方法について説明をしております。

さらに、学校教員への説明につきましては、4月の職員会等において、校長等から職員に対して説明を行っていただいております。

先ほど武議員からありましたような、転入職員等への説明会というのが必要であるとするならば、学校等からの要請に基づきまして、薩摩郡歯科医師会、薬剤師会の医師などの同行もいただきながら説明会を開催したいと考えております。

## ○武 さとみ議員

答弁ありがとうございます。

フッ素は長期的には、先ほど教育長は、かたくり歯科のお医者さんの話を聞いて、あまりそれは信憑性がないみたいなことを言われるんですけども、私はやっぱり個人差があって、人っていうのは、やっぱりどこを信じるかっていうのはあると思うんですね。

公教育っていうのは、「誰1人取り残さない」っていうのがあるので、私たちみたいに、やはり危険なんだっていうのをすごく鵜呑みにする者もいますよね。子どもたちも、保護者もそうだと思います。

だからこのかたくり歯科の歯科医がおっしゃったのは、フッ素を長期的に使えばIQ低下とか、ADHDの増加とか、甲状腺機能の低下とか、ガンとか、ダウン症とか、様々、いろいろ指摘されていますので、長期的な影響がとても私は心配しています。

それで、このミラノールの顆粒についての添付、薬の処方箋っていうか、何かあるんですけども、これにもやはり、「副作用があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には使用中止するなど適切な処置を行う」とか、「歯の形成期や萌出期に当たる6歳未満の小児が繰り返し試飲した場合、フッ化物の過量摂取による斑状歯、歯が白くなる。エナメル質に小さな白い斑点が現れる状態なんですけれども、その斑状歯が発現する可能性があるとか、このフッ化物洗口するときに、ガラス容器はフッ化物によって、腐食するとか、飲み込む恐れのある幼児・小児には使用しないとか、そういうことも書いてありますので、やはりこういうものを学校でみんな一緒にやるということは、私はちょっと賛成し兼ねるところなんです。

子どもの健康とか、教員も今とても多忙です。その中、こういう薬物を使うということで、すごくやっぱり気も使い、時間もとります。学校教育の健全な推進を考えれば、当然のこととして、フッ素洗口は実施しないほうがいいのではないかと、私は思います。

むし歯は、歯肉炎とか、いろいろあって、フッ化物洗口しているから、歯は丈夫だからと言って、歯磨きをしなくなると、歯肉炎とかにもなりますよね。そういう心配もあるし、既にむし歯は激減しているので、これらのリスクを、今まで言ったようなリスクを負ってでも、フッ素洗口を学校で行わなければならないという合理的理由はないんじゃないかなと、私は思います。

先ほど言われたように、転入してきた教職員、それから、新入児童、保護者に対しては、しっかりこのミラノールの添付文書も付けていただいて、また、必ず説明をしていただけるように、よろしく願いいたします。

では次に、学びの多様化学校分教室と、それから不登校ゼロの学校にするための取組についてなんですけれども、教育長のお話では、やはり子どもが納得して、自分のペースを大事にするという言葉が私の心には残りました。

自己決定をすごく大事にしてくださるところは、すごくいいなというふうに思いました。

やはり学校は、子ども中心じゃないといけないと思っています。

子どもがいろいろなことを自分で決める。そして、一人一人の違いとか、興味を大事にする。それからあと、探究学習の際は、よくパソコン・タブレットを使って調べることのほうが多いような気がするんですけども、そういうのも、一つには大事かもしれませんが、直接体験することとか、実際の生活の中で、「あれ、これはどうなのかな」というのを、自分でやってみるってところをすごく大事にした、それを中心にした学習であってほしいなと思います。

分教室に行こうと思っているお子さんや保護者と面談をされて、先ほど、お話もされたんですけども、保護者の希望やお子さんの思いなどを生かしたサポートについてお聞きしたいんですけども、面談されて、お話を聞いて思われたことで、親同士のつながりとかも、これからどんなふうにつくっていかれるのかな。またあと、お子さんが、もし来れなくなったときの手だてについて教えてください。

### ○中山 春年教育長

学びの多様化学校の保護者のこれからのつながり、それから子どもさんたち来れなくなった場合のついでということでしたけど、誠にすいません。その前に間違いがあったらいけませんので、確認しておきます。私のほうで訂正をさせていただきます。

ミラノールの説明書によると、こちらが新しいミラノールの説明書であります。

今の新しい説明書によりますと、注意事項のところには、本剤は飲み薬ではありません。使用方法に従って使用させていただきます。もし飲み薬の間違い、袋に入った顆粒をそのまま飲んでしまった場合は、嘔吐、腹痛、下痢などの症状があらわれることがあり、その場合は、牛乳、カルシウム剤を飲ませ、医師の診断を受けさせていただきますという注意書きが書かれています。今の新しい説明書では、そういうふうになっているようです。

それから、あと先ほどもお話いただきました学校でのヒューマンミス、これは本当に出てくる場合があるだろうと思います。

これに関しては、我々はやはり、学校からきちっと報告をいただいて、その報告後、きちっと検証して、進めていくことが今後の事故防止対策になると思いますので、ぜひ、そういう場面、先ほどお話があったケースが本町内で起きているのであれば、また後ほど教えていただければ、すぐ対応をとっていきたいと思います。

学びの多様化学校につきましては、本当に議員のおっしゃるとおりであると思います。

保護者の人たちが、学校でやっている学級PTA、ここもだいぶ変わってきたんですけども、保護者の人たちが自分たちの思いとか、悩みを語れる。また子どもたちの姿を話せる。そういった、お互いの拠り所ができるような場にしていききたいなということで、今考えているところであります。

また、保護者の皆様方がお集まりになったときに、そういう形をお話をさせていただいて、そして、いろんな形ができるといいなというふうに思っているところであります。

二つ目です。もし万一とというお話がありましたけども、その場合には、おっしゃるとおりでして、先ほどの保護者の方々の思いとか、子どもさんと今、教育委員会の職員が非常につながっておりますので、そういった職員も派遣し、子どもさんの思いというのを本当に大事にしながら、対応を考えていきたいと思います。

### ○武 さとみ議員

ミラノールの説明書については、私の平成26年2月20日発売と書いてあるんですが、ま

たあとでお見せします。

私たち県の議員研修があったのですけれども、新時代に求められる人材育成、主体性と当事者性という演題で横浜創英中学・高等学校の元校長であった工藤勇一さんという方のお話を聞きました。著書に『学校の「当たり前」をやめた』とか、「子どもたちに民主主義を教えよう」などがあるということです。その中で、とても心に残ったことがいっぱいあるんですけれども、時間もありませんので少しお話をします。

日本社会の問題は、自死とか、昨日、一昨日の南日本新聞にも載っていましたが、大変多いということもありましたけれども、そういう自死とか、いじめ問題、不登校とか、それから教員の過重労働問題とか、そういうものは、学校教育の問題はそのまま日本社会の問題であるということでした。日本の学校教育は、国連に勧告を受けていると。過度な競争と圧力、二つ目に、画一的な教育と批判的思考の欠如、三つ目に、生徒への多様性への対応不足、四つ目に教師の負担へのサポートの不足という事を挙げられていました。

あと、日本の学校は生まれたときから持っている主体性を失わせていると。その中で、宿題は主体性を失わせる象徴的なものっていうのにも言われました。学ぶ側の立場から、教育を変えていくことが大事である。自己決定、先ほど教育長も言われましたけれども、自己決定がなければ、人のせいにする子が育つと言われました。あと、これからの時代に求められる力としても、よく教育長がおっしゃる非認知スキル能力、それから自分をコントロールする力、自己決定できる環境が大事だということです。対立を対話で解決する力。あと当事者性ですね。それから、みんな仲よくってというのは勘違いで、みんな違っているんで、仲よくすることは簡単ではないと、だから、まず日本の学校では多様性を優しさとか、思いやりなどの人間関係で解決しようとしがちであると、そうではないんだよということも、おっしゃいました。また分離教育をしているので、仲よくできない子どもを非難したり、差別したり、排除するという。今、本当に自分も学校にいて、なかなか自分たちができてないことだったなあということ、すごくこのお話を聞いて考えることでした。

あと、障害のある子どもについて、すいません。もうちょっと時間がないので、では多様化学校でのこれからの取組について、ぜひ、ほかの学校にも、またお伝えくださって、また研修等で役立てていただけるように、よろしく願いいたします。

では、三つ目の弾薬庫建設による住民に与えるデメリットについてですけれども、先ほどPFASについては、もう泡消火器は処分できているという、処分が完了しているというお話でしたが、この東広島市のことだったんですけれども、東広島市長は、この問題が出たときに、積極的な血液検査をすることを、住民の不安を煽る可能性があるということで実施しないと断ったらしいんですね。だけど、地域の住民は、周辺の井戸水や地下水が汚染されたからとても不安になって、自費で血液検査をしたところ、やはり規定を遥かに超えるPFASの数値が検出されたということでした。

本当に私たちは行政とか、町長のおっしゃることを信じたいという気持ちでいるので、ぜひ、こういうことがないように、あったら困るんですけれども、こんなことが蓄積されることで、どんな影響が出るか分かってないので、大変恐ろしいことだなと思いました。

今回、高市政権に代わって、私はとても不安に感じています。

高市政権によって、さらに軍事力強化が加速されるのではないかと危惧しているんですけれども、このことが、さつま町の弾薬庫建設計画にも大きく影響してくると思うんですが、前回の質問で、これまで町が防衛省に請願した様々な施設については、取り下げないと答弁されましたが、取り下げないということは町長としては、このことは要望し続けるということで、よろしい

のでしょうか。

あと、紫尾とか鶴田ダムエリアにも野外訓練場とか、地上型ミサイルの発射施設とか、オスプレイの発着場とか、そのことも要望し続けるということになるんですけれども、紫尾山周辺や鶴田の住民の皆さんにも説明して、そのことに賛同を得ているのでしょうか、お答えください。

**○上野 俊市町長**

通告書でいただいた質問につきましては、このPFAS等の質問でございまして、これまで申し上げてきたことに対する質問ではなく、通告されていない質問だと私は考えているところでございますので、その件については、これまでどおりでございます。

**○武 さとみ議員**

では、今の質問は取り下げます。

では、町長の施政方針についてなんですけど、この件は、住民のデメリットと関係がありますので、町長の施政方針で、調査の結果を踏まえ、適切な時期に住民説明会を開催するよう防衛省に要請するという文章と、国と連携を図りながら地域住民を中心とした丁寧な情報提供と調整に努めると言われましたが、今年はもう調査が終わって2年となります。

これまで防衛省と接触されている中で、私たちの不安に関する要望をしてこられたことに対する回答は、どんな回答だったのでしょうか。

**○新改 秀作議長**

武議員、通告に従った質問をお願いします。

**○武 さとみ議員**

住民の不安を解消するという意味では駄目なんでしょうか。書いてあります。デメリットの面について、住民の不安を解消するために、防衛省に要望した際の回答は教えてもらえないですか。

**○新改 秀作議長**

武議員、PFASの不安に対するデメリットの解消、これが通告ですから、ちょっと外れているのではないですか。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時23分

---

再開 午後1時28分

---

**○新改 秀作議長**

再開します。

**○武 さとみ議員**

このほかにもってというのは、このPFAS以外のことも全て含んでという意味で、私は書いたんですけれども、ちょっと説明が悪くて申し訳ありませんでした。

では今、申し上げましたが、防衛省と接触されている中で、私たちの不安に対する回答は、どんなものだったのか、教えてください。

**○菊野 祐二危機管理監**

ただいまの御質問の中で、調査が終わって2年ということでありましたけども、適地調査につきましては現在も実施中ございまして、まだ調査が終わっていない段階になります。

そうした上で、ただいまの質問に対しましては、まだ調査が終わっておりませんので、調査

結果が出たしだいに、また改めまして説明をしていきたいというふうに考えておりますので、そこら辺については、またこちらも九州防衛局と協議してまいります。

○武 さとみ議員

では、まだ調査中ということで、何も分かっていない。今の段階での回答は何もないということで、理解してよろしいでしょうか。

○菊野 祐二危機管理監

ただいま説明しましたとおり、現時点では適地調査中でありまして、具体的な計画も示されておらず、どのような状況で被害が生じるのかといった仮定の前提が定まっていないため、仮定の御質問にお答えできないことを御理解いただければと考えております。

○武 さとみ議員

では、また私たちは「決まっているよ」、「こういうふうに決まりましたからね」という説明ではないものを望んでいますので、ぜひ計画の段階で、住民説明会をしていただけるように要望いたします。

以上で、質問を終わります。

○新改 秀作議長

以上で、武さとみ議員の質問を終わります。

次は、4番、徳留和樹議員に発言を許します。

〔徳留 和樹議員登壇〕

○徳留 和樹議員

お疲れさまでございます。

子どもから高齢者の方々に、もっともっと住みやすいまちにと、そして、さつま町のファンを増やしていくんだと、議員になり1年が経とうとしております。まだまだ力不足ではありますが、様々な課題に向けて提言していければと思っております。

また、春の風も吹き始め、農業は少しずつ忙しくなり、またスポーツシーズンの開幕をしていく、わくわくな季節となってまいりました。

今回は農業、スポーツ振興について質問させていただきます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

本町の農業振興について、本町における農業振興は喫緊の課題である。担い手不足、人材不足の中、稼げる農業に向けての政策を問う。

(1) 人材不足、担い手不足に対し、今後、スマート農業への取組をどのように考えているか。

(2) 学校給食を含む地産地消への新たな考えはないのか。

2、今後のスポーツ振興について。

近年、本県でもプロリーグなど大変盛り上がりを見せてきている。本町でも小学生、中学生、高校生と全国で活躍できるレベルであり、今後の子どもたちのさらなる成長や、交流人口増加に向けた各種スポーツイベント等へのさらなる支援について問う。

(1) フラワーラッド鹿児島での取組はどのようになっているか。

(2) 交流型イベント、(プロ、モータースポーツを含む)の開催等について。

(3) 全国大会等に出場する方々への支援、また様々なコンテンツでのPR活動など、今後新たな政策があるのか、お答えをお願いいたします。

〔徳留 和樹議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、徳留和樹議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の本町の農業振興についての質問でございます。

近年、農林業におけるこの人材不足や担い手不足につきましては、非常に深刻な問題となっております。特に、少子高齢化が進む中、スマート農業の導入については、この労働力の効率化や生産性の向上という観点から考えますと、非常に重要な手段であると考えているところであります。

スマート農業とは、ICT（情報通信技術）でございますけれども、これに加えまして、AI（人工知能）などの先進技術を活用し、農業の生産性向上させる取組でありまして、これまでの本町の導入実績は、直進アシスト田植機やドローン、牛の分娩・発情監視システムやハウスの自動開閉装置などが、これに該当するところであります。

これらの導入によりまして、農作業の効率化が図られ、少ない人手で、より多くの成果を上げることが可能となり、従来の農業に比べて作業時間を大幅に短縮し、労働負担を軽減することにつながっているところでございます。

農業用ドローンによる農薬散布を例に挙げますと、従来の動噴による作業から比べますと、作業時間が5分の1から10分の1に短縮でき、1ヘクタール当たり約10分で散布が可能というデータも出ているところであります。

また、令和8年度におきましては、町の単独補助事業で、認定農業者等の支援事業補助金の予算を1,100万円から1,300万円に引き上げ、今後においても、これを積極的に推進していく考えであります。

施政方針でも申し上げましたけれども、耕作地の大規模化に向けた畦畔の除去、パイプラインの整備等についても、新たなこの制度の確立に向けまして、国・県への要望活動を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、学校給食を含む地産地消への新たな考えはないかの御質問でございます。

現在、町内には5つの農産物直売所があり、地産地消の面からは定年帰農者や生きがい農業的な方々を中心とした少量多品目農産物の生産出荷により地産地消に努めており、それぞれの地域の特性に合った農産物の生産を行い、出荷されているところであります。

町としましても、町の農林産物等直売所連携会の事業といたしまして、館長それから店長による合同会の開催や5つの直売所すべてで買い物をして応募するスタンプラリーなどを実施し、住民の方々への消費拡大も図っているところであります。

また、令和8年度からは不在でありました営農専門指導員と果樹専門指導員を各1名配置しまして、町の農林業いきいきプランで指定されました重点品目や直売所の出荷者協議会の方々への栽培指導、助言を行い、生産振興を図っていききたいと考えております。

学校給食における地産地消への取組や、町内産品の積極的な活用を目的に、地産地消推進費として、令和7年度は、1人当たり年額6,000円を助成してございましたけれども、令和8年度の予算におきましては、地産地消の推進と、それから小中学生保護者の負担軽減を一本化した形で、予算計上をいたしましたところであります。

米、野菜等農産物の購入金額割合は、週4回の米飯給食で、町内産ヒノヒカリを提供していることもあり、本年1月末現在で約67%になっているところであります。

米を除く野菜等につきましては、高齢化による農家の減少等もありまして、まとまった数量を町内産だけでは確保することがなかなか難しい状況下にあります。そういうことでありますので、県内産、国内産の順に、これは調達をいたしているところであります。

地産地消への新たな考えにつきましては、これまで実施しております地元農産物を優先した

調達はもちろんのこと、食物提供者との交流給食や栄養教諭による食育指導などに加えまして、学期ごとに可能な限り、町内産物で賄った仮称ではございますけれども、「さつまの給食の日」的な、そういう献立ができないかもを検討してまいりたいと考えているところであります。

2番目の今後のスポーツ振興についてであります。

町では、令和6年10月に、男子バレーボールチーム「フラゴラッド鹿児島」と本町バレーボール協会を含めた三者間で、サブタウンパートナー連携協定を締結し、さらに令和7年度は、スポンサー契約を締結したところであります。

このスポンサー契約に基づきまして、フラゴラッド鹿児島では、ホームゲーム開催時に、会場内でさつま町の名前を掲示していただいたり、ユニフォームにさつま町の名前を入れてもらうなど、様々なPR活動を行っていただいているところであります。

現在、ホームタウンの日置市を除く8つの市町で、サブタウン協定を締結されておりまして、今シーズンは、霧島市やいちき串木野市などでホームゲームが開催されたところであります。

本町におきましては、昨年5月、令和6年度シーズンの優勝報告のため来町された際に、このプレシーズンマッチの開催やバレーボール教室の実施などを要望いたしましたところであります。

令和7年度は、チームとの日程が合わずに断念をいたしましたけれども、今後、実施に向けまして、町バレーボール協会と一緒に、これは取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、交流イベントの関係でございます。

交流型イベントへの支援につきましては、令和6年6月に、にぎわいイベント支援事業費補助金交付要綱を制定いたしまして、地域における賑わいの創出及び交流人口の拡大並びに地域経済の活性化を図ることを目的として、支援をいたしているところであります。

この事業補助により、令和6年度が4件、令和7年度が6件、事業を実施されておりまして、2年間で323万6,000円の補助をいたしているところでございます。

3番目の質問につきましては、教育長のほうから答弁ございますので、よろしく願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

〔中山 春年教育長登壇〕

## ○中山 春年教育長

徳留和樹議員の3点目の全国大会等に出場する方々への支援、また様々なコンテンツのPR活動など、今後新たな施策について私のほうから回答いたします。

本町における全国大会等に出場する方々への支援策につきましては、これまで児童・生徒・一般の方々を対象に、補助制度を設けて支援を行ってきております。

本町唯一の高校である薩摩中央高校生についても、令和6年度から薩摩中央高校各種大会出場補助金を創設し、生徒たちの大きな挑戦を後押ししております。

今後、新たな施策として、教育部門では、これまで、それぞれの部署で補助金として支出していたものを全国大会等出場応援金として一本化し、手続きを簡素化した上で、速やかに支出できるように設計しているところでございます。

また、親元を離れ、町外に住む中学生についても、全国大会等に出場した場合には、ふるさとが応援している気持ちを込めて、新たな対象者として拡充するよう検討しているところであります。

PR活動につきましては、全国大会等への出場の報告を受けて、広報紙で紹介しているほか、薩摩中央高校の場合は、大会会場にさつま町とか薩摩中央高校と表記されたのぼり旗の設置等を

依頼しております。

これにより、本町の知名度向上を図るとともに、全国の舞台で戦う生徒たちの姿を通じて、町民の一体感や連帯感を育んでいく考えてございます。

〔中山 春年教育長降壇〕

#### ○徳留 和樹議員

お答えをいただきました。

農業振興の中で、前回もちょっと問わせていただいたんですけど、交付金のところ、ちょっと拡充をしていただき本当にありがとうございます。ちょっと少しこの補助金のこととちょっとニュアンス的には重なってしまうところもあるかもしれませんが、2問目の質問をさせていただきます。

スマート農業を行っていく上で、今後、スマート農業が加速していけば、人手不足等においては解消される可能性はありますが、機械等の高騰が避けられない中で、支援等の考えがあるのか、もう一度お答えいただきたいと思います。

#### ○山口 良浩農林課長

先ほどの町長の答弁にもありましたように、令和8年度において、町単独の補助事業、認定農業者等の支援事業につきまして、拡充もいたしております。

新規就農者、認定新規就農者のほうも、限度額の格上げもしているところでございます。

そしてまた、スマート農業枠、普通枠、新規枠、それぞれの枠の中で、充実を図っていききたいというふうに考えます。

#### ○徳留 和樹議員

今後また機械等もどんどんどんどん高騰していく中ではあると思いますが、このスマート農業機械というのは、人材不足においてはだいぶ助かるものだと思いますので、今後スマート農業が行っていきけるように、また支援を行っていただければなと思っています。

また、2点目の質問であります、このスマート農業する上で、屋外でのスマート農業機械においては、衛星システムが必要なものが多く、中山間地での精度がよくない場合があります。

さらなる精度向上に向けて、RTK、リアルタイムキネマティック基地局の設置等を行っている市町村なども出てきているが、本町での設置の考えはないのか、お聞かせください。

#### ○山口 良浩農林課長

RTKシステムは本町では、井関農機が現在設置しているところは、承知をしているところでございます。

トラクターや田植機の自動走行によるスマート農業推進することは、このシステム活用が最善と考えているところでございます。

活用するに当たっては、基地局を設置すること、スマホの通じない山間部では使用できないこと、維持管理費やランニングコスト、ネットワークの利用料等の費用負担が発生することなど、多くの課題が考えられます。

また、基地局設置に対し1基当たり500万円程度かかります。設置に係る事業主体を町・JA・任意組合・農機具メーカーのどこがするのか、事業費の捻出はどうするのか、補助事業の活用等の課題を整理し、今後、関係機関や生産者と協議していきたいと考えているところでございます。

#### ○徳留 和樹議員

今、私もドローンを使って8年目になるんですけど、RTKの基地局なしでGPSを今拾うと、大体15個から20個ぐらい拾うんですけど、ちょっと山間部のほうに行くと、10個前

後ぐらいになってくる。精度がだいぶ落ちてきてしまいますので、畦畔のところでは1メートル、2メートルぐらいのちょっと余白をとりながら、自動運転をさせたりとかしているところなんですけど、ちょっとこのRTKの基地局が来るとミリ単位での精度が上がってくるということで、より中山間地でのスマート農業が進めていけるのかなと思っていますところでもあります。

今、中山間地の地域でスマート農業というと、米づくりに関してですけど、直進アシストのトラクター、田植機またドローンというところが一番、最前線で働いていけるところなのかなっていうところなんですけど、今スマート農業機械、ドローンもそうですけれど、スマート田植機ですね、直進アシストがついたやつ、なかなか中山間地に行くと設定をしても真っすぐ行ってくれないとか、いろいろとせっかく買ったのに、上手く使えないというところがあって、なかなかこのスマート農業機械ってというのが本当に使うと、田植えをされたことがある方は分かると思うんですけど、真っすぐこう田植をしていくっていうのは、本当に精神的にも大変きつい作業になってくるんですけど、やっぱりそこが補正をかけてくれて、まっすぐ進んでくれるというのは、大変もうストレス軽減にもなって、また労働力減にもなっていきますので、今後このような基地局を、また各関係機関と相談していきながら設置をしていただけるよう要望していきたいと思えます。

またこのスマート農業を行う上で、圃場整備、再区画整理や、また中山間地の圃場に隣接している森林や雑木の伐採への取組支援を行えないか、お聞かせください。

#### ○山口 良浩農林課長

圃場整備についての御質問でございます。

畦畔状況等の区画整理については、担い手育成支援室の農地中間管理事業推進員や農業委員、農地利用最適化推進員等の協力をもらいながら、耕作者が地権者の理解を得られるような対策体制をとっていきたいというふうに考えます。

そしてまた、ドローン等の飛行等の関係で墜落、いろいろあると聞いております。

令和7年度より林政係において、里山林環境改善推進事業を新設し、公民会や農地活動組織等へ集落道、住家、農地等に隣接する里山林の整備に対する支援も行っておりますので、御活用いただけたらと思えます。

#### ○徳留 和樹議員

この里山林の関係のところは、なかなかこうスマート農業というか、ドローン等を飛ばす方々も、山間部とか、木とか、竹とかが圃場のほうに近づいてきていると、どうしても風でドローンがどうしてもその竹とか木とかを引きつけてしまってプロペラに竹や木が当たって落としてしまうというか、墜落させてしまうケースが非常に中山間地では多いようです。

またこの伐採等が、中山間事業だったり、多面的機能支払いの事業だと、地域のほかの計画があったりとかして、なかなか自分個人で使えるところが少ないということで、またこのような交付金があるのであれば、自分のほうもどんどんどん地域や、また農業者の方々に推進していければと思っていますところなんです。

先ほど答弁の中でもちょっとありましたけど、重複してしまいますけど、町長もこの畦畔除去等において進めていくんだということをお示しいただきましたけど、またこの耕作者と地権者との交渉に今後なってくると思うんですけど、今現時点で自分たちや、また農業者の方々が、地権者と話をすると元の畦に将来的に戻してもらえるのかとか、様々な観点からなかなか畦畔除去にうまく踏み切れないところもあったりするところなんですけど、自分も話を伺っている中では昔とは違って、GPSなどでもしっかりと測量ができているから、完全に元に戻すことは可能だというふうに伺っておりますが、その辺を町や各関係機関が、また困ったときに説明等行ってい

ただけるのか、お聞かせください。

#### ○山口 良浩農林課長

失礼いたしました。先ほど、質問事項、私間違っただけだと思います。

畦畔除去等の区画整理、先ほども説明いたしました。担い手室の推進委員や農業委員、最適化推進委員、そういう方々の協力をもらいながら、先ほど徳留議員のほうに言われました、地権者の同意が得られないと、それが一番の課題だと、私たちも認識しているところでございます。地権者の理解を得る形をどういうふうな形でとればいいのかと、先ほど言われました方々をお願いしながらですね、役場も協力して、区画整理のスマート農業化、大規模化を今後、図っていかねければ、議員がおっしゃるように、機械も入れられないという状況にありますので、そこも、一緒になりながら行っていきたいというふうに考えます。

#### ○徳留 和樹議員

なかなか私たちの使っている圃場の高さが合うところであれば、畦畔除去をしたほうがやっぱり作業効率も上がりますし、外していききたいというところもありますけれども、なかなか地権者との理解がとれないところで、耕作者とちょっとトラブルになったりとか、そういうのを未然に防いでいただけるように、よろしく願いいたします。

次に、地産地消への取組であります。直売所等でイベントなどが行える支援もあると伺っております。スタンプラリー等に加え、直売所が行うイベント等、積極的な支援を今後も行っていただけますと生産者の励みにもなると思います。

また、各地域にあります直売所は、今後、高齢化につきましては、本当に大事な場所になっていくと思いますので、直売所支援強化も併せて要請をいたします。

次に、学校給食における地産地消への取組であります。

物産の調達など大変であると聞くが、新たな取組の考えはないのか、また、生産者への声掛けはどのように行っているのか、お聞かせください。

#### ○串下 哲也学校給食センター所長

お答えいたします。新たな取組はないのかという御質問ですが、先ほど町長が1回目の答弁で申し上げました。例えば、「さつま給食の日」などのイベントの日を学期ごとに設けるなど、栄養教諭との協議をしながら研究を重ねていきたいというふうに考えております。

#### ○徳留 和樹議員

お答えをいただきました。

問いにもありましたが、私も、特に何か月かに1回、本当に地産地消の日を設けていただいて、学校給食の日に、生産者に学校へ出向いてもらったり、野菜や作物などについて話をさせていただいたり、生産者の見える化と地産地消の大切さについて、学びにつながっていくのではないかと考えております。

また生産者も、学校給食を食べている生徒の顔が分かり、「美味しかった」との声掛け一つから、生産向上にもつながるのではないかと感じております。

可能であれば地産地消の日に、生産者を給食に呼び、食べながら生産者の思いを聞くなどの取組ができればいいなと考えているところであります。

先日もお茶の農家でありましたけど、小学校にお茶の入れ方教室をしているということで、新聞にも、この間掲載されていましたが、お茶を帰っておじいちゃんに注いで「美味しかった」と言ってもらったということで、そういうところで生産者もやっぱりすごく嬉しいですし、子どもたちもやっぱり作っている方の顔が見えて、また、さつま町のものを手に取っていってくれるのではないかと考えておりますので、ぜひ実現できるように、よろしく願いいたします。

次の質問ですけれど、学校給食の見える化、ほかの市町村でも行っている事例もあるが、インスタグラム等での学校給食紹介や地産地消の食材紹介や生産者紹介など行えないか、お聞かせください。

#### ○串下 哲也学校給食センター所長

学校給食の見える化の一つの対策といたしまして、インスタグラム等のSNSを通じた学校給食の献立や生産者の紹介を行っている自治体が数団体あるようでございます。

現在、本町では、町のホームページで、献立表・献立写真や概要を紹介しておりますが、御意見のあったSNSの活用についても、先進事例を参考にしながら研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

#### ○徳留 和樹議員

ぜひ取組をしていただければと思います。

また、親御さんたちにとっても、学校給食が「今日、このような学校給食だった」ということで、インスタグラム等を見ながら、子どもたちとの会話も広がっていくのではないかと考えますので、ぜひ要望をいたします。

農業を取り巻く環境は市場において、価格等の変動が大きいです。2年前の米価高騰、昨年のお茶の高騰など、予期せぬ喜びもありますが、市場変化によるものが大きく、世界情勢の観点からも原油価格が再高騰するのではと懸念があり、今後も不安は隠せないところであります。

自助の努力が大事ではありますが、今後、持続可能な農業、また市場バランスが崩れたときの迅速な支援を行う必要があると感じます。国や県、市町村の力は必要であります。

稼ぐ力の実現というものは、容易なことではありませんが、食を支える農業者が、今後、さらなる生産所得向上に向けて、新たな農業政策を本町として行っていただきますよう要請をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

先ほど、1問目の回答をいただきましたフラワーゴラッド鹿児島との交流についてであります。

バレーVリーグで活躍の中のフラワーゴラッド鹿児島の支援を行っているが、他市町村は、大会誘致などを行っております。

1問目の答えにもありますが、今後実施に向けてどのような取組を行う予定があるのか、お聞かせください。

#### ○中村 英美社会教育課長

大会誘致の御質問でございますけれども、令和7年度につきましては、既に開催場所が決まっておりますものですから、プレシーズンマッチを協議しておりました。ただ、日程が合わずに、こちらのほうは断念したところでございます。

現在、令和8年度について協議をしておりますけれども、令和8年度からは、リーグの形態が大きく変わるということで、ホームゲームについては3,000人以上規模のアリーナでの開催を考えられていらっしゃるということでございますので、本町では、現在プレシーズンマッチとバレーボール教室を開催できないか、現在協議をしているところでございます。

#### ○徳留 和樹議員

ぜひ本当にホームゲームというのは、なかなかアリーナ等の増設とか、なかなか難しい部分はあるとは思いますが、プレシーズンマッチ実現が可能なのであれば、また今子どもたちが一生懸命スポーツに取り組んでいる中、また、さつま町も様々なもの「薩摩のさつま」であったり、PRをたくさんされてきているところでありますので、本町でのPR活動という部分にもつなげていただければと思います。

交流型イベントのことについてでございますが、私が今までやってきましたバイクのプロス

ポーツであります。モータースポーツの観点から、ちょっと自分が今回このようなことが、ほかのスポーツでもできないのかということで、ちょっと提案をさせていただきたいのですが、モータースポーツ団体等による学校等でのデモンストレーションなどの取組ができないかという提案でございます。

添付してあります資料のように、プロスポーツで夢をつかむ取り組み方、挫折、またプロの選手から学ぶことも多く、今後、学校での取組や、夢を目標に変え、達成するための強い心が生まれてくるのではないかと考える。

フラウゴラッド鹿児島との今後の交流ともつながるが、今後、プロの選手との取組ができる地域活性化はもちろん、スポーツ少年団、また部活、スポーツチームの協会とつながってくるのではないかと考えます。

今後、学校や町の取組として行っていく考えはないか、お聞かせください。

#### ○井手口 勉 学校教育課長

本町の児童・生徒が、各分野の第一線で活躍されている方々、いわゆる本物の方々の技術や生き方に直接触れるということは、学習意欲の向上、そして、将来の夢を育むことなどにつながって、進路学習の一つとして極めて重要な場であると、私どもも考えておるところでございます。

本町におきましては、昨年6月に東京オリンピックボクシング女子フェザー級金メダリストの入江聖奈さんを講師として招聘した探求学習講演会で、本町小学校3年生から中学校3年生までの児童生徒が講演を聞くことができ、そこから、いろいろなテーマを考えたり、課題を考えたりすることを通して、多くの学びを得ることができた状況でございます。

また今年度は、本町の学校が日本のトップアスリート、パラアスリートによる学校訪問、体育事業を行うアスリート派遣等による体育事業等の充実、高度化の促進事業に申込みをしたところでございましたけれども、残念ながら今回については採択には至らなかった状況でございます。

ですので、今後も各学校に国や県の事業への申請を進めるということと、各種競技団体等や企業等が開催する幅広い機会を含め、情報提供を進めていきます。そして、交流の場を広げていくように取り組んでまいりたいと思っております。

#### ○徳留 和樹 議員

ぜひとも、多分プロのスポーツ団体は、各ところでこの交流型イベントだったり、また講話という部分は、たくさんコンテンツを持っているのではないかなと思いますので、今回はちょっと自分が得意なところのバイクの分野から、ちょっと資料を提供していただいたところでありませうけれど、自分もプロの生活をしてきた時代がありましたけれども、子どもの頃からやっぱり憧れる選手を見て、学校で学び、そしてプロになり、その選手、夢を抱いた選手を超えていくんだという目標を持ち、強く生きてきたところであります。

また子どもたちが、今後、この町でプロを目指して、世界に通用するような選手が出てほしいなという願いも込めて、今後、検討していただければと思います。

次の交流型イベントについてです。

また、これもちょっと自分が、自分の地域でちょっと取り組んできたことで、またバイクと関連することなんですけど、にぎわいイベント支援事業費補助金での新規イベントの補助は本当に有難いです。

例に挙げさせていただきますが、私たちの地域で「須杭チャンピオンシップ」というものを2011年から開催をさせていただいております。

須杭チャンピオンシップというのは、地域の方々に少しでも地域の活性化ということで、二渡地区また須杭という地域が、少しでも交流できる場になってほしいなというところから、バイ

クの有志の方々と始めさせていただきました。

これもそのときにあった元気再生事業というものを使わせていただきながら、1年目、2年目と補助援助していただいたところでありました。

町政10周年のときには、地域と一緒に前夜祭をさせていただき、入り口に大きな看板を設置させていただきました。

このような交流型イベントを民間の業者もたくさん行っていると思うんですけど、自分たちも、にぎわい交付金が3年度までは出るということでもありますけれど、また自分たちも、努力をしながら、どこのイベント業者等もされていると思うんですけど、周年イベントですね、5周年、10周年、15周年という中では、また補助等は何かしていただける手だてはないか、お聞かせください。

#### ○山口 泰徳さつまPR課長

現在、夏祭りや産業祭&JA祭などの大きなイベントにつきましては、実行委員会方式で開催をしております、町の職員も実行委員会事務局として関与しているところでございます。

須杭チャンピオンシップなどの地域が主体となって行うイベントなどについては、引き続き、3年間は、にぎわいイベント支援事業に支援してまいりたいと考えます。

また、そういう周年に対する年次的なイベントにつきましては、その都度、考えていきたいというふうに思います。

#### ○徳留 和樹議員

今回は、ちょっと私どもがしてきた事例を申し上げさせていただきましたけれど、よく、さつま町でイベントをされる方々、交流型イベントをされる方々は、やっぱりさつま町が好きで、さつま町に人を呼びたいという思いがたくさんあると思いますので、少しでも支援が、支援の仕方っていうんですかね、できていけるように、また要請をいたしたいなと思います。

次にですが、交流型イベントの関連であります、各種町内の大会やスポーツイベントの際にプロの選手等の招待は行えないか、お聞かせください。

#### ○中村 英美社会教育課長

これまで、プロのバスケット選手、ラグビー選手との交流や教室など開催されまして、町内の小中高生が交流、それから指導を受けたところでございます。

今月22日にも、青山学院の原晋先生に来ていただきまして、講演をいただく予定でありまして、今後も、フラゴラッド鹿児島選手を含めて、町内出身のプロレーサーの方々、それから幅広い分野のプロの方々との交流の場を創出できるよう努めてまいりたいと思っております。

#### ○徳留 和樹議員

町内出身のプロの方々、バレーだったり、ゴルフだったり、またバイクの選手だったりといると伺っております。

身近なところから、このような町内のスポーツイベントに招待していただき、また町内の方々にも、町外で活躍する町内のプロの選手の周知にも広がると思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

また新たな振興計画にもありますが、全国大会出場に向けた支援などを行っていくとありますが、内容的にどのような支援を行っていくのか、もう一度、お聞かせください。

#### ○中村 英美社会教育課長

支援についての御質問でございますけれども、これまで全国大会出場に係る交通費を2分の1以内で補助をしておりましたけれども、新たな全国大会出場応援金では、全国大会・九州大会で、それぞれの開催地に一定額を定めて、交付する予定にしております。

また、町内に保護者が在住で、町外の中学校・高校で、全国大会・九州大会に出場される場合も対象を拡大して、交付を予定しているところがございます。

**○徳留 和樹議員**

今、全国大会など、九州だったりとか、県外に出ていく子どもたちも成績を残していく方々も多くなってきていますので、親御さんの負担や子どもたちがまた違うところに予算が充てられ、練習が強化できるように支援をしていただければと思います。

また、親元を離れて戦っている子どもたちにとっては、本当に親元を離れて戦うというのは心細いところもあったり、また、親も不安があったりとか、何ていうんですかね、すごくもう少し気持ち的にもちょっとナーバスになる部分もありますので、こういうところも本当に金銭的な支援もそうですけれど、精神的な支援というの、今後行っていただければと思います。

次の質問であります、町内で開催される大会の開催日など、SNS等でPRをより強化していけないか、お聞かせください。

**○中村 英美社会教育課長**

町内で開催される大会等の周知につきまして御質問でございますけれども、すべての大会を把握して周知するには少し課題がございますけれども、町内のバレーボール協会等の各種団体等が主催する大会につきましては、日程等の把握ができますので、今後、検討していきたいと考えております。

**○徳留 和樹議員**

町内で開催される大会等、ホームページ等いろいろ載せていただいている部分もありますけど、なかなか地元の子どもたちをちょっと応援に行こうかなとか、また地元の町内である大会だったりっていうのが、少しでも多くPRしていただくと、また選手たちも喜びがあって、いろいろと支援をしていきやすくなるのではないかなと思いますので、今後PRを強化していただけるよう、よろしくお願いいたします。

今現在、本町でたくさんの大会があると思います。駅伝大会とかもそうなんですけれど、今後、大会強化とかを考えていかないかっていうところなんですけども、どこを強化していくのかっていうところなんですけども、先ほど言われましたPRとか、また町内の駅伝大会においても、各ほかの市町村でもなかなか行っていない町の大会だと思いますので、この辺は何か、今後PR等できていけないか、お答えいただければと思います。

**○中村 英美社会教育課長**

駅伝大会等のPRの件でございますけれども、一つには、駅伝の配信っていうのは、やはりMBC放送とか、そういったところで配信等もあります。そういったところは、ちょっと研究させていただいて、今後、検討させていただきたいと思います。

**○徳留 和樹議員**

また検討いただければ、配信等は本当に難しいところもあると思いますけど、町内の人口が減っていく中で、この駅伝大会だったり、各地区の大会だったりというのは、本当に選手集めに皆さん御苦労されているところでもあります。

駅伝大会においても、今現時点では1チームほど減って、8チームほどで大会運営をされていると思います。私も走らせていただいておりますけれど、なかなかこう練習期間も長いですし、何が魅力があるのかっていうところもなかなかないところで、選手を集めることも本当に難しいので、また今後さらなる強化をしていただければと思うところでもあります。

最後になりますが、ミラノコルティナオリンピックでは、様々な競技においてニューヒーローがたくさん誕生いたしました。これは当然、本人の才能、努力、支えてくださる方々のお力

ではありますが、その他に環境が大事であると感じております。

なかなか環境というのは選手だけで整えるのは大変であります、プロの大会を我がまちで観戦でき、選手に触れ、新たな夢ができ、夢が一步步目標に変わっていける環境づくりや本町の方々が一日でも多く、楽しく元気にスポーツに取り組める環境づくりも大事であると感じます。

また注目選手等のPR等を行いながら、選手のファンをつくっていくのも我々の仕事だと感じます。

私も一応プロとして活動してまいりましたが、プロから学ぶこと、そして地元ファン、地域の方々の温かい支援というものは本当に力になります。

今後、輝いていく子どもたちに少しでもいい環境をつくっていければと思っております。

本町にもプロスポーツ選手も多数おります。この方々のお力をかりながら、様々なスポーツイベントの実現を目指し、活性化につなげていけるよう要請いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

#### ○新改 秀作議長

以上で、徳留和樹議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後2時25分とします。

---

休憩 午後2時15分

---

再開 午後2時25分

---

#### ○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、12番、川口憲男議員に発言を許します。

[川口憲男議員登壇]

#### ○川口 憲男議員

今日の最後の番となりました。

私は先日、申請しました防災対策について質問いたします。

この件については、これまでも何回かしておりますけれども、再度、お聞きしたいと思えます。幸いに雨も今日は降っておりますので、これが災害につながるということはないと思うんですけども、だんだん雨の時期が近づいたということです、よろしく願いいたします。

まず避難所、高齢者避難対策取組等がなされ、さつま町でも備蓄体制や避難情報等、必要かつ十分な成果が見られるようになってきました。しかし、災害には100%の成果がない状況です。

先般、同僚議員からもありましたけれども、備えあれば憂いなし、日々の取組が大事と考えます。先ほどの取組に併せ更なる施策・取組が必要と感じております。

日本各地、風水害・地震等、自然の災害はくまなく発生している状況にあります。

幸いではありますが、さつま町では大きな災害は発生していませんが、今朝ほどには、甕島で地震がありました。どこで何が起こるか想像できない状況です。

そしてまた、今日の雨と同じように雨季の時期にも入るが、それゆえに対策に十分な町、地域の取組が必要と感じます。

先日、ダム of 緊急放流についても質問させていただきました。最大放流量3,000立方メートルとのこと、ダムに流れ込む量は4,800立方メートルとのこと。

町内に県河川、町河川等が数本あり、紫尾山系の雨量が懸念されるところであります。これまでも地域の要請や今、必要性を感じている点が見受けられますが、災害のないこのときこそ十分な対策が必要では。町河川、県河川等の整備が進みつつありますが、山崩れ等、人命にも関わることです。そのことについて3項目質問いたします。

昨年、始良市でも考えられない家の裏山が崩れ、死亡者が出ています。事前の早期避難、装備品等、呼びかけも進んでいますが、どこが安心で、どこが安全と言えない状況です。災害前の早期避難、安全対策は十分か。

しかし、これまでどおりではなく、これ以上に安全確保の呼びかけを町としてはしつこくするべきと考えます。災害なきときの対策が、起きたときの対策より大事かと思えます。事前の対策は予測ができないことです。事前の経緯やこれまでの経過を踏まえ、早期避難の対応が必要かと、それに、一人一人の自覚が、命を守る最大の安全ではないでしょうか。

最後の4問目は、国・県が有事の避難方法を呼びかけているが、今までにないことと思えます。町として、町民への対策をどのように考えているのか。

ちょっと前語りが長くなりましたが、1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

## ○上野 俊市町長

それでは、川口憲男議員からの防災体制についての質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の町管理河川の整備が十分と感じているかでございます。

近年の気候変動に伴いまして、線状降水帯の発生や、短時間豪雨など従来の想定をはるかに超える降雨が増加しておりまして、河川の安全性確保の重要性が一層高まっていると認識いたしております。

町の管理河川につきましては、土砂堆積が確認された箇所での浚渫、樹木の伐採など必要な維持管理を計画的に実施している状況であります。

これによりまして、河川の流れを確保し、洪水リスクの軽減に努めているところであります。

町では、気候変動の影響を考慮した計画的な浚渫強化や、住民からの情報提供を活用した迅速な対応など、事前の防災対策を引き続き行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の土砂災害対策についてであります。

本町における土砂災害対策につきましては、近年の集中豪雨の激甚化を受けまして、住民の生命と財産を守るための最重要課題であると認識いたしているところであります。

まず、ハード対策につきましては、県と連携し、土砂災害警戒区域、特別警戒区域における砂防堰堤や急傾斜地崩壊対策、法面補強などの整備を計画的に進めております。

特に、過去の豪雨で被害が発生した箇所や、住家・公共施設への影響が大きい箇所につきましては、優先度を高く設定し、危険度評価を踏まえながら事業化を要望いたしているところであります。

一方、砂防施設等の整備につきましては、地形条件や多額の事業費から短期間で全てを整備することは困難であり、県全体での順位づけの中で、順次進むものがございますけれども、町としましては、危険箇所の情報提供や住民の意見の取りまとめ、現地調査への同行など、県と連携を密にしながら事業の促進に努めてまいります。

次に、ソフト対策でありますけれども、ハード整備の限界を踏まえ、気象庁の提供する最新の降雨予測や「危険度分布・キキクル」でございますけれども、これを活用した迅速な避難情報の発令、多様な伝達手段の確保、高齢者等の早期避難支援、自主防災組織との連携強化、ハザード

ドマップの周知、地域での避難訓練の実施など、逃げ遅れゼロを目指した体制づくりを進めております。

町といたしましては、県や関係機関、地域の皆様と連携しながら、ハード・ソフト両面から総合的な土砂災害対策を推進してまいります。

次に、3点目の紫尾山系の降雨等を考慮した現状の河川状況についてでございます。現状の河川状況につきましては先ほど回答したとおりであります。ダムに対応等につきましては、気象庁の情報、川内川河川事務所の水位情報、そして、鶴田ダムの貯水率や放流量等の情報を常時確認いたしております。

特に水位情報につきましては、川内川で2か所、町内の支川7か所から情報収集しまして、町の管理河川や内水氾濫の危険性のある河川等には、町独自の取組としまして、浸水センサーを8か所設置しており、早期の初動体制に役立てているところであります。

町としましても、河川の水位情報や鶴田ダムの貯水率や放流量等の情報が町民の皆様も情報が確認できるよう防災チラシ等でお示ししているところでありますけれども、出水期前にも広報紙等で改めて周知に努めてまいりたいと考えているところであります。

併せまして、地域住民への防災教育や情報提供の強化など、災害時行動指針の周知徹底を図る取組も進め、万が一の場合でも被害を最小限に抑えられるよう努めてまいります。

次に、4点目の国民保護に対する国・県の対応を踏まえた町民への周知に関する質問でございます。

国や県では、住民の安全を守るための取組が示されております。こうした考え方は、本町が国民保護法に基づいて作成しております「国民保護計画」の中にも整備されており、緊急時にどのように行動するか、どのように連携するかといった基本的な流れを定めているところであります。

また、必要な情報が速やかに届くようJアラートを活用した伝達体制も整えております。

県が定めております有事の避難施設には、市町村が定めている避難所から学校や公民館など地下構造の有無を含め、比較的強固な施設が指定されているところであります。

今後におきましても、平時から町民の皆様が行動のポイントを理解できるよう広報紙やホームページ等を通じまして、国民保護に関する内容やJアラートの仕組み、緊急時の行動例などを分かりやすく伝えていく取組を進め、町民の安全の確保に努めてまいります。

〔上野 俊市町長降壇〕

## ○川口 憲男議員

お答えいただきました。

1問目で古田議員のほうからも、この災害・防災に対する危機管理の在り方については、質問がなされております。まったく取組については同じようなことも言えることがたくさんあったんですが、そのときも町長が申されましたように、地域コミュニティの活用やいろんなことも適切に行われていると、自助・共助が必要であるということを述べていらっしゃいました。まったくそのとおりで、町がいくら音頭をとっても、地域の人たちがそれに動いてくれなきゃ何もならないところでございます。

町長、さかのぼってもう1回質問いたしますが、1問目の町道河川の整備は十分と感じているかと、土砂堆積が確認された地点が多いということが、私も感じております。町内回って、中小河川と。

それと昨年、中津川で河川オーバーフローで田園が埋まったということがありましたが、あれもやっぱり取水装置のところであって、それ以上の水が溢れてきて土石が田畑に上がっていつ

たんじゃないかと思えます。

そういう点を見ますと、非常に町内でもそういうところが多いように感じております。ですから、改めてそういうところを町河川もそういうところを十分監視しているというか、見て回っているということでしたので、そういうところをこういう時期に回ってもらえないか。

あるいは紫尾の方、それから平川の方、十分、河川整備がなされてきたんですけども、やっぱり山からの相当の土石流によって川が埋まるということが非常にありますので、町長の答弁にありましたように、そういうところをして災害が起こらないような工夫をしていただきたいと、そういうふうに考えますが、さっき答弁をいただきましたけど、再度町長、そこらの考え方はどうなんですか。

#### ○上野 俊市町長

本町には、一級河川と言われる河川が21、それから準用河川が45、普通河川が126、準用河川と普通河川については、町の管理でございます。非常に多くの河川を抱えている状況下にあります。

毎年、梅雨時期等々が終わりましたら、それぞれ担当課のほうでも現場も確認をいたしておりますし、また地域のほうからも、こういう浚渫等の要望等も出てきているところがございます。そういう要望等を受けまして、状況等を見ながら緊急性の伴うものについては、早めに対処するように、また、この優先順位をつけながら、この取組を行っているところでございます。

そのような状況でなかなかすべてができるという状況には、今現在なかなかないところでございます。そのような状況から、先ほど申しましたように、現場を確認して優先順位を付けながら、これは整備していく必要があると思っております。

#### ○川口 憲男議員

町長答弁のとおり、どれを一番、どれを二番とかいうこともないし、あるいはこれが早く必要だなというところもあるんじゃないかと思えますので、それは担当課なり、町長部局のところ優先順位を付けられて、住民に被害が被らないような方向性で取り組んでいただきたいと要請をしておきます。

それと、砂防ダムのことも申し上げましたけれども、五、六年前に砂防ダムをしていただいたところが数か所あります。

私もそれを見て回りまして、ちょっとした雨じゃもう川に流れ込む排水管ですか、あれのところも詰まって道路が通行止めになるところもあると。

砂防ダムも家の隣に上のほうにつくってもらったんですけど、完全にそこが土砂で埋まって、それも機能してないところがあるということでした。これもやっぱり町長のおっしゃるように、どこがどこということを言えないけれども、巡回をして必要性があればすると。

私が思うには、人家、人がいるところを優先していただけるのが一番だと思うんですけども、その考え方、私もずっと見て回って、心配だなというところが五、六箇所あるんですけども、そこはまた担当課とも十分精査されて、対策をとっていただきたいと思うんですが、どうしても始良市のあれは竹山だったんですけど、崩れてきて亡くなると、人命が亡くなるということが一番悲惨な状況ですので、そこあたりが二度と起こらないような対策をしていただきたいと要望するんですが、そういう考え方は町長どうですか。どういうふうにお持ちですかね。

#### ○上野 俊市町長

まさしく、もう同じ考えでございます。

砂防ダムにつきましては、これはもう国・県の事業でございますけれども、やはりこの砂防ダムにつきましても一回大きな大雨等が来ますと、もうすぐ堆積するという状況下にもなります。

それはそれで、その役割を果たしているわけでございますけれども、先ほどありましたように、まず人命優先が一番でございます。

そういうところをしっかりと我々も確認しながら、現場を確認しながら、これはもう国・県を通じまして、しっかりとその対策をとっていかないといけないということについては変わりはないところでございます。

#### ○川口 憲男議員

ぜひ人命尊重ということで、それが一番だと思いますので、甲乙は付け難いところもあると思うんですけど、巡回いろいろしてもらって担当課なり、県の担当のところ、あるいは町がしないといけないところがあると思いますので、そこあたりはやっぱり連携をとって、早く取り組んでいただきたいと思います。

平成18年災害のときに、私も紫尾から神子の方まで回ったんですけど、もう床下まで土砂が流れ込んで、とても手がつけられないということで、泣きべそでされている奥さんもいらっしゃいましたけれども、その明るく日に行ったら、若い人たちはもう自分で重機を借りてきて、その水路（の土砂）を上げているという状況にもありましたけど、自助ができれば、そういうことでいいと思うんですけども、そういうところもあるということを肝に銘じていただきたいと思います。砂防ダムについてはそれぐらいです。

自治公民館長会だったですかね、会ったときにも、平川の方も「再度、見て回ってくれ」ということを言われました。そして、神子地区のダムの方も言われました。そこを何回か見て回り方でしたので、再度町長、そういうところがあるということを肝に銘じていただきたいと思います。

それから、もう時間があれですけど、3番目の川内川の大規模改修と言いますか、川内川はもう御存じのとおり、非常によく整備されたというふうに私は思っているんですけど、だけど、ダムに上流から流れ込む水量、先ほど申し上げた4,800立方メートル、これは緊急放流量が4,800立方メートル、分刻みですね。そして、放流するのが3,000立方メートルの水を流すのだと、ダムはそれだけの水を流していくんだと。

ところがダムから下流に、県河川等を入れれば5本ぐらいあるんですね、宮之城の、この穴川のところまでくるのに5本ぐらいあるんですね。

そして、やっぱり平成18年災害のときに、紫尾山系に時間雨量100ミリ降ったときには、夜星川の水量は相当なもので、川内川に流れ込めないというような状況があって、市場・諏訪下とか大願寺が浸水したという件があるんですね。

ある程度、河川整備はなされております。しかし、夜星川の周辺も、それから私のところの柳野川の周辺も相当の土石で、周りが土で埋まっております。そして、その水が十分はけるかといったら、ダムが放流する3,000立方メートルですか、はるかにこれを今度はもう超えてくるわけです。

宮之城の私と同じような係をする人に聞いたときには、推進の分水路を水が越えることで一つの安心をしたと。虎居の方から流れ込んでくる水の量で、虎居の下手のほうは浸水していたんだけど、ここ一、二年は安心ではあるよということも言われましたけど、やっぱりそういうふうにして、上流からの雨で相当この地域が内水面とか浸水するということがきます。

この平成18年の災害のときにも、私も白男川の下川口ですね、我々が言うのは下川口ですが、あそこに行きましたけれども、それはそうそうたる土石というか、石ころの流れで大変残念な思いをしたことがあるのですけれども。

そういう点を考えてですね、やっぱりこの川内川ももちろんですけど、一番ですけども、

それに関わる町河川、それから県河川の整備も十分それが必要かと思えます。

それと町長のさっきの答弁の中にあっただけですが、私が記録できなかったのですが、水位計をこの河川に何か所か設置してあるということをお知らせしました。

この機能が、私も何か所かということな10か所ぐらいですかね、してあると思うんですけども、この機能が現在、十分発揮されているものなのか、そのあたりのところ町長分かっていたらお示し願いたいと思います。

#### ○菊野 祐二危機管理監

ただいまの水位計について、お答えいたします。

危機管理では、警報発生時は川内川の宮之城、そして湯田の2か所、それから、支川につきましては、穴川、泊野川、久富木川、夜星川、前川、海老川、大山口川の7か所から情報を収集しまして、避難所開設や災害対応等の情報を収集しているところでございます。

一方で、町管理河川や内水氾濫の危険性のある地域につきましては、町独自の取組としまして、浸水センサーを8か所設置しているところでございます。この浸水センサーにつきましては、一定の水位に達した場合に、自動で反応しまして、登録している地域の方々や消防団員等へLINEを通じて通知が届く仕組みとなっております。早期の初動対応に役立っているところでございます。

#### ○川口 憲男議員

対応がいろいろなところで、そういう水に対する対応が十分できているということをお聞きして安心しましたが、それと同時に、それが有効に使われるようなシステムに切替えていただきたいと。

先ほど、同僚議員の説明の中に、ドローンの活用策がありましたよね。ちょっと山の中に行けばドローンがあれば聞こえなくなったということがありましたけど、今、庁舎内の中にもドローンが4基ぐらいはあるんじゃないかと思えます。

林務関係とか、農業関係とか。そんなのが上手くマッチして使えるように、災害のときになったら体制も必要になってくると思うのです。

今ドローンも個人で何かとできないものですから、私もちょっと欲しいなと思うんですけど、そういうことをして、知り得た情報を町にやってはいけないものかなというふうに考えているのですが、そういうような町のいろんな情報を持っている活用策は、町長、今後も利活用すべきだと思うんですけど、町長はどのように考えられますか。

#### ○上野 俊市町長

町でも、このドローンについては所有をいたしております。建設課・農林課また消防本部。

この大雨が降っているとか、風が強いときとかというのは、もうドローンは当然飛ばせませんけれども、そのあとの災害の状況等々の確認というのは、もう十分、このドローンを使って今もやっていますし、また簡単な測量等も今このドローンを使ってできる状況等にございます。

また消防のほうでは、行方不明者の捜索とか、やっぱりこの状況等を上から確認できるという非常にメリットもございまして、このドローンの関係等については、今でも有効に使っておりますけれども、さらにもう一歩踏み込んだ形でも使えるようにですね、これは職員もやっぱりそれなりの訓練も必要になってきます。そのようなこともございまして、ここについては、またしっかりとそこは進めていければと思っております。

#### ○川口 憲男議員

ぜひ、そういうメリットのある機器類があるわけですから、それをいかに有効活用するかということは、また庁舎内の一つの方向性だと思いますので、関連性を持って、ただ農政の林務で

使うだけ、ここはここだけということじゃなくて、そういう災害のあとの消防と連携した、そういう取組はぜひ必要じゃないかと思うし、それをまた町民に発散されるということも必要だと、私は思います。

ぜひ、そういういいものがあるんですから、いいものをそういうふうにして広めていただきたいと、そういうふうにご私の意図する質問は終わったんですけど、町長、今度は地域コミュニティセンター、避難所ですね、20か所の公民館施設等もしましたけれども、それに危機管理係のほうで、いろんなベッドとか、あるいは水の備蓄とか、いろんなことをしていますよね。これが今、平川の小学校で集中的にしていますよね。やっぱり今後はどうなんでしょう、災害のときになったときに、それで十分と考えなのでしょうか。

私が思うには、この求名小学校の跡地ですね。これ求名校区の公民館もできてくる。その倉庫もあるということも説明を受けたんですけど、そういうふうにして、町内のある何箇所かをそういう備蓄の拠点として、構成していくような考え方も必要じゃないかと私は思うんですけど。町長の考えはどのようなのですか。

#### ○菊野 祐二危機管理監

ただいまの備蓄等々につきましては、先ほど古田議員の御質問にもお答えしましたとおり、備蓄をそのものの整備や複数の場所に分けて備蓄する分散備蓄についても検討を進めております。より効率的に物資を届けられる体制づくりに取り組んでまいります。

#### ○川口 憲男議員

町長、担当は、今後こういうふうにご検討してまいりますということだったんですけど、私が思うには、もう早く動いて、例えば、今年度中にするよとか、あと一、二年後には、そういうふうな体制に持っていくよという姿勢が必要だと思うんですけど、町長の考えはどのようなのですか。

#### ○上野 俊市町長

危機管理監がお答えしましたけれども、当然ながら私の指示もいたしているところがございます。これにつきましては、やはり状況、状況を見ながら、早めにご取り組まなければならないというようなのは理解しているところであります。

どのような形で使えるのか、どんな形のものをそこに備蓄するのか、いろんな面からやっぱり検討して進めていく必要があるかと思っております。

とにかく、この問題については、早く取り組んでいくということについては変わりはないところであります。

#### ○川口 憲男議員

ですね、私もそのまましてよからよということじゃなくて、やっぱりそういうことが必要性があったときに、すぐそれで対応できるような方向性をつくるべきだというふうにご思って、今こういう質問いたしました。

それと、町長やっぱりこういう人口減がどんどん広がっていけば、各校区とか何かにしても、それに対応する人がいなくなる。そこ辺りをどうカバーしていくか。やっぱり各地域の自主防災組織とか、各公民館がそれに対応していけると、そうなったときに、仮の話で申し訳ないけれども、平成18年の災害申し上げましたときに、柏原区の公民館のところは入っていくところまではちょっと川内川が大きく氾濫して、車のあれができなかったと。

しかし、避難者がやっぱり来て、今度は寝泊まりはどうするかとなったときに、そしたらベッドはどこにあるよとか、応急にごできていけば、そこあたりもできていくんじゃないかと。いつもそういうふうにご感じております。

これは今後の判断の仕方、あるいは自主防災組織への啓蒙の仕方だと思いますので、ぜひご

すね、そこあたりも今後の災害に関しては、それ辺りを含めた対策を講じていただきたいというふうに要望するんですが、町長、明確に、いつ頃までということあまりきついなと思うんですけど、せめて一、二年、あるいは、近い将来には、そういうことになっていくよということは、答弁できませんか。

○上野 俊市町長

先ほど来ありますように、緊急性の高い場所というのはもう早くそこは解消しなければならぬというのも当然のことでございます。

できるだけ速やかに安心して避難できるような体制づくりというのは、必要だと思っているところであります。

○川口 憲男議員

以上で、私の質問を終わります。

○新改 秀作議長

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

---

△散 会

○新改 秀作議長

これで、本日の日程は全部終了しました。

3月9日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後2時57分

令和8年第1回さつま町議会定例会

第 3 日

令和8年3月9日



令和 8 年 第 1 回 定 例 会 一 般 質 問  
 令和 8 年 3 月 9 日 ( 第 3 日 )

順 番	( 議 席 番 号 ) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
6	( 2 ) 上 別 府 ユ キ	<p>1 ジェンダー視点に立った施策について</p> <p>本年2月に総務省が公表した人口移動報告では、若い女性の地方からの流出が目立っているようである。やりがいのある仕事が見つからずに都市部に向かう人が多い中、本町では地元で働く選択肢を増やそうと、女性のデジタル技術習得を後押しし、地元就労に結び付ける取組が進められている。また、「男は仕事、女は家庭」といった、性別役割分担の意識を改革しようと行政と女性団体が協働で啓発活動を推進しているところである。そこで、ジェンダー視点での施策について町長に問う。</p> <p>(1) 各審議会や委員会の女性委員の登用率は、40%という目標値に対して、実績は19.7%（令和7年度）と低い状況であるが、登用率向上に向けての策は。</p> <p>(2) 子どもの頃から男女共同参画の理解を深め、家庭・地域での意識醸成を図るために、県が主催する「子どもたちの男女共同参画・学びの広場」の開催を推進していく考えはないか。</p> <p>2 猫の適正飼養について</p> <p>鹿児島県は、2月を「猫の適正飼養推進月間」として、マイクロチップ装着や不妊去勢手術の啓発を進めている。本町では、令和4年6月に「さつま町猫の適正飼養ガイドライン」を作成し、猫の適正飼養及び管理の重要性について町民への理解促進を図っている。</p> <p>また、飼い主のいない猫に対して動物愛護団体やボランティアの協力のもと「公益財団法人どうぶつ基金」の無料不妊手術チケットを利用したTNR活動（さくらねこ無料不妊手術）にも取り組んでいる。その実績も1,500件を超えている。このような経過を踏まえ、次のことについて、町長に問う。</p> <p>(1) このTNR活動の実績をどう評価するか。</p> <p>(2) 令和8年度当初予算において、動物愛護団体への補助事業が計画されているが、この計画の内容はどういったものか。</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
		<p>また、その財源は。</p> <p>(3) 高齢者等が飼育するペットの状況を把握し、多頭飼育崩壊を未然に防ぐため、担当課だけでなく保健・福祉部局などとの連携体制をどのように構築していくか。</p> <p>また、動物愛護団体との協力や情報共有の仕組みを制度化する考えはあるか。</p>
7	(13) 中村 慎一	<p>1 施政方針について</p> <p>(1) 商工業の振興について</p> <p>新規就業者の確保については従来から取組を継続されているが、今回「事業承継人の確保に向けた支援」について取り組むとされている。具体的な取組内容と今後の方針について。</p> <p>(2) 観光の振興について</p> <p>今回の「宗功寺公園、虎居城跡、川内川、鶴田ダムを核としたインフラツーリズムによる回遊性の取組」について、具体的な取組の内容と方針は。</p> <p>また、今回新たに「イベント民泊を利用した宿泊施設の確保の取組」について、制度上、問題はないのか具体的な取組の内容とその方針は。</p> <p>(3) 住みやすい地域づくりのための町道管理について</p> <p>生活基盤分野のなかで「生活道路の安全対策、誰もが安全に移動できる環境改善を計画的に進める」とされているが、具体的な内容と方針について。</p> <p>2 地方交通対策と移動支援について</p> <p>(1) 交通問題で、町内の乗合タクシーなど公共交通機関をはじめライドシェア等の利用の実態、現状と課題、今後の方針は。</p> <p>また、運転免許を持たない交通弱者の移動支援について、課題とその対策、自治体ライドシェアへの展開等、今後の方針について。</p> <p>(2) 施政方針の高齢者福祉の項で説明された「地域全体で支える体制づくり」を進める中で、地域の支え合いによる住民主体の移動支援の取組を普及する考えはないか。</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
8	(11) 有 川 美 子	<p>1 施政方針について 子育て分野について質問する。 新規事業ファミリーサポートセンター事業の運営方法は。</p> <p>2 今後の財政運営と財政状況の見える化について 町長は、施政方針の予算編成の中で財政の健全化に言及しているが、町民にとって最も見えにくく、理解しにくいのが町の財政状況だ。今後の財政運営と財政状況の見える化について質問する。</p> <p>(1) 自主財源確保のために入湯税引き上げについて</p> <p>(2) 宮之城文化センター改修断念に伴う、さつま町文化施設建設基金の今後について</p> <p>(3) 財政調整基金の今後の積立方針及び財政状況の見える化について</p>

令和8年第1回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和8年3月9日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議場

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番	岸良光	廣議員	2番	上別府ユキ	議員
3番	堅山秀樹	議員	4番	徳留和樹	議員
5番	橋之口富雄	議員	6番	古田昌也	議員
7番	桑波田大	議員	8番	武さとみ	議員
9番	宮之脇尚美	議員	10番	柏木幸平	議員
11番	有川美子	議員	12番	川口憲男	議員
13番	中村慎一	議員	14番	新改秀作	議員

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

早崎行宏	事務局長	神園大士	事務局長補佐兼議事係長
奥平一樹	議事係主任		

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上野俊市	町長	角茂樹	副町長
中山春年	教育長	富満悦郎	総務課長
大平誠	総合政策課長	垣内浩隆	財政課長
西園豪紀	税務課長	堀孝志	町民環境課長
川崎里志	ほけん福祉課長	久保田春彦	こども課長
山口泰徳	さつまPR課長	原田健二	建設課長
藤園育美	教育総務課長	井手口勉	学校教育課長
中村英美	社会教育課長		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

## △開 議 午前9時30分

### ○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和8年第1回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

---

### △日程第1「一般質問」

### ○新改 秀作議長

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は、答弁を含めて60分とし、質問回数制限はありません。

質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、2番、上別府ユキ議員に発言を許します。

〔上別府ユキ議員登壇〕

### ○上別府ユキ議員

皆さん、おはようございます。昨日が3月8日ということで、国際女性デーということで、ここ数日間、新聞やテレビでは、ジェンダーに対する報道が目白押しでした。そこで私も、本日は、胸にミモザの花をさしてきました。

質問に入る前に、執行部席の皆さん、後ろを御覧ください。あの画面分かりますか。今回から、あの画面に質問する人たちの顔がぱっと映るんです。ですから、質問者は自分の顔を見て質問することになるので、1日目の議員の皆さんたちは、大変、緊張されたところがありました。

そして、こちらに映っております画面、そしてもう一つ、傍聴席にあります画面、今回、議場改修が行われまして、このような改修が行われております。それで、傍聴席のほうは多分発言するたびに、下のほうが動いていると思います。あそこに同時文字起こしが行われまして、傍聴席の方たちは文字を見ながら、この傍聴をするというシステムになっております。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。ちょっと緊張しております。自分の顔を見るのは、大変、何ていうか緊張するところがありますが、始めたいと思います。

それでは1番目、ジェンダー視点に立った施策についてということで、本年2月に総務省が公表した人口移動報告では、若い女性の地方からの流出が目立っているようです。

やりがいのある仕事が見つからずに、都市部に向かう人が多い中、本町では、地元で働く選択肢を増やそうと、女性のデジタル技術習得を後押しし、地元就労に結びつける取組が進められています。

また、男性は仕事、女性は家庭といった性別役割分担の意識を改革しようと、行政と女性団体が協働で啓発活動を推進しているところでもあります。

そこで、ジェンダー視点に立った施策について、町長にお伺いしたいと思います。

まず1番目、各審議会や委員会の女性委員の登用率は40%という目標に対して、実績は19.7%（令和7年度）という低い状況ですが、登用率向上に向けての何か策がありますか。

2番目、子どもの頃から男女共同参画の理解を深め、家庭・地域での意識醸成を図るために、県が主催する子どもの男女共同参画学びの広場の開催を推進していく考えはございませんか。

2番目の質問です。猫の適正飼養についてです。

データをひとつお願いしたいと思うんですが、鹿児島県は2月に、猫の適正飼養月間として、マイクロチップ装着や不妊去勢手術の啓発を進めているところですか。

本町では、令和4年6月に、さつま町猫の適正飼養ガイドラインを作成し、猫の適正飼養及び管理の重要性について、町民への理解促進を図っています。

また、飼い主のいない猫に対して、動物愛護団体やボランティアの協力のもと、公益財団法人どうぶつ基金の無料不妊手術チケットを利用したTNR活動（さくら猫）無料不妊手術にも取り組んでいるところです。その実績も1,500件を超えているところです。

このような経過を踏まえ、以下の件について、町長にお伺いしたいと思います。

まず、このTNR活動の実績をどう評価されるのか。

2番目、令和8年度当初予算において、動物愛護団体への補助事業が計画されているが、この計画の内容はどういったものですか。また、その財源はどうなっていますか。

高齢者が飼育するペットの状況を把握し、多頭飼育崩壊を未然に防ぐため、担当課だけではなく、福祉部局や保健部局などとの連携体制をどのように構築されていけますか。

また、動物愛護団体との協力や情報共有の仕組みを制度化する考えはございませんか。

以上、1回目の質問を終わります。

〔上別府ユキ議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

## ○上野 俊市町長

改めまして、おはようございます。

それでは、上別府ユキ議員からの御質問にお答えをいたします。

まず1点目のジェンダー視点に立った施策についての女性登用率の向上の関係でございます。

議員御指摘の若い女性の地方からの流出につきましては、本年2月の住民基本台帳人口移動でもありますとおり、転入者数と転出者数の差となる社会増減については、転出超過が続いております。本町にとりましても喫緊の課題であると考えているところであります。

そういう中にありまして、選ばれるまち、特に、若年層から選ばれるまちとしての転換は最優先事項であると認識しているところであります。

議員からもありました女性のデジタル技術習得については、こういった背景から、場所や時間によらない、新たな働き方を創造する第一歩としまして、本年度、株式会社フォーバルとの包括連携協定に基づきまして、さつま町創生GD Xセンターを設立し、リモートワーク等の多様な働き方を可能にするデジタル人材育成を進めており、デジタル技術の習得のためのスキルアップセミナーを開催するなど、現在、鋭意取り組んでいるところでございます。

また、男性は仕事、女性は家庭といった性別によって役割を分担する意識などを性差による固定的意識の解消につきましては、令和4年3月に策定いたしました「第3次さつま町男女いきいきしあわせプラン」、また令和4年9月の「希望輝くさつま町SDGs推進宣言」により、すべての人々が、いきいき・健やか・笑顔あふれるまちを目指し、ジェンダー平等の実現に向けた取組を進めているところであります。

具体的には、毎年度実施しております人権啓発研修では、家庭での性別による役割意識や、職場での男女格差の解消、男女協働による地域づくりなど、ジェンダーに関する学びの場の一つとなっていると考えております。

また、本町職員につきましては、各種研修プログラムの一環に組み込まれるなど、都度、学習機会を得ているところであります。

また、本年度は、女性団体連絡協議会が毎年開催されております女性大会について、男女の別によらない、多様な方々が親しみ、参加いただけるよう名称を変更して実施されるなど、積極的に活動されているところであります。

地域に根差した活動が、意識の醸成を育むものと感謝申し上げているところでございます。

御質問の各種審議会等への女性委員登用率の向上策についてであります。

本町における各種審議会等の女性登用率は、令和7年度現在で19.7%であり、第3次さつま町男女いきいきしあわせプランで掲げております、令和8年度までに40%を目指すという目標とは大きな開きがあるところでございます。

こういった状況を踏まえまして、役場内におきましても、管理職や管理的職員への女性職員の積極的な登用を進めているところであります。

御質問の各種委員会等の委員につきましては、各団体の長や地域役員、またはその推薦によるところが大きく、依然として男性が役員を中心となった組織構造であり、女性の登用がなかなか進まない一因でもあろうかと考えているところであります。

こういった状況を打開するためにも、地域におけるジェンダー平等の意識醸成なくして、実現するものではないと改めて感じているところであります。

女性委員等の登用率向上に向けまして、即効性がある取組はなかなか見つからないところではございますけれども、これまでの取組が地域に根差した活動へ着実に繋がっている事実もございまして、引き続き、ジェンダー平等社会の実現に向けまして取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、子どもの男女共同参画・学びの広場の推進についての御質問でございます。

御質問の子どもたちの男女共同参画・学びの広場推進事業につきましては、県が「第4次鹿児島県男女共同参画基本計画」に基づき、次代を担う子どもたちが性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、互いの個性を尊重し合える意識を育むことを目的としまして、平成25年度から重点的・戦略的な取組として進められているものであります。

この学びの広場推進事業の大きな特徴としましては、子ども単独の学びの場ではなく、学校を拠点とし、一体的に関係者を巻き込んだワークショップを基軸として実施されている点にあり、児童・生徒、教職員、保護者、地域住民の三者が共に学べる場としまして、すでに県内の多くの自治体で実施されているところであります。

子どもたちが無意識の思い込みに気づき、自己肯定感を高めると同時に、子どもを取り巻く身近な大人自身もジェンダー視点を学び直す、この三者一体のアプローチによりまして、子どもたちの学びが家庭でもしっかりと定着し、地域全体の人権意識の底上げにつながるよう進められているものであります。

本町におきましても、第3次のさつま町男女いきいきしあわせプランに基づきまして、次代を担う子どもたちが性別にとらわれず、自分らしく生きられる社会を目指し取り組んでいるところでありますけれども、子どもたちの意識は、学校のみならず、家庭内での役割分担や地域社会の慣習に強く影響を受けますことから、子どもも大人も共に学ぶこと、そういった場が提供されることが重要であると考えているところであります。

本町としましても、この事業の趣旨や事業効果について十分認識しており、開催推進に向けまして、教育委員会と連携しながら、これは前向きに検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の猫の適正飼養の関係等についてでございます。

まず、TNR活動についてお答えをいたします。

TNR活動につきましては、将来的な飼い主のいない猫の増加を防ぎ、生活環境被害の軽減につながるものであり、地域課題の解決に資する有効な取組策であると評価いたしているところであります。

次に、動物愛護団体への補助事業の関係等でございます。

令和8年度の当初予算に計上しております補助事業につきましては、TNR活動や適正飼養の普及啓発活動を実施する町内の動物愛護団体に対しまして、活動に要する経費を一部補助するものであります。

具体的には、不妊去勢手術にかかる手術費、飼養管理経費などを対象経費とすることを想定しております。

本事業の財源につきましては、クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附金の充当を予定しているところであります。

次に、高齢者の多頭飼育崩壊の把握や連携体制の構築について、また、動物愛護団体との協力や情報共有の仕組みの制度化についてであります。

まず、高齢者の多頭飼育崩壊の把握や連携体制の構築についての御質問でございますけれども、近年、ひとり暮らしの高齢者が、寂しさから猫を飼い始め繁殖させてしまい、多頭飼育崩壊となる事実があることは確認いたしております。

この高齢者の多頭飼育崩壊が動物愛護の問題にとどまらず、飼い主の孤独やセルフネグレクト、ひいては生活困窮といった福祉的課題とも密接に関係があると認識いたしております。

多頭飼育の状況につきましては、民生委員や地域の役員が行う日頃の見守り活動や町地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の関係機関からの情報提供により、把握に努めているところであります。

把握した案件につきましては、福祉的課題につきましては、社会福祉協議会や地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの関係機関と情報共有を行いながら必要な支援に努めております。

また、多頭飼育問題につきましては、町民環境課と連携しまして、情報の共有を図っているところであります。

次に、愛護団体との協力や情報共有の仕組みの制度化についてであります。

現在、社会福祉協議会や町民環境課などの関係機関との情報共有や町民環境課と連携した横断的な支援を行っているところであります。

高齢者への支援につきましては、社会福祉法などの福祉関連法に基づくものであること、一方、動物への対応につきましては、動物愛護法に基づくものであることなど、根拠となる法律や支援内容が異なるため、福祉と動物愛護の両面から、どのようなこの枠組みが最も実効性があるのか、今後慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

## ○上別府ユキ議員

御回答いただきました。

まず、ジェンダー視点に立った施策についてから質問を繰り返させていただきたいと思いません。

女性委員の登用率向上に向けての質問です。

先ほど、各団体の長や地域役員、また、その推薦によるところが大きいので、依然として男性が役員の中心となった組織構造であるということでした。

それでは、その選び方を検討していないのですかというところです。

充て職となっているところが多いですが、例えば、候補者リストの整備とか、関係団体への推薦依頼方法とか、固定化した団体への依頼ではないかとか、登用基準の見直しなどの取り決めはされないのですか。

## ○大平 誠総合政策課長

女性の登用率の関係でございますけれども、これまで目標を掲げまして取り組んできております。40%という大きな目標に対して19.7%ということで、半分いっていないということでございますが、そういった中で、審議会・委員会に女性を登用していくという方法だというふうに理解しておりますけれども、今後、今20年ずっと取り組んでまいりましたけれども、今後におきましても、こういった男女共同参画の社会づくりというのは、とても重要なことだと思っております。少しずつ、少しずつ、そういったものが浸透してきているというふうに思いますので、次期計画におきまして、こういった審議会・委員会の構成、充て職となっている部分についても、メスを入れる必要があるというふうに考えております。

そういったことで、女性の登用率を上げるということはできるというふうに考えているところでございます。

またリスト化につきましては、地域の皆さん方の御協力をいただくということで、行政から一方的にということではありまして、しっかりと説明をして、皆さん方に理解をいただきながら進めていくということが大事じゃないかというふうに考えております。

#### ○上別府ユキ議員

少しずつ改善をしていくということではありますが、本当にこの部分は、ある意味いろんな審議会組織、いろんな会議組織の中で、今まで、多くの先人たちの皆さんの経験とか、それから意見、生きざまとか、そういうのが積み重なって、現在の20周年のこのさつま町を築いてきたという意味で、大きい部分があるなあというのは感じます。そこは大事だと思います。そこに少しずつでも、女性の登用を図っていききたいということです。

今までとは違う視点での風を入れる。風通しのいい環境をつくっていく。それが大事だと思うんですが、古い形を一気に変えるということではないですので、ぜひ、その構造こそを変える覚悟を持って、臨んでいただきたいと思っております。

次の質問ですが、いつまでに、どの程度の改善を目指すのか。具体的な数値目標や工程を示すお考えはございませんか。

#### ○大平 誠総合政策課長

具体的な数値目標ということでの御質問かと思っておりますけれども、本議会に、第3次総合振興計画を提案させていただいておりますけれども、そういった中で、最終的な目標につきましては、登用率は40%というふうに目標を、これまで同様定めております。

ただ、来年から始まる新しい計画の中の5年間で、まず30%を目指していこうというところが、まず一つの段階でございます。段階的にそういった目標をクリアしていききたいという思いで、この計画をつくっているところでございます。

#### ○上別府ユキ議員

5年間で30%に到達するように努めるということですね。ということは、今19.7%ですから、あと約10%を5年間でなら到達できる可能性があるというところで、進めていかれるということですね。ということは、私が議員の任期の間には到達できないということになりますが、少しずつ変えていっていただければいいと思うんですけれども。

それでは、年間で約2%増ならば可能ということであれば、そこに何か根拠がございますか、何か具体的な策というものがございませうでしょうか。

#### ○大平 誠総合政策課長

具体的な策につきましては、先ほどからも申し上げておりますとおり、充て職という部分が、今そういった委員会・審議会にはございます。任意の実行委員会につきましては、女性の活躍を、女性の方に委員になっていただくということで、4割を超える方に女性が委員として入ってい

ただいて、いろいろ御意見等いただいておりますので、策としましては、充て職になっている規定・要綱・要領、そういったものの改善とか、あるいは代表の方がほとんど名前になっております。例えば、農協の代表理事とか、商工会長とかですね、そういうところを、北さつま農協とか、商工会とか、そういうところで選んでいただいて、委員として来ていただくというような策は一つはあるかというふうに考えます。

#### ○上別府ユキ議員

そのような具体的な策を示していただきました。

すみませんが、御手元のタブレットを御覧いただけますか。

実は、この数字は、県下の自治会組織における女性代表者の状況です。鹿児島県全体で、自治会組織における女性代表者は7.5%です。さつま町は120公民会で2名、1.6%という低い数字です。これは、令和6年度の資料ですかね。こういう数字になっております、さつま町の場合。もうそろそろ選択の視野というところが、図っていけばいいんじゃないかなあと思う一つのこれが資料です。

今のこの時期は、どこも新しい区、新しい次期の公民会の役員さんが引継ぎの時期です。

役員の方々に聞きますと、「役員の成り手がいないんだよなあ」、「本当にいないよなあ」というような会話を本当に耳にする今日この頃です。私はそこにいつも言います。「本当にいらっしやいませんか。」周りをよく見てください、多様な目線で探せば、男性だけに偏らない人材を図っていくのであれば、もっと視野は広がるはずですよということを思っているところなんですけれども、まだまださつま町は、そこまで選択肢が広がっていないのが実情ではないかと思えます。

そこで、多様な選択肢のきっかけとなるように、毎年度初めに計画される行政連絡員等の研修などで、意識改革のためのジェンダーギャップセミナー等を開催していく考えはございませんでしょうか。

#### ○大平 誠総合政策課長

セミナーの開催ということでございますけれども、町におきましては、これまで、男女共同参画の意識醸成に資するセミナーなどを県と連携しながら幅広く取り組んできております。

県の中でも、さつま町はこういった取組が評価されているところでございますけれども、本年度におきましても、男女共同参画みんな会議をひまわり館で開催をさせていただきます、落語家を招いた親しみやすい学習機会の提供を行ったところでございます。多くの方に参加していただいて、受講していただいたということでございますが、年度当初に開催する行政連絡委員・推進委員の研修会で、こういったセミナーができないかということでございますけれども、そういったセミナーにつきましても、今回、新しく計画を策定していますけれども、そういった中で、しっかりとこういった地域の方々に理解をしていただくというような取組というのは、今後、考えていきたいというふうに思っております。

#### ○上別府ユキ議員

今後考えていくということでした。

昨年12月13日には、ひまわり館で今課長がおっしゃったように「地域みんな会議」というのがございまして、町内外の皆さんがたくさん参加されておりました。

それから今年になって、1月18日に改善センターのほうで、「みんなイキイキいってみっがフェア」というのも開催されて、たくさんの人たちが集まっておりました。そこで参加された方々の声の中にこういうのがありました。「こんな会議の中に、男性の方が参加して、分かってほしいよねえ」という声とか、「気づいていただきたいよね」っていう声とかも聞きました。

そして、「公民館長さんなんかが参加してほしいよね」という声も、数多く聞かれてきたところ  
です。

新たに研修会やセミナーを開催しても、参加者を集めるのは本当に至難の業です。

今ある集まりに、こちらから出向いて行って仕掛けていく姿勢がないと、イベントは人集め  
の苦勞に終わってしまいます。

ぜひ、先ほど言ったセミナー等を実現に向けた取組を、ぜひ進めていただきたいというこ  
とを要請していきたいと思います。

それでは次に、子ども向けのジェンダー施策についての質問に入りたいと思います。

本町における子ども向け男女共同参画教育の現状は、どのようになっていますか。

#### ○井手口 勉学校教育課長

まず、本町では子どもたちの男女共同参画・学びの広場について、来年度、令和8年度薩摩  
小学校が希望をして、県にお願いをしているところでございます。

3年生から6年生の児童を対象としたワークショップと、教職員を対象としたセミナー、そ  
して、保護者・地域の方々を対象としたワークショップ、例えば家庭教育学級でありますとか、  
地域住民への案内を含んだ申込みを今現在しているところでございます。

また各学校においては、すべての教育の基盤であります人権教育の一つとして、発達段階に  
応じた男女平等についての教育を推進しているところでございます。

#### ○上別府ユキ議員

子どもたちに向けた男女共同参画教育・人権教育は、少しずつ進めてきているというところ  
ですね。

そして、今年はこの学びの広場に1校が手を挙げているという事実があるということですね。  
そこでです。

この学びの広場というのが単発に終わらせないで、年1回ずつでもモデル的な形として取り  
組まれるように、やりたいという学校が一つでも増えていくようにしていく取組は、推進されて  
いかれませんか。

#### ○中山 春年教育長

ありがとうございます。

先ほど課長が回答しましたように、町内の学校では、発達段階に応じて様々な課題に対する  
人権教育を進めております。

今回の男女平等の人権についても進めているところでありますが、今、学びの広場について  
っていうところで話がありましたが、これにつきましては、県内でなかなか当たるのが難しいと、  
手を挙げても、難しい部分がありますので、これをどのように進めていくかということ。

そしてもう一つは、先ほどの議員のお話、そして町長の回答等含めて、地域という言葉が  
キーワードやなあというふうに感じております。

そこで、教育委員会としましては、各学校が持っています学校運営協議会、ここで、男女平  
等の教育と人権を含めて、熟議や活動等、取組等を進めていただくよう、今後、依頼をしていき  
たいというふうに思っております。

#### ○上別府ユキ議員

各学校の運営協議会の中からの声出しということを進めていきたいということですが、新し  
い形でのCS（コミュニティースクール）ということが、これから、どんなふうに変わっていく  
のかなあというところで、とても楽しみになってまいりました。

子どもの頃からのジェンダー平等を教える機会を増やすこと、そして、地域と家庭の意識醸

成というのは本当に大事です。

そのためにも、これからは、その予算っていうのが必要になってくるかと思われますので、ぜひそちらのほうも今後検討していただきますように要請したいと思います。

ここで、町長に対してお伺いしたいと思います。

男女共同参画意識の醸成は、少子化問題・人口流出問題・地域活力の維持にも関わる課題です。本町はどの程度、政策的優先度を置いていらっしゃるでしょうか。

#### ○上野 俊市町長

本当に、この男女共同参画というのは非常に重要であるということは、もうこれまでも申し上げてきているところであります。また先ほど回答いたしましたように、若い女性の方々が特に流出が多いというようなことから、今回新たにGDXセンターも設置いたしました。若い女性の働く場の開拓ということを進めてきているところであります。

そのようなことから、やはり優先度といいますか、重要度というのは、非常に認識しているところでございます。

今後につきましても、男女共同参画、女性の様々な登用率等も含めまして、これが進んでいくように、最大限の努力はしていきたいと思っております。

#### ○上別府ユキ議員

それでは、認識しているということですので、性別にかかわらず、個性と能力を發揮できる社会を目指し、男女の人権尊重、家庭生活と活動の両立、政策決定の参画など、そういうことを基本理念とした男女共同参画推進条例の制定を考えられませんか。

#### ○大平 誠総合政策課長

条例制定について考えられないかというような質問でございます。

この男女共同参画推進条例につきましては、県内で約4割が条例を制定されております。

全国でも平均4割の制定率ということで、理解をしているところでございますけれども、この条例制定におきましては、まず一つ目に、理念というものが需要でございます。男女の個人としての尊厳・尊重やあらゆる分野への共同参画、それから2番目に責務として、行政だけでなく、地域住民や事業者、教育などの責務の明確化、それから、阻害行為禁止ということで、ここ最近のこういった条例をつくられるときのトレンドでございますけれども、セクハラやDVなどの人権侵害禁止、それから、施策の推進としては、ワークライフバランス、DV被害者保護というようなことです。多岐にわたるものを制定をしているような状況が、全国では見られるということでございますので、社会的な情勢から性的マイノリティーなどの多様化に資する内容をさつま町としても検討していくというようなことでございますけれども、来年度、このいきいきプランにつきましても、新たな計画を策定するために動き出す年でございます。

今、議員のほうから、いろいろ御指摘等がございましたけれども、それらも含めて、計画づくりの中で議論をさせていただいて、条例制定まで含めて、最終的には、制定する形になるかもしれませんし、まだ早いということで目標をまず設定をして、目標を達成してからというようなところもあるかもしれませんけれども、そういったものを、皆さんから御意見をいただいて先を進めていきたいというふうに考えております。

#### ○上別府ユキ議員

先に進めていきたいというお言葉で取ってよろしいですね。ぜひ、そのようにお願いしたいと思っております。

では、次の質問に入りたいと思います。

猫の適正飼養についてという部分の質問に入りたいと思います。

先ほど御回答いただきましたとおり、評価していただくということで有難く思っているところです。

実は本町では、増え過ぎた飼い主のいない猫の問題が多発化して、苦情が役場に寄せられていた、その頃、令和3年12月議会において、同僚議員の一般質問によって、このTNR活動というのが認識され、翌2月より本町でも実施されるようになって4年が経過しました。

Tというのはトラップ、捕獲する、Nというのは、ニューター、不妊去勢手術を施し、Rは元に戻すという意味でのTNR活動という活動です。

これ以上、不幸な命を増やさず、一代限りの命をまっとうさせ、地域トラブルを軽減する目的があります。手術をしたという印として、耳先をカットした猫は「さくら猫」と呼ばれています。

この活動が進められて4年になり、1,500匹の実績ですが、毎月約30匹から40匹の無料猫による「さくら猫」が発生していた経緯があります。

ここで質問ですが、この活動の課題や問題点は認識されていますか。

**○堀 孝志町民環境課長**

TNR活動では猫を捕獲し、不妊去勢手術を行ったあと、元の場所に戻すことから、地域でのトラブルに対する直接的な解決につながらない場合もあり、地域住民からの理解を得ることが難しいこともあります。

これまでの猫の適正飼育やTNR活動に関するチラシの配布などを行ってきたところですが、今後もTNR活動に関する正しい情報の発信を行うなど、理解促進に努めてまいりたいと考えております。

**○上別府ユキ議員**

これから地域の皆さん、町内の皆さんに認識していただくことが大事というところですが、理解をいただく方法というのをどういうふうに進められていかれるおつもりでしょうか。

**○堀 孝志町民環境課長**

先ほどの答弁と同じになりますけど、TNR活動に関するチラシの配布などを行って、正しい情報を町民の方々にしっかりと情報発信していきたいと考えているところです。

**○上別府ユキ議員**

正しい情報を町民の皆様に分かっていただくというところだと思いますが、あくまでもこのTNR活動は、飼い主のいない猫、昔から言われている野良猫というところなんですけれども、その理解がないと、どうしてもちょっとしたトラブルとか、飼い猫は、ペットは、というような部分であったりするので、その部分の正しい理解というのを進めていっていただきたいと思えます。

この活動を担う団体が町内で1団体あります。

主に保護猫、保護犬活動をされておられるわけです。しかし、町内外の方々の適切な動物の飼い方がなされないために、不幸な犬や猫たちが増えている、そういう状況が多いです。その啓発のための活動をされたり、相談に乗ったりされています。また、保護猫譲渡活動や子どもたちと学ぶさくら猫の学習会を開いたりされています。

TNR活動の今後を考えると、ただ一つの団体では、十分とは言えないと思います。今後につながる策は何かございますか。

**○堀 孝志町民環境課長**

令和8年度当初予算に計上しております「動物愛護活動団体補助事業」の新設等により、動物愛護団体数が今後、増えることが期待されているところでございます。

### ○上別府ユキ議員

新たな補助事業で、それを補っていこうという考えということではありますが、先ほど町長からの説明がありましたが、この活動は、さらなる自主財源確保の一環と考えているところではありますが、猫の愛護団体補助に対する活動以外に、町長が施政方針で言われた、さらなる自主財源確保の一環となる活動というのは、ほかにもあるんですか。クラウドファンディング型ふるさと納税というのを使った、ほかの活動はありますか。

### ○垣内 浩隆財政課長

今回、新たな取組ということで、クラウドファンディング型ふるさと納税の活用ということでございますが、ただいま質問であります動物愛護の関係以外に、学校教育課が行っております未来クエスト授業（探究学習の関係）であります。それと、さつまPR課が行っております薩摩のさつまブランド共創推進事業、この3つの事業に取り組むということになっております。

それぞれ目標額を1事業当たり100万円と見込んだ形で、今回、取り組むという形になっております。

### ○上別府ユキ議員

それでは、そのクラウドファンディング型ふるさと納税の説明というか、一般町民が分かるように説明していただきたいと思えます。

### ○舟倉 直人ふるさと物産係長

ただいまのクラウドファンディング型ふるさと納税の制度について、御説明をさせていただきます。

クラウドファンディング型ふるさと納税につきましては、通常のふるさと納税の仕組みを活用しまして、寄附の使い道をより明確化することで、事業自体に、ダイレクトに寄附できる仕組みとなっております。

通常のふるさと納税と同様に、寄附者の方は、税額控除でありましたり、返礼品を受け取ることができます。

なお、返礼品につきましては、自治体が寄附を募集する事業ごとに返礼品を提供するかどうかを選択することが可能となっております。

### ○上別府ユキ議員

このクラウドファンディング型ふるさと納税のメリットまたはデメリットというのは、どういふものがありますか。

### ○舟倉 直人ふるさと物産係長

メリット・デメリットについてお答えいたします。

まず、寄附者側のメリットとしましては、御自分が応援したい事業、自治体にダイレクトに寄附をすることができるというものが挙げられます。

それで、事業の進捗や成果などが共有されますので、寄附をされた実感が、手応えを感じられる。それから、通常のふるさと納税と同様に、税額控除でありましたり、返礼品を受け取ることができるという点がございます。

自治体側としましては、通常のふるさと納税同様、財源確保という面もございまして、従来の中でも、従来の納税者とは異なる層から寄附が獲得できる可能性がある。

それから募集を通じまして、事業自体のプロモーションができる。地域課題の解決に向けた自治体の主体的な姿勢をアピールできるなど、シティープロモーションも期待できるところでございまして。

### ○上別府ユキ議員

聞くところによりますと、このクラウド型ふるさと納税は町内の町民の皆様も参加できるというのを聞いたんですけど、そこはどうか。

**○舟倉 直人ふるさと物産係長**

クラウドファンディング型ふるさと納税に限らず、通常のふるさと納税も町民の方も寄附することは可能でございます。

ただし、そのほとんどが返礼品を受け取るケースが多いため、町民の方が寄附サイトを通じた寄附というのは、ほとんどができないという形になっております。ですので、町への直接寄附などで寄附することが可能となっております。

**○上別府ユキ議員**

ということであれば、できるだけたくさんの方たちにこの制度、この取組というのを知っていただきたいと思うのですが、たくさんの人たちへの周知をどう図っていかれますか。

**○堀 孝志町民環境課長**

広報紙や町のホームページ、イベント等での周知等を検討しております。

**○上別府ユキ議員**

令和8年度から始まるこの補助事業については、大体御説明いただきました。

できるだけたくさんの皆さんが、たくさんふるさと納税をしていただくという方向で進めていけたら大変いいかと思っているところです。

次の質問ですが、多頭飼育崩壊予防のために早期発見対策のチェックリストみたいなものはどうなっていくのですか。また、その情報共有体制は今後どうされるのですか。

**○堀 孝志町民環境課長**

現在、他市町村等でチェックシートを使った取組をされていることは認識しているところです。

町としましても、今後、先行事例等を参考にしながら、本町に適した対策について横断的に検討してまいりたいと考えております。

**○上別府ユキ議員**

今後、横断的に検討していくということですが、ぜひ、前向きに進めていっていただきたいなと思っているところです。

現在の猫問題は、先ほど町長がおっしゃったように、動物愛護の問題であると同時に、地域環境、福祉、そして町民の安心安全に関わる行政課題であると思っています。

理念の共有にとどまらずに、具体的な行動につながるような施策を是非展開していただくように強く要請して、私の質問を終わりたいと思います。

**○新改 秀作議長**

以上で、上別府ユキ議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時35分とします。

---

休憩 午前10時22分

---

再開 午前10時35分

---

**○新改 秀作議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、13番、中村慎一議員に発言を許します。

○中村 慎一議員

本日2人目の一般質問ですが、1人目のところで、議場のこのシステムの説明がございました。今日から、ちょっと水差しを準備していただきましたので、せっかく準備していただきましたので、使わせていただきたいというふうに思います。

60分ぎりぎりのところまでいけば、また今度はモニターの色が変わったり、ブザーが鳴ったりするそうですので、驚かれないように、お願いをしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

それでは、まず通告に従いまして質問させていただきたいと申します。

まず1番目、施政方針についてでございます。

最初、商工業の振興についてでございますが、これまで新規就業者等の確保につきましては、従来からずっと取組を継続されてきています。

今回、施政方針の中で、事業承継人の確保に向けた支援について取り組むんだということで表明してございます。後継者がなくて廃業を考えているといったような、こういう事業主は多いんじゃないかなというふうに考えます。

数年前、昔からの老舗の経営者ですが、そういう話をされました。驚きました。

当時、後継者問題への取組事例の報道番組とかありまして、一度、議会の委員会で尋ねた経緯もあります。

今この問題につきまして、国の中小機構、独立行政法人ですが、中小企業基盤整備機構、この情報発信を盛んにされているようであります。地方においては、深刻な問題だというふうに思います。具体的な取組をどういうふうにされるのか、その内容と今後の方針について、御答弁をいただきたいというふうに思います。

二つ目に、この観光の振興についてでございます。

今回、方針の中で、宗功寺公園・虎居城址・川内川・鶴田ダムを核としたインフラツーリズムによるこの回遊性の取組を進めたいということです。

現在、このダムとか橋梁、トンネル、発電所、工場夜景、これは、コンビナートとかはございませんが、この土木遺産とか、廃鉱、まだまだコンテンツはあるようですが、インスタグラムを使って情報発信をするというのが盛んにされているようです。既存のパッケージツアーにない、新しい観光の形態だというふうに思いますが、これらの回遊性を持たせるための具体的な取組、その内容と方針を御答弁いただければというふうに思います。

それから、併せて今回新たにイベント民泊、これを利用した宿泊施設の確保に取り組むとされました。

ツーリズムへの対応もあるかと思いますが、宿泊事業については、制度的な縛りが多々あるのが現状だろうというふうに思います。今回の取組は、制度上問題ないのか。具体的な内容とその方法、方針について御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから三つ目は、この住みやすい地域づくりのための町道管理についてです。

生活基盤分野の中で、生活道路の安全対策、誰もが安全に移動できる環境改善を計画的に進めると今回表明されています。昨年に比べて、力が入っているなというふうに思ったところです。

高齢化率が高くて、高齢者の運転免許保有率も高いです。県平均よりも10ポイントぐらい高いという数字が出されております。そういう本町で、日常の生活空間で車の運転というのは、切り離せないわけですね。

昨年、3月は施政方針で町長が、老朽化対策を含めて、道路の安全安心の確保に取り組むと

いうふうにされました。

ただ、地域から白線が見えなくて、安心して車の運転もできないと、いつも冷や冷やだというような、そういう声を聞いておりましたので、一般質問でしたところでございます。

今年度の予算を見ても、維持補修体制とか予算面ではあまり進展がないように見えます。

具体的にどういう取組を考えておられるのか、その内容や方針について、御回答いただければというふうに思います。

それから2番目です。

交通対策と移動支援についてお聞きをしたいと思います。

まず、移動手段としての交通問題、これまでいくつかの質問がなされてきておりますけれども、運転手等のエッセンシャルワーカー、こういう皆さん方が減少をしていると。バス・タクシーの運転士の皆さんの確保というのは、大変難しい局面にあるということは分かっているつもりであります。今年、令和8年度を迎えるに当たりまして、今の町内の乗り合いタクシーとか、公共交通機関、ライドシェアも始まっておりますが、この利用の実態、それから現状と今後の課題はどうか、今後の方針について、どうしてお考えであるのか、御答弁をいただきたいというふうに思います。

また運転免許を持たない交通弱者の移動支援について、県内外の自治体でもこの先進的な取組が進められているようです。この問題に対する課題とその対策、自治体ライドシェアという取組も、ちらほら聞いたりもいたしますが、今後の方針について御答弁をお願いします。

最後に、施政方針の高齢者福祉のところでお説明をされた地域全体で支える体制づくりを進めるというふうにされております。これについては、地域の支え合いによる住民主体の取組がなされてきております。この移動支援の取組も始まっているようです。10年前からの取組ですが、なかなか広まらないというのが実情です。

公共交通の取組とは、すみ分けが必要になるというふうに思うんですが、これを後押しするような取組が必要であるというふうに思います。この住民活動による取組を普及されていく考えはないのか、御答弁をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

〔中村 慎一議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

## ○上野 俊市町長

それでは、中村慎一議員からの御質問にお答えいたします。

1点目の商工業の振興の関係等についてであります。

新規就業者の確保対策につきましては、創業時の経営安定を図るため商工業新規参入者支援事業や商工業制度資金利子補給事業により、経営支援に努めているところでございます。

少子高齢化等の影響を受けまして、様々な職種で人材不足等が進んでいく中で、商工業におきましても、同様に後継者や担い手不足等が大きな課題となっているところであります。

このような中、国におきましては、事業承継M&A補助金により事業承継事業再編及び事業統合に伴う経営資源の引継ぎ、または引継ぎ後の経営統合に係る経費の一部を補助することによって、事業の承継、それから事業再編及び事業統合を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とした制度も創出しているところであります。

しかしながら、この制度自体がなかなかこの申請期限がおおむね1か月程度の公募事業でございますため、経営承継のタイミングと補助事業の申請受付期間が合わないケースもあるなど、なかなか利用しにくい場合もあるとお聞きしているところであります。

今後におきましては、先進事例等も参考にしながら、商工会とも連携し、制度の周知啓発に取り組むとともに、町内で長くこの商工業に従事できる制度や、安心して経営承継ができる制度の創設に向けまして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光の振興についてであります。

N i t e r r a日特スパークテックWKS公園（北薩広域公園）でございますけれども、のびのびゾーンにおきまして、現在、虎居城跡につながる吊り橋の架橋工事が進んでいるところでございます。

川内川分水路周辺においては、かわまちづくり支援制度を活用したカヌーやバックラフトなどの川遊びが楽しめる河川空間の整備と併せまして、その利活用による地域のにぎわいを創出する施策について、国、河川管理者は国でございますので、との連携を図りながら、検討を進めていきたいと考えているところであります。

また、令和8年度の当初予算におきましては、宗功寺公園等に直接バス等が入っていけないということでございまして、特に、高齢者の方々から非常にあそこを歩いていくのは困難であるというようなこともお聞きしておりましたので、今回、令和8年度予算におきまして、バス等が直接乗り入れできるような、この取付け道路も新設したいと考えているところであります。

さらに、今進められております高規格道路の関係等につきましても、このインターチェンジも虎居地区に建設される予定となっているところでございます。

これらをつなぐ道路の改良も含めまして、この虎居に今あります工芸センターもでございます。これも竹だけではなく、本町の工芸品が扱える、そこで体験できるような施設等につきまして、これも見直しを図りながら、ここの活用も含めまして、点から線へつなぎ、鶴田ダムを核としたインフラツーリズムと連動した大きなこの面に広げていくことで、回遊性のある滞在型の観光に広げていきたいと考えているところであります。

また、かわまちづくりの関係等につきましても、今、時吉地区のほうが、ホテルの観賞地の関係等で進められておりますけれども、それが一定程度、目途が立った段階で、次のかわまちづくり事業ということで、ここも含めた一体的な整備計画を含めまして、これも国と連携を図りながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、イベント民泊の関係でございます。

かぐや姫グラウンド及びN i t e r r a日特スパークテックWKS公園運動広場、並びにこのアクシーズアリーナ宮之城などの運動施設につきましては、近年、合宿で利用される中学生及び高校生並びに指導者など、高い評価を受けているところでありまして、非常に多くの方々に利用していただいているところであります。

しかしながら、夏休みなど長期休業期間中に合宿が行われ、様々な競技合宿が重複して行われるため、宿泊施設が不足し、近隣自治体へ宿泊するなどし、本町にとりましては、大きな経済損失があるということも認識しているところであります。

このような中にありまして、国に対しまして、このイベント民泊についての規制緩和に向けた要望等を行ってきているところでございます。

今回、国から通知がなされまして、イベント民泊ガイドラインの運用の明確化によりまして、一つは、宿泊施設については、自宅のみでなく、公共施設や集会施設を対象とすることが可能となったこと。

2番目に、宿泊者につきましても、町民でも対象とできること、3番目に、教育機関やPTAが主催するイベントなども対象となること、それから4番目に、宿泊者の入浴については、自宅提供の浴室に代えて、地域の公衆浴場を利用することが可能であることなどが、決定されたこと

ころであります。

今後におきましては、旅館業法などを管轄する県などとも協議しながら、町内の集会施設などでのイベント民泊に取り組み、地域経済の活性化や宿泊者との交流による地域の活性化に取り組んでいきたいと考えているところであります。

次に、住みやすい地域づくりのための町道管理についてであります。

本町の道路につきましては、通勤・通学・買い物など、町民の日常生活を支える重要な基盤でございます。安全性の確保は、町政の最優先の課題でもあります。

施政方針でも申し上げましたけれども、主要幹線道路の整備促進や生活道路の安全対策など、誰もが安全で移動できる環境改善については、令和8年度において維持管理の強化と、計画的な道路改良の二つを柱として取り組んでまいります。

まず、維持管理の面におきましては、劣化の早期把握、適切な補修・修繕、支障木伐採に加え、集落による維持活動への補助などを行いながら、日常の危険を取り除く対策を計画的に実施してまいります。

次に、道路改良では、国の交付金や地方債等を組合せて財源を確保し、主要路線の測量設計や改良舗装、橋梁の詳細点検・補修を計画的に進め、災害時も含めた道路ネットワークの安全性を高めてまいります。

一方で、整備におきましては、財源や人員にも限界がございます。すべての要望に即時対応することは、難しい現実があるところでございます。そのため、危険度や利用状況・通学路・高齢者利用の多い路線などを踏まえ、優先順位を総合的に評価判断しながら、地域と行政が協力して、道路環境を守る体制を維持してまいりたいと考えているところであります。

これらの取組を総合的に進めることで、町民の皆様が安心して移動できる道路環境の整備を着実に図ってまいります。

次に、2点目の地方交通対策と移動支援についての質問でございます。

まず地方交通対策でございますけれども、本町におきまして、高齢者の免許返納後の移動手段の確保、そして、未来を担う子どもたちの通学環境の整備は町政の最重要課題の一つでもあると認識いたしているところであります。

まず、現状の利用実態について申し上げます。

本町のコミュニティーバスは、現在7路線を運行しておりますけれども、令和6年度の年間利用者数は2万3,511人となっております。

その内訳を見ますと、97.6%が通学利用の子どもたちであり、一般の方々の利用は2.4%にとどまっているのが実情でございます。

一方、町内9つのエリアで運行している乗り合いタクシーにつきましては、令和6年度の年間利用者数は1万201人の方に利用いただいているところであります。

特に登尾エリアや柘野・紫尾エリアでの利用が多く、高齢者の皆様の貴重な通院・買い物への移動手段として、定着しつつあるところであります。

また、ライドシェアの制度としましては、日本版ライドシェアと公共ライドシェアの二つがございます。本町では、日本版ライドシェアを導入しているところでございます。

日本版ライドシェアは、曜日や時間帯による一時的なタクシー不足への対応として位置づけられており、ドライバー不足を補う新たな手段として期待をいたしているところであります。

次に、課題についてでございます。

町民の方々からは、将来の移動手段への不安が強く示される一方、乗り合いタクシーやコミュニティーバスの前日予約制という制度に、なかなか馴染まないという御意見もいただいている

ところでございます。

前日予約制という制度につきましては、乗り合いの運行する上で予約状況により運行ルートを確認し、ドライバーを配置する方式をとっているため、当日予約による運行ルート変更は非効率的なものとなります。

運行に御協力いただいておりますタクシー事業者にとりましても、ドライバーの配置、雇用管理など、通常のタクシー事業に大きな負担を与えることとなってまいります。

また、タクシー事業者につきましては、本町に限らず、全国的なドライバー不足が問題となっているところであります。

コミュニティーバスと乗り合いタクシーにつきましては、町内で営業しておりますタクシー会社2社に運行を担っていただいているところであります。コミュニティーバスと乗り合いタクシーの運行に、ドライバーが分かれる中で、通常タクシーも併せて営業している状況にあります。制度の継続と事業者の共存による持続可能な公共交通の構築が必要となるところであります。

今後の方針といたしましては、町内公共交通の最適化を図るため、各エリアの分析を進め、エリア見直しやライドシェアの運行拡充の検討、運転士不足対策という問題に対しまして、これまで行っております二種免許取得経費補助など、継続的な支援・検討を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、移動支援の取組についての御質問でございます。

本町の高齢化の進行や公共交通機関の維持が課題となる中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、移動手段の確保は重要な課題であると認識いたしているところであります。

現在、高齢者のちょっとした困り事に対応するため、地域住民が主体となった支え活動団体、いわゆる「お助け隊」が町内に8団体組織されております。

一部の団体では、買い物支援や通院といった日常生活の移動支援に取り組んでいただいているところであります。こうした住民同士の共助による支援につきましては、単なる移動手段の確保にとどまらず、外出機会の創出による孤立防止、それから健康寿命の延伸に寄与する極めて重要な役割を担うものと考えているところであります。

今後におきましても、このお助け隊の取組の普及・拡大を図るため、補助制度の周知や補助内容の充実を図るとともに、各公民館等でお助け隊の立ち上げの意向がある場合には、社会福祉協議会に委託しております「生活支援コーディネーター」と町が共同で立ち上げ支援を行ってまいります。また、活動中の安全対策として、行政や社会福祉協議会の補償制度に加入していただき、皆様が安心して活動や利用ができる環境を整えてまいりたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

## ○中村 慎一議員

たくさんの項目に回答いただきました。ありがとうございます。

順次、一問一答方式ということですので、質疑をさせていただきたいと思っております。

1 番目の継業支援の関係でございます。

昨年10月に求名の名前を出していいのか、ちょっとですが、熊田商店の閉店の問題、非常に衝撃的であったというふうに私も思っております。ニュースが流れておりますので見てみますと、10年前から頭の隅にあったということも話をされておりました。日々の業務が忙しい中で、あっという間の10年だったろうというふうに推察をいたします。課題は、いくつもあるというふうに思うんですが、これまで、過去、こういう商店主など、事業者の将来の意向、続けられる

のか、どうするのかといったような、そういう調査をされた経緯はないのかなというふうにして、その結果があれば対策も講じられたのではないかというふうに思ったりもいたしますが、それについては、どうでしょうか。

#### ○白石 慎司商工観光係長

今の質問に対してですが、これは国や県からの調査がなされた折に、後継者がいない商工業者に個別にアンケート調査への回答を依頼することはありましたが、会員全員を対象としたアンケート調査については実施したことがないということでありました。

また、町内において、この事業承継M&Aの補助金、前身の事業である事業承継引継ぎ補助金を、町内のスーパーが令和2年度に活用されたということで聞いております。

この活用されたので高齢者向けの駐車場の整備や電動シャッターの整備、トイレの改修などを行ったということでありますが、数年のうちでは、ここが1件ということで聞いております。

#### ○中村 慎一議員

国・県の個別アンケートは、会員全員ではないということで、抽出でということですかね。商店のそれぞれの意向というのは、表立って出されない部分かなというふうに思いますが、そういうことがある中で、相談ができるとか、対策を講じられるとか、いろんな取組ができるんじゃないかなというふうに思っております。話を聞いてみますと、国の中小機構とか、民間のM&Aというのは、費用の採算問題もあってこの小規模な店舗の場合は、非常に難しいんだということでもあります。いろいろ調べてみますと、自治体で取り組んでいるところもあるようです。そして、地域おこし協力隊を活用したり、商工会と連携したり、小規模なものに引き直して、取組をされているところもあります。財政的な面では、令和7年度から市町村の取組に対しまして、特別交付税措置もされるということで財政負担も軽くなってきているといったようなことであります。

近辺では、日南市が令和5年4月から要綱をつくられて取組を進められています。

インターネット等でちょっと情報を見てみますと、そういうサイトがありまして、これは、商店に限らず、農業とか、製造業ですね。いろんな分野の皆さん方が、そういうところに、継業の情報を上げていらっしゃるわけです。

そういうところがあるんですけども、どうでしょう町長、もうちょっと積極的に取組を進めていただけないかなというふうに思います。おそらく新しい取組ですので、どこまでできるかといったようなところもあろうかと思えますけれども、そういったところをぜひ進めていただいて、今残っている営業で頑張っているという商工業者、農業者もですが、何らかのこの光を差し込んでやれないかなというふうに思うんですけども、どうでしょう。

#### ○上野 俊市町長

先ほど、求名の商店の方の例をちょっと出されましたけれども、私も、決められてから2回ほどお会いしまして、いろいろお話を聞いたところでございまして、続けていきたかったんだけど、やはり非常に設備等に多額の経費がかかるというようなことと、将来のことも考えてなかなか継続が難しかったというお話も聞いたところであります。

私自身、やはりもう少し早くそういう状況、どういう状況に置かれるかというのを把握できなかったのかなというのが、非常にあとで非常に悔やまれたところでございます。

今、中村議員がおっしゃったように、早くそういう情報、状況等をしっかりやっぱり把握しておく必要があると、これも商工会に任せるだけじゃなくて、やっぱり商工会と協力しながら、やはりいろんなその実情、悩み等々を、やっぱり聞く場というのをつくっていく必要があったのかなと思って反省しているところであります。

農業関係については、御案内のとおり農地プランということで10年後の経営をどうしてい

くかということで、今計画づくりも進めております。まさしくこれが、事業承継をどうしていくかということの一つだと思っているところであります。

本当にまだまだ多くのこういう問題は抱えているところであります。畜産にしてもそうですし、先ほど申しました農業にしてもそうだと思っております。やっぱり幅広く、そういう状況等をお聞きしながらしていく必要があると思っているところであります。

#### ○中村 慎一議員

非常にそういう取組を、やはり全体的に主管課だけでなく、役場の組織の中で横の連携を持って取組を進めていただきたいというふうに思います。

御承知のこととは思いますが、この民間の取組の中で、日本継業バンクというのがありまして、資料に今日はアップしていただいておりますが、これはもう一部資料です。全国のそういう取組を、市町村の取組をちょっと上げてあります。この中のサイトを見ていきますと、継業で手を挙げてらっしゃる直接の農家の方とか、そういう製造業を営んでいらっしゃる方とか、個人の方々が、自分たちの実情と、継業をするに当たっては、こういう条件でといったようなところまで示されて出されております。農業・林業・水産業・商工業・製造業・観光業・建設業・その他、地域の美容室とか、簡易郵便局とか、交通事業者、それからエリアマネージャーまで募集が出されておりますので、ぜひ、そういったところを研究していただきまして、よりよいものをつくっていただければなというふうに思います。これはぜひ、そういう形で取組を進めていただきたいというふうに思います。

次に、観光の振興の関係であります。令和6年3月議会、改選前の議会ですけれども、宗功寺周辺等の整備について観光拠点として、何か新しい構想、ビジョンを描けないかといったような質問をいたしました。そのときは、町長は具体的な回答はされませんでした。観光拠点として有効的に使えるよう要望を続けたいということだけであります。

今回、この川遊びができるような取組とか、それから宗功寺公園へのバスの乗り上げとかという説明がありましたけれども、イメージ的に今、吊り橋の架橋工事に入っていられちゃいますが、これの完成見込みとか、それから、虎居城の城址公園、これなんかは、まだ不明瞭です。これについて、県のほうの説明というのはあったのかなというふうに思いますけれども、どうですか。

#### ○原田 健二建設課長

ただいま県立公園の歴史ゾーンの関係での御質問になるかと思っております。

ただいま県のほうと連携をしながら、こういったことの構想の話も進めているところでございますけれども、今、吊り橋の工事というのが下流側のほうにございますが、その吊り橋のほうの工事に入っております。工期として、令和7年3月7日から令和9年2月24日までということで進めている状況でございます。

それから、それ以降の園地の整備とか、そういったものにつきましては、今のところではやはり、虎居城跡の文化財調査を継続しながらということではございまして、段階的に整備が進められるということでありまして、詳細なところはまだ確認できていないところでございます。

#### ○中村 慎一議員

よく分かりました。

この文化財調査そのものも慎重にされているというふうに思います。時間がかかるんでしょう。こういうものが進められておりますけれども、インフラツーリズムを推進するんだという話なんです。今説明がございました、この川遊びとか、宗功寺公園、それから、伝統工芸センター、そういったものと、それから、時吉のかわまちづくり事業とかいう話でございまして、ま

だまだ宗功寺周辺、河川敷も国にきれいにさせていただきましたけれども、もうちょっと違うビジョンがあってもいいんじゃないかなというふうに思うわけです。

このインフラツーリズムを進めるとなると、役場だけが進めるということじゃなくて、町民の皆さんの理解、それと、インフラへの案内、町民の皆さん方のやっぱり活動、そういったものも大事になるんじゃないかなというふうに思います。こういうことを町民の皆さん方に説明しながら、理解を求めて夢を持ってもらおうといったような意味では、こういうものに対する参加というのをもうちょっと促して、やっぱりいろんなこの意見を集約しながら取組を進めていかれないといけないような気がするんですけども、そこについてはどうでしょう。

#### ○上野 俊市町長

今、中村議員が言われたとおりであると、私も考えているところであります。

今現在、国・県にもある程度、私もそうですけれども、こういう構想を持っているということで、県のほうにも話をしながら、国のほうにも話をしながらやっているところでありまして、なるべく早い段階で、あそこあたり一帯の整備計画といいますか、そういう絵を描いていきたいと考えているところでありまして、またそこには、今議員がおっしゃったように、やはり町民の皆様のご理解等が必要になってくるかと思っております。

ある程度、早い段階でそういうのが示せば、町民の皆さん方にまた意見等もお聞きしながら、また協力もいただきながら、これを進めていく必要があると思っております。

冒頭申し上げましたように、今まで点在する、それぞれの観光資源を点から線へ結びつけ、点から面に広げていくということが大事だろうと思っております。

#### ○中村 慎一議員

そういうことで大変でしょうけれども、担当課は今日課長が欠席ですが、取組を進めていただきたいというふうに思います。

もう一つこのイベント民泊につきまして、お話をお聞きしますと、この民間住宅の活用、それから、公衆浴場の活用といったようなことで出されてありまして、いろんな集まりに利用できるというようなことで、大変ちょっと取組が非常に期待できる場所もあるかなというふうに考えました。取組を進めるに当たりましては、今年表明されたわけですが、町民の皆さん方に、やっぱりこの理解をいただいて、そして、協力をいただかないとできない部分ですよ。この取組の背景と目的、それから民泊の受け皿になる部分の整備費用とかいったような、そういうことは今後出てこないのか。そこらを含めて、もうちょっと説明がやっぱり必要になるんじゃないかなと思うんですが、それについては、具体的にはまだなんでしょうけれども、その方針的には、どういったことになるんでしょうか。

#### ○白石 慎司商工観光係長

イベント民泊につきましては、今後進めていくに当たりまして、公民館長連絡協議会の会合とか、そういった中で、主的な目的、そういったのを説明しながら周知をしていけたらと考えているところです。

#### ○中村 慎一議員

もう一つ、費用の問題ですね。民泊に係る整備費用。例えば、今の住宅をそのまま提供できるのか、もうちょっと何か整備が必要なのか、そこらについては、おそらく国の方針転換の中で示されている部分もあると思うんですが、それらについては、何かないわけですかね。どうなんですか。もう今までも、自分たちでやってくれと言った、そういうことになるんですか。

#### ○上野 俊市町長

イベント民泊の関係等について、まだ個人の住居等々のことではなくて、まず我々が想定し

ているのは、各集会施設等が、こういうのに転用できないかと、活用できないかということではないかと考えているところでもあります。

こういう集会施設等の整備の関係等については、公民館施設の整備補助金等もございまして、そういう補助金等も活用するというのも一つの方法であろうと思っておりますし、やはりこれが今後、利用を伸ばしていくとなりますと、何らかの形の支援といいますか、そういうのも考えていく必要があるかと考えているところでもあります。

○中村 慎一議員

公民館にということでもありますので、公民館の活用もぜひ進んでいければいいなあというふうに思います。

ただ、この個人の住宅も活用できるといったようなところでもありますから、そういった部分では、町民の皆さん方も期待される場所があるのではないかなというふうに思いますので、それにつきましては、また十分もんで取組をしていただければというふうに思います。

次に、町道管理の関係であります。

この町道が、説明では約1,200路線、約800キロメートルということで、地域からの要望件数等も大変多いんじゃないかなというふうに思いますが、この要望に対する対応というのは、大体どれぐらいの実績があるのか、数字が出ていけばちょっとお知らせください。

○原田 健二建設課長

ただいま道路の維持管理の状況ということで、数字的部分の御質問でございます。

維持管理につきましては、維持と修繕ということで集計をしているところでございます。

令和7年度で、維持の関係が229件、修繕の関係が136件、その他も合わせまして452件ということになります。

これについて対応状況でございますけれども、要望自体は現在形で増えている状況でございますので、それを対応しているという意味合いでとっていただくと、96%程度を消化しているといったような状況でございます。

○中村 慎一議員

96%ということで非常に高い率で対応していただいて、有難いというふうに思いますが、今年の維持管理予算が、維持管理と、それから維持補修工事で1億4,000万円が当初予算に計上されております。去年が1億4,700万円、あんまり変わらないんですが、資材費等が高騰をする中で、逆に今年度の工事量は相当少なくなるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこらはどうですか。

○原田 健二建設課長

ただいま議員の御指摘のとおり、高騰等の関係で工事の延長自体の制限というのは、認識しているところでございます。

そういう中におきましても、やはり優先順位をつけながら、実施をしていくということで町のほうでは考えている状況でございます。

○中村 慎一議員

やっぱり工事費が相当伸びていますし、人件費も伸びています。工事量が少なくなるというふうに思います。これにつきましては、またいろいろと要望に応じて対応していただきたいというふうに思います。

今回、施政方針で、生活道路の安全対策を誰もが安全に移動できる計画的な環境改善ということで、非常にこれまでの表現と違ったわけです。非常に期待をするわけですがけれども、町内あちこちする中で、これも地域のことを言ってもよくないんでしょうけれども、開拓上場線、上場

から山ノ神に下りる町道がございます。これは生活道路だということで、あそこは上のほうの方々は、生活道路として毎回使っているということでした。若い頃は草が繁茂する頃は、自分たちでできたんだけど、もうできなくなったということで、定期的にみえる検診の皆さんも道が危ないなというふうに言われるそうです。

数が多いので、要望も多くて対応ができないということになれば、もう言われれば、それまでなんですけれども、やはりそういうところに生活をされている方々が、交通量は少ないんでしょうけれども、いらっしゃるわけです。安心安全な道路の運行ということ、打ち出されているわけですから、道路視点で整備をするということもですけれども、住民の皆さん方の生活の視点で、そこに住んでいる方々の生活の視点で、いつ頃したらいいんだろうとか、そういうことを頭に入れて計画的に進めていただければ、大変有難いんだというふうに思います。

昨年、来ていただいてきれいにしていただいたんですけど、10月でしたと、本当はもうちょっと早く来ていただけたら大変、助かるんですけどもといったような、そういうことでありますから、そういうところに視点を置いて計画的に、早め早めにしていただければ、皆さん喜ばれるんじゃないかというふうに思いますので、そこら辺については、十分、御留意いただきたいというふうに思っております。

時間があと13分ということで、もうちょっと画面が変わったり、ブザーが鳴ったりすることです。そこらをちょっと早めにまくっていきたいと思います。

交通対策で、非常に今利用の度合い等も説明がありました。非常に厳しい状況だということだと思います。タクシーの交通事業者も数が限られていますし、車両、それから運転士さんたちも少ないでしょうから、大変だというふうに思います。

阿久根のライドシェアの実証実験の話が昨日の朝、新聞に出ていまして、非常に大変な取組になっているなあというふうな感じを受けたところです。ただ、この新聞記事の中で、阿久根市の担当課が、採算はとれないがニーズがあるので、今後も協議を続けて方法を考えたいというコメントを出されております。非常に粘り強い取組を進めますというような、そういう意思表示だというふうに思うんですけども、町長、この公共交通というものに対して、町長は、難しい状況にあって打開策というのはないかもしれないんですが、これについては、町長とされて、どういうお考えであるかちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○上野 俊市町長

本町におきましても、今、ライドシェアの取組というのも進めているところでありまして、やはり用意はしたが使う人が少ないと、または逆に、タクシーを呼んでもなかなかその時間に来てくれないと、だからもう使えない、使わないというような、やっぱり非常にこのミスマッチングといいますか、そういう状況があります。

しかしながら、やはり夜の店を運営されている方々にとりましては、やはり足の確保、そういうタクシーの確保というのは、非常にやっぱり大事ですので、ここについては我々もしっかりと粘り強く「飲んでください」、「出てください」ということも積極的に、いろんなところで声をかけていますけれども、やはり使う方がたくさんいないことには、採算性がとれないというのは、やっぱりそこにありますので、ここにまで我々が細かく手を差し伸べるのは、まだちょっとできない状況でございますが、とにかく利用する人を増やしていくということがあれば、またタクシー業界のほうも、何とか採算ベースといいますか、そういう形でできるんじゃないかなろうかと思っていますので、いろんなところであらゆる声かけもしながら、これについては取り組んでいきたいと考えております。

#### ○中村 慎一議員

非常に利用しやすいものに、取り組んでいただきたいというふうに思います。

これに関して、先月でした私、調剤薬局に行つて、薬剤師の先生から「あなた議員だからちよつと言つときます」ということで、話がありました。

1人の高齢者の方が救急車で病院に運ばれてこられて、処置が終わつて薬をもらわれて、いざ帰るといふときに、時間も遅かつたんじゃないかと思うんですが、自宅に帰る手だてがなかつたと、救急車で来て、帰りたいが帰れないといったようなことですね。どうすることもできずに、空港バスの停留所に連れて行つたと、そしたら、後で見たらいらつしやらなかつたので、帰られたんだろうと思つたと。やはり、そういったところを「どうしますか」という話でした。

こういう場合、どのような対策ができるのか、地域の民生委員方なのか、近所の知り合いの人なのか、行政として、何らかの手だてというのは考えられないのか、そこらを、ひとつ皆さん方で考えていただきたいというふうに思います。その点、よろしくお願ひを申し上げます。

最後に、高齢者福祉の地域全体で支える体制づくりの関係です。

地域の支え合いの取組は8団体あるということで説明がございました。その中で、移動支援に携わつていらつしやるところが3地区ですね。ただ、実績があるのが2地区ということです。一番古いところで10年前からされていらつしやいます。そういうことで、地域の支え合いによる移動支援、病院であつたり、薬局であつたり、買い物であつたり、いろんなところで要請があるということで、忙しそうにされていらつしやいますけれども、これを何らかの方法で広げられないかなというふうに思うわけです。なかなか10年前から私も携わりましたけれども、なかなか広まらないという問題点がどこにあるのかといったようなところなんです。

まず、事故をしたときの対応ですね、保険の問題とか、それから運転士の確保。こういった部分等がなかなか進まない、できないと、自分たちじゃ解決できないといったようなそういうところがあるというふうに思います。

そのこのところを、やっぱりその自治体の取組をちよつと見てみますと、社協とか、町のほうが、バックアップをされて取組が進んでいるところもあるようです。

そういったところを行政のほうが、公費負担をしながら、社協とかあわせて、いろんな保険の負担であつたり、燃料費の補助であつたり、事故対応をするときの窓口であつたり、運転手の安全講習とか、そういったところの自分たちでできないようなところの取組を、行政サイドのほうでしていくと、そういう条件整備をするということで進むような気がするんですけども、それらについて取組を進めていただきたいと思うんですが、町長が勉強せいといったようなことを、主幹課に言つていただいて、進められるんじゃないかなというふうに思うんですけども、どうでしょう。

#### ○上野 俊市町長

これについては、議員からも言われましたけれども、もう既に担当課のほうには、もう少しこれをしっかりと増やすといいますか、どんどん、どんどんまだできるような対策を講じるということで指示をいたしているところでもあります。

なかなか受け手のほうが、非常にやっぱりこの先ほど言われたような問題もありますので、そういうのを解決しながら、これを何とか増やしていく方向でしっかりと取り組んでまいります。

#### ○中村 慎一議員

残り5分となりましたが、画面が変わらないですね。

非常に大変難しい状況だと思ひます。取組を成功させれば、非常にモデル的な事例になると思ひますので、もうぜひ現場の職員の方々も頑張つていただきたいというふうに思ひます。

この介護保険の総合事業の中で、訪問型のいろんな方法がござひます。付添ひ支援というの

もあるんですが、やはりケアマネのプランが必要になるということで、大変難しい部分があるんですね。ですから、そこらをちょっとう解消できれば、また取組も違うような気がいたします。そういうことでぜひ、そういう取組を進めていただきたい。今年は皆さん方の取組に希望を持って、臨みたいというふうに思います。

これで、一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○新改 秀作議長

以上で、中村慎一議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね午前11時40分とします。

---

休憩 午前11時31分

---

再開 午前11時40分

---

#### ○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、11番、有川美子議員に発言を許します。

[有川 美子議員登壇]

#### ○有川 美子議員

改めまして、お疲れさまです。

それでは3月議会、一番最後となりました。私、11番、有川美子質問をさせていただきます。

ただその前に、最近やはり世界情勢が大変不安定でございます。日本でなくとも、海外で苦しい思いをしている皆様にも心を寄せながら、粛々とさつま町の議員として仕事をしてまいりたいと思います。

それでは、私の一般質問は、大項目二つになります。

まず、1番目、施政方針について。

子育て分野について質問をいたします。

令和8年度の新規事業、ファミリーサポートセンター事業の運営方法は、

大項目2、今後の財政運営と財政状況の見える化について。

町長は、施政方針の予算編成の中で、財政の健全化に言及をされていますが、町民にとって最も見えにくく、理解しにくいのが町の財政状況です。今後の財政運営と財政状況の見える化について、3つに分けて質問をいたします。

1、自主財源確保のための入湯税引上げについて。

2、宮之城文化センター改修断念に伴うさつま町文化施設建設基金の今後について。

3、財政調整基金の今後の積立て方針及び財政状況の見える化について。

以上、1回目の質問を終わります。

[有川 美子議員降壇]

[上野 俊市町長登壇]

#### ○上野 俊市町長

それでは、有川美子議員からの御質問にお答えいたします。

まず1点目の施政方針の中で、ファミリーサポートセンター事業についてでございます。

ファミリーサポートセンター事業につきましては、子育て中の家庭を地域で支える相互援助

活動を推進するものでありまして、国の子育て援助活動支援事業として、位置づけられているところでございます。

本町におきましては、「第3期さつま町子ども・子育て支援事業計画」に掲載し、令和8年度からの事業実施に向けまして、これまで事業内容や運営体制について、協議を進めてきたところでございます。

事業運営につきましては、市町村が実施主体となる事業であります。地域の実情等を踏まえ、社会福祉協議会やNPO法人等への委託が可能とされているところであります。

本町におきましては、地域福祉の中核的な役割を担っている、さつま町社会福祉協議会が、事業の趣旨に沿った適切な運営を行えると判断いたしまして、同協議会に事業運営を委託する方向で協議を進めているところでございます。

具体的には、センターの運営、アドバイザーの配置、会員の登録や調整、研修の実施など、国の実施要綱等に基づく業務を担っていただく予定であります。

町としましては、社会福祉協議会と連携しながら、地域の子育て家庭が安心して利用できる体制を整備するとともに、サービスを提供する提供会員の確保や、周知啓発にも取組、事業が円滑に実施されるよう支援してまいります。

次に、2点目の今後の財政運営と財政状況の見える化についてでございます。

まず、入湯税の関係等についてでございます。

9月定例議会の一般質問でも、この税率を上げた場合のメリット・デメリット等を含め、その考え方について回答させていただいたところでございますけれども、現時点におきましては、この税率の引上げは考えていないところであります。

本町におきましても、観光施策の財源確保は重要であると認識しているところであります。

しかしながら、長引く物価高騰やエネルギー価格の上昇等により、家計への負担が続いております。また、宿泊業者の皆様におかれましても、人件費の上昇や資材高騰により、厳しい経営環境にあると認識いたしているところであります。こうした状況下で、入湯税を引き上げることにつきましては、宿泊客の心理的な負担増を招き、ひいては地域経済へ影響を与える懸念もありますことから、現時点では、現行税率を維持すべきと判断いたしているところであります。

自主財源のさらなる確保は重要でありますけれども、まずはこの税率を上げず、他の財源確保対策をしながら、目的を達成する方法を検討していきたいと考えているところであります。

次に、さつま町文化施設建設基金の関係でございます。

今定例会におきまして、宮之城文化センター条例の廃止と併せまして、文化施設建設基金条例についても廃止し、積み立てた現金等につきましては、改正後の公共施設等総合管理基金へ積み立てる旨の条例改正について、提案させていただいているところであります。

これまでの公共施設等の整備、長寿命化、更新のほか、今回施設の除却を加え、柔軟に対応していく基金として設置させていただきたいと考えているところでございます。

最後に、財政調整基金の今後の積み立て方針等についての御質問でございます。

財政調整基金につきましては、不測の事態や大幅な減収に備え、持続可能で安定的な行政運営を行うための自治体の貯金として、極めて重要な役割を果たすものであります。

本町の財政調整基金の今後の積み立て方針の考え方でございますけれども、大規模災害への備えや、中長期的な財政運営を考慮しまして、各年度末における基金残高について30億円程度を維持していくように、努めていきたいと考えているところであります。

次に財政状況の見える化についてでありますけれども、町の財政状況につきましては、地方自治法に基づき、予算の執行状況や決算状況等について、これまで広報紙とホームページでお知

らせをしてきているところでもあります。

議員御指摘のとおり、公表資料の多くが専門的な用語や数字の羅列となっていることもございまして、視覚的に分かるようにグラフなどを用いながら作成しているところでもございますけれども、さらに、より分かりやすく関心を持っていただけるような内容となるよう、他の自治体の取組も参考にしながら、公表に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

〔上野 俊市町長降壇〕

#### ○新改 秀作議長

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時05分とします。

---

休憩 午前11時48分

---

再開 午後1時05分

---

#### ○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ○有川 美子議員

それでは、1回目の回答をいただきましたので、2回目の質問へと移ってまいります。

まずは、ファミリーサポート事業ですね、これを新規事業として、今年度、さつま町社会福祉協議会様のほうに委託という形で準備を始めていくという形になりました。

これ思い出していただきたいので、あえて申しますが、令和6年9月議会、ちょうど1年5か月ほど前になります。私のほうで、「誰もが暮らしやすいまちについて」という中で、「高齢者は買い物支援、子育て世帯には短時間の一時預かりや送迎、障害のあるお子様とその家族からは、学校作業所への送迎などの困り事があるんだ。」と申し上げたその中で、ファミリーサポート事業を新設できないかという質問から、もう1年5か月であります。

ただ一つ申し上げたいのは、私が申し上げたから、町が動いてくださって、このファミリーサポート事業がなったということではなく、その前から検討は担当の課のほうでなさっていたけれども、少々ボランティアの育成というところで、まだちょっとできないのではないかというような時期に、私のほうから必要ではないかという質問をしたという経緯がございます。

それでは、私が1年5か月前にさせていただいた質問を踏まえまして、その中で、町長とか、担当課のほうからの回答の中に、まずは、子育て世帯の需要を把握したいんだ。そして、事業の提供者については、地域資源の掘り起こしや、福祉事業所等との連携などを研究したいという回答でございました。

研究したいという、この結果について需要の程度どれくらいあったか、お調べいただいているでしょうか。

#### ○久保田春彦こども課長

ファミリーサポート事業の需要の程度という御質問でございますけれども、令和7年度から事業開始を行っております「第3期さつま町子ども子育て支援事業計画」の策定の段階で行った町民へのニーズ調査におきましては、未就学児を持つ保護者309名に対し、定期的に利用したい保育・教育事業または施設とは何かという質問いたしまして、上位にきましたのは、認定こども園、認可保育所、幼稚園と、それにつきまして全体の34人、約11%がファミリーサポートセンターを選択されるという状況でございました。

町といたしましては、ある程度、一定のニーズがあり、他の自治体等の状況等も考慮した上

で、必要な事業として位置づけたところでございます。

#### ○有川 美子議員

そうですね、ニーズ調査をしていただいた中で309名の方に答えていただいて、34の方が複数回答であると思いますが、ファミリーサポートセンターという選択をされたと。

実際に、ファミリーサポートセンターを略して、ファミサポってみんな言うんですが、知っている方と、知らない方とやっぱり分かれるんですよ。

御存じの方からは、子育て中の保護者だけでなく、おばあちゃん、おじいちゃんからファミリーサポートセンターってあるんだってよってという声が私のほうに届いておりましたので、やはり、一定のニーズあったということによろしいことかと思えます。調査をしていただきました。

そして、このニーズがあるというところなんですけど、私は前回の質問でも申し上げました。例えば、さつま町の社会福祉協議会がなさっていらっしゃる「支え合いサポート事業」、支え合いネットワーク、有償ボランティアというのですね。相互に協力をするというボランティアがありますが、そちらのほうは、高齢者だけでなく、子どもも、妊産婦さんとか、小さい赤ちゃんがいる家庭も対象ということで、ボランティアのほうを育成するっていうのが、ファミリーサポートセンターが立ち上がったときに、別々でするのはちょっと難しいのではないかと申し上げたと思います。一緒にこの事業をドッキングする形で、ボランティアを育てていくことができませんかと質問いたしました。この点についてはいかがでしょうか。一緒にボランティアを育てていくという部分ですね。お願いいたします。

#### ○久保田春彦こども課長

議員のほうからありました、支え合いネットワーク協力員とファミリーサポート事業の提供会員の共有についてでございますが、協会会員の皆様はもう既に、地域支援の経験が豊富で、事業の趣旨にも合致していることなどから、町といたしましても、支え合いネットワーク協力会員を提供会員の中心的な担い手として登録を働きかけていく考えであります。併せまして、依頼会員が提供会員としての役割も担います両方会員の募集や、学校応援団制度の登録者の皆様にも、参加を呼びかけるなど、幅広く提供会員の確保に努めてまいりたいと考えております。

今後は、社会福祉協議会と連携しながら、養成講習の実施や周知活動を進め、地域全体で子育てを支える体制づくりを進めていく考えでございます。

#### ○有川 美子議員

ありがとうございます。一緒に育てていけるようなことになっているようでありますし、私のほうでは、学校応援団というようなことはちょっと頭の中にはありませんでしたので、そうやってボランティアを増やそうという活動ということで、声かけをしてくださる。どうぞ、さつま町社会福祉協議会の担当の方とかだけでは難しいことでもありますので、町のほうも一体となってボランティアの声かけ、育成というのをサポートしていただきたいと思えます。

私、その質問の中で、私は介護福祉士として訪問介護をしていたわけなんですけど、このボランティアというところは大変こう気持ちがあっても、自分がボランティアに行きたいんだって登録をしても、相手から来てくださって言われなないといけないものであります。こういうの簡単に言えば、マッチングでありますね。有償ボランティアのほうも、支え合いネットワークのほうも、会員の人数は、前の質問でも増やしてきてくださっていたけれども、実際にマッチングが難しいという声を聞いております。ボランティアとして登録をした人からは、せっかく登録をしたのに、「まだいけませんか」っていう、「電話もかかってこなくて、どうなっているんだろうか」って、これ別に苦情じゃないんです。したいっていう気持ちがあるから、やりたいんだけどっていう前向きなお声がありました。というところで、私マッチングについて町の使用している

SNSですね、そのマッチングLINEだっていうことを前回、ほけん福祉課長からの回答でいただいておりますが、このLINEを使って、マッチングをするということ必要になってくるかと思うんですが、今回まずは委託をする点で、マッチングっていうのは、アプリを使うのか、それとも、そういうネットワークの担当の方でマッチングの作業をするのか、どちらでしょうか。

#### ○久保田春彦こども課長

議員のほうからありました、マッチングアプリの活用でありますとか、あるいは町の活用ということでの御質問ですが、事務局や会員の負担軽減という点から、将来的に、マッチングアプリの導入や町の公式LINEの活用は有効な手段であると、我々も考えているところでございます。

しかしながら、本町での事業開始が、本年の4月以降という予定にしております、まずは、提供できるサービスの内容や利用の範囲、あるいはその運営体制、まずは会員相互への呼びかけ等もしっかり確立した上で、事業を安定的に進めていくことが重要と考えております。

その上で事業の状況等も踏まえながら、マッチングアプリの導入やLINEの活用の可否について、様々な観点から費用対効果とか、安全性、運用負担などの面から調査検討を進めたいと、現在の段階では考えているところでございます。

#### ○有川 美子議員

今年、委託をするのが決まった新規事業でありますから、始める前にいろいろ申し上げるのはあれですが、やはり先々を考えて動いていただきたいという思いで、再度、マッチングアプリについてお伺いいたしました。

これは、皆様インターネットで調べていただければ、ファミリーサポートセンターマッチングとか、アプリとか、ファミサポアプリとかすると、私このタブレットでは長崎県の長与町とかの事例が出てまいります。こども家庭庁のデジタルトランスフォーメーション、DX化による補助を使いまして、なさっていたようでもあります。どうぞ、こういった点も、困ってからではなく、研究という形で進めていただいて、先々に社協の担当がどなたか分かりませんが、決まっている方たちがマッチングで困らないように、そして、せっかく相互提供という形で会員になっていただいた方が、お困り事がないようお願いをしたいと思います。

ファミリーサポートセンター最後ですが、質問ではなく、私の希望でございます。要望でございますが、将来的に、支え合いネットワークのほうは妊産婦さん対象なんです。もう高齢者もですし、障害のある方もなんです。妊産婦さんの家庭での困り事とか、赤ちゃんがいる家庭も対象になってくるんです。ですから、さつま町で子どもさんに恵まれて、生まれたときの手助けという形で支え合いネットワークがあり、そして、今回のファミリーサポートセンターの対象は小学校ですね。小学生になったら、またファミサポのほうでも子育て中の保護者を助ける仕組み、つながった仕組みということで、どうぞ、しっかりと広報・告知のほうもしていただければと思います。

では、ファミリーサポートセンターのほうは以上にいたします。

続きまして、大項目2のほうであります。

私今回、今後の財政運営と財政状況の見える化ということで、大項目のほうを設定をいたしました。その中に3つほど分けて質問をする中で、町長から御回答いただきました1番の入湯税であります。

これも、去年の9月の定例議会のほうで一般質問をさせていただきました。ちょっと次の一般質問をするには、ちょっと期間が短くて大変あれなんです。なぜかっていうと、やはり町長のお考えを最終的に伺いたいと思ったわけですので、私が前回の質問をしたときには検討してほ

しいという要望を出したんですが、その結果として、今税率を上げた場合のメリット・デメリットなどを含めて、当分、今の時点では税率の引上げは行わないという御回答でありました。

町長のお考えというのは尊重させていただきますけれども、ただやはり自主財源の確保っていうところは、これは、執行部だけにおまかせすることではないと思います。議会もしっかりと考えていくことでありますので、その影響についても、入湯税を私は、今50円であるのを標準税率の100円に引上げてはどうかと、標準税率に引上げたらどうかと言っておりますので、この点もまた私思うに、近隣の自治体を調べますと様々であります。霧島市の場合には、修学旅行生からとかも20円とかですね、宿泊料に応じて80円、150円といろいろと決めておりますので、さつま町は、失礼しました100円です。今、それを150円へということをやっておりますが、やはり研究をしていただくことがまず大事ではないかと思うんですが、町長いかがでしょうか。今すぐに税率を上げないんだという御回答は、尊重いたしますけれども、今後どうなるか分かりません。自主財源の確保ということで、担当課に研究を、研究というのは本当に調べてほしいということ、調査ということですので、指示を出すというお考えはないでしょうか。

#### ○上野 俊市町長

議員がおっしゃいますように、この自主財源確保というのは、非常に重要な政策でございます。この自主財源の確保に向けましては、我々も様々な取組を今行っているところであります。例を挙げてみれば、ふるさと納税の関係等につきましても、高い目標でございますけれども10億円を目指して、とにかく頑張れという指示もやっているところでございます。

また、午前中もありました企業版ふるさと納税等々、クラウドファンディングを使ったものやら、そういうことをしながら、やっぱり自主財源の確保を図っていくということは、非常に大事な部分でありますので、これにつきましては、今までもそうでしたけれども、今後におきましても、しっかりとその自主財源確保に向けての対策の取組というのは、しっかりと指示をしたいと思っております。

#### ○有川 美子議員

自主財源の確保というのは、全員の本当に宿題といいますか、課題であるというふうにおります。町長の認識については、もちろん理解をしておりますけれども、先ほどおっしゃっていただきました「ふるさと納税」目指せ10億円なんですが、これも私は、一般質問させていただいたんですが、私は、目標は高いほうがいいという考えです。目標がなくして、夢でもいいんですが、夢や目標がなくして、そして理想がなくして、ステップを踏むのは難しいと思うんですね。ただ、10億円というのは少し年度かかるというふうに思っております。今年度の新年度予算でも、3億円ほどですかね。ふるさと納税をしておりましても、その3倍以上でありますから、どうぞ、もちろん、執行部のほうで担当のほうなどが頑張っていらっしゃるのは重々分かっておりますが、やはり、ほかの自主財源ということも、検討をしていただきたく、担当課のほうに、調査・検討を指示していただければと思います。

それでは、続きまして、小項目2のほうに質問を移してまいります。

この小項目のほうでは、宮之城文化センターの改修断念に伴う、さつま町文化施設建設基金の今後ということで御回答いただきました。YouTubeは、町民の方も、ライブで見る方も、あとから録画で見る方もいらっしゃるのとお伝えをしたいと思います。

さつま町の文化センターは昭和48年4月だったでしょうか。私とほぼ1年ぐらしか、年が変わらないんですが、建設されて、そのあとやはり建て替えとか、いろんなことがあるということで、文化施設の建設基金という形で積み立てをしてまいりました。その思いというのがあると思います。

令和7年度の残額というところで見ますと、24億9,520万6,000円、約25億円を積み立てておくことができましたが、これも私のほうだけでなく、議会の中からも、新規で建て替えるというよりは大規模改修。だけれども大規模改修の前に、土地が本当に大丈夫なのか試掘調査をするようにと、議会のほうからも意見を出しました。そのあと私のほうからも、一般質問で「ちょっと見直す時期なんじゃないですか」というような内容で、質問をした経緯がございます。町長が「年内に（昨年）方向性決めます」とおっしゃってくださって12月の議会で、大規模改修断念ということが、全員協議会の中でおっしゃられました。

これに伴って、担当のほうからも社会教育課のほうからも断念の理由であるとか、いろんなものの資料を私どもはいただいております。ただ、その断念のところは、私のほうは見直しを訴えておりましたので、尊重するんですが、やはりこの積み立てた基金が約25億円、この行く末が町民の方にとっては大変関心が高いんですね。もう正直よく聞かれます。どうなるんだろうかと。

そういう中で、今回の当初予算と条例改正ということで、全額を「さつま町公共施設等総合管理基金」へ積みますというような形で、私どものほうに資料が出ております。こちらを全額そのように積みますといったこと、この考えに至った経緯の説明を求めたいと思います。

#### ○垣内 浩隆財政課長

今回、公共施設等総合管理基金へ積みます考えに至った経緯でございますが、議員御指摘のとおり、文化施設建設基金につきましては、文化施設建設のために積み立て上げられた基金であります。

今後につきましては文化施設だけでなく、他の町有施設にも多額の改修経費が必要であることや、昨年購入した中心市街地の施設等もあります。こういった施設につきましても、解体等も含めた検討、今後の活用策を検討していくことが見込まれております。

特定の施設に限定をしない形で、また整備や長寿命化、更新とあわせまして、施設の除却も含めながら、将来的な施設管理費の平準化を図っていきたいと考えたことから、公共施設等総合管理基金へ積み直しを考えてきたところであります。

#### ○有川 美子議員

財政課長のほうから経緯の説明をいただきました。

おっしゃるとおり、昨年購入したパチパチ跡といえれば一番さつま町の方分かりやすいんですが、そちらのほうとか、公共施設の解体とか、いろいろ出てくるということでもあります。

それはもちろん理解をするんですが、やはり文化施設のために今まで積み立てられてきたものであります。

この文化というものは、お一人お一人、何が文化かっていうのはそれぞれ違うと思いますけれども、やはりずっと積み上げてきたお金、皆様、町民のお金ですね。私たちが含めてですが、町民のお金というのを、やはりどっと公共施設という形で大枠にしてしまうと見えづらくなってしまふんじゃないか、ここの私が懸念しているところであります。

先ほど申し上げました去年の12月に、大規模改修断念のときにくださった資料を読み返しますと、宮之城文化センターの改修は令和5年度が30億円、令和11年着工になると、46.9億円ぐらい。その中に、周辺ののり面工事など4億円が入っていて、50億円を超えるんだというところで断念というところが来ました。

ただここに解体のほうも、考えていなかったのか、あったのか、ちょっと大変見当たらないですね、解体費用というところ、まだ解体を決めてないので、なかなか難しいんですけども、私のような素人でも相当なお金がかかるんじゃないかと思えます。

中に入っている51本でしたか、52本でしたか杭もあったり、それを抜くのか、抜かないのか、いろんなことがあると思うんですが、まず、解体というところをお伺いしたいと思います。この建設基金約25億円の中から、まずは解体除却のところを、文化センターを優先すべきではないかと考えますが、この辺はいかがでしょうか。

**○垣内 浩隆財政課長**

議員御指摘のとおり、宮之城文化センターの建設・改修といった目的のために積み立てられた基金であります。

こういったことから、優先的などというところもあるところがございますけれども、解体時期については現在のところは未定でございます。

ほかの廃止施設予定施設となっているものもあります。こういったものも含めながら、建築経過年数や老朽化、防犯や災害、こういった倒壊リスク等、こういった安全面にも配慮した上で、施設の状況を勘案しながら、優先順位を決めながら、年次的な解体計画を策定したいと考えているところでございます。

**○有川 美子議員**

年次計画を立てる予定だということで、理解をいたしました。それはそうですね。立てなければいけないんであります。それは、執行部のほうでしっかりと、担当課のほうもあわせてして下さることと思いますが、やはり、その文化施設ということなので、あそこ大変広いですし、場所もいろいろありますので、皆様が文化施設のために、みんなで一緒に積み立ててきた基金の使い道というか、断念するということが大変、残念に思っている町民の方もいらっしゃると思うんです。大変私も苦しいところではありますが、その分、積み立ててきた基金をどのように、今後利用するのかっていうのが見えていなければ、町民の方にきちっと説明がなければいけないと思うので、このように今質問をしているところであります。

では、解体のほうから離れまして、私が先ほどから申し上げている文化施設の建設のためにこれ基金を積み上げてきたんですよねと、であるならば、やはり今、このホールがあるということでは鶴田中央公民館、薩摩農村環境改善センターでございます。この2つもやはり、今後修繕とか、そういう維持補修で費用がやはり予測されておりますが、この文化施設のところに、やはり、文化施設建設基金という文化施設の建設とか、修繕使えるってここを残してほしいというのが、私の意見であります。文化施設の除却・改修というふうに専門的に、金額としてはまだ分かりませんが、何億円かよせるといことはできなかつたでしょうか。

**○垣内 浩隆財政課長**

ただいま議員の御指摘がございましたように、宮之城文化センターを自主的な建設するため、建て替え、修繕をするための基金でございました。

こういったことで、事業の検討の段階で改修に方向性が変わったところがございますが、最終的には改修も断念いうところがございます。

御指摘のとおり、文化施設に限った条例への改正の検討もしたところがございますけれども、先ほど申しましたように他の町有施設にも多額の改修や除却費用、鶴田町中央公民館・薩摩農業農村環境改善センター、こういったところにも多額の修繕経費が見込まれるということから、今後、柔軟に対応できるようにということで、個別の施設に限定しない形で今回の基金への積み立てを考えたというところでございます。

**○有川 美子議員**

財政課長から、私が申し上げたみたいに文化施設に限った、そういう基金も検討はしたんだと、十分に検討したというようなことであるかと思えますね。回答いただいて、その結果という

ことであるというふうに理解をいたしました。柔軟な基金の運用と申しますか、活用ということを考えての今回の考え方なんだということではありますが、もう一つ、文化施設にということでお伝えしたいことがございます。

もちろん基金のところの約25億円の使い道というところもあるんですけども、東俊行先生の画伯の作品をさつま町はお預かりしております。

これもやはり学校教育の施設のほうに、展示をしていただいています、まだまだ作品がありまして、さつま町出身の芸術家、ほかにもいらっしゃいますが、こういった方たちの作品を、どうしてもやはり文化施設のほうに展示ということ、ミュージアムということをおっしゃる方もいらっしゃいますが、そういったことを考えてらっしゃる方が多くいらっしゃいます。

今回の公共施設等の総合管理基金とか、先ほど出ました、これから購入した施設のところの件などで、やはりこういう文化っていうところは検討の中に入っているものでしょうか。施設というのが、いかがでしょうか。

#### ○上野 俊市町長

東先生の話もいただきましたけれども、これの関係等についても、やはりさつま町が生んだすごい画家でございますので、この方の絵画を広く見ていただくという場所はどこがいいかというお話ししながら、これまでやってきたところでありまして、役場の町民ホール等に、そういう展示の場ができないかということも検討させたところでもあります。

また、先ほど言いましたように旧パチパチ跡の関係等についても、これは将来的には、そこに複合施設的なものができればと考えているところでもあります。これにつきましては、今後、関係機関、団体等お聞きしながら進めてまいりますけれども、一番人が集まる場所に、子ども、それから高齢者の方々が集まる施設の中に、そういう展示室的なものができればと考えております。これは今後、検討する部分でございますけれども、そういう複合施設の中で、そのようなこともまた含めてやっていきたいと思っております。

それから、先ほど来、この文化建設基金の関係等がありましたけれども、非常にやっぱり今後、廃止となった公共施設が増えてまいります。除却・解体等には、多額の経費がかかります。これについてはもう補助はありません。これはもう単独事業でやるか、そういう起債が使えればいいんでしょうけども、なかなかそういうものもございませんので、そちらのほうにも、やっぱりこういう財源を充てていく必要が今後出てくると考えているところでもあります。

宮之城文化センターひとつとりましても、おそらく、これは仮定でございますけれども3億円から4億円程度の解体費用が要るだろうと。だから、解体して終わりじゃなくて、あれを解体したあと、どう活用していくかというのまで含めた形で、これはしていきたいと考えているところでございます。

将来に重荷を残さないといえますか、できるだけ軽い形で、次の世代に引き継いでいくというのも、我々に与えられた責務だと思っておりますので、そこあたりは御理解いただければと思うところであります。

#### ○有川 美子議員

町長からの御回答いただきました。

そうですね、私もう、もういつでしょうか、複合施設が必要なんだってお話したこともございますし、しっかりと、私が次の質問に、「宮之城文化センターを解体した後はどうというの考えないといけませんよね」って言おうと思ったんですが、先におっしゃってくださったので大変安心いたしました。その点については、私が言うまでもないことではございました。

文化センターのほうですね、私は本当にこのさつま町に移住をしてきて、総合振興計画とい

うのを読ませていただく機会に恵まれ、一番大変素敵だなと思ったのが、「文化の薫るまち“さつま町”」という言葉でございました。

どうか子どもももちろんですが、大人にも文化というのは大変必要でございますので、今後とも検討をしていただきながら、議員としても、議会としても、私たちのできる限りの知恵を出して、政策の提言ということができればというふうに考えております。

それでは、2番目の質問を終わりにして、3番目最後の質問へと移ってまいります。

これは財政調整基金の今後の積み立て方針と財政状況の見える化というふうにして、これ正直、ひとつ財政調整基金なんですけど、これの今後どうやって、どれぐらい積み立てるんですか、適正規模ってどうですかというお話と、これを町民にどうやって理解していただくんですかという、この2つを重ねた質問になっております。

それでは、最後は適正規模について語っていききたいので、まずは、財政調整基金の今後の方針というところなんですけど、まだ、すいません決算終わっていないけれども、令和7年度末の残高見込額、先ほど私は申し上げておりませんが、この辺をちょっと説明いただきたいと思っております。令和7年度末残高見込み、今後の方針をお願いいたします。

#### ○垣内 浩隆財政課長

令和7年度末の財政調整基金残高見込みでございますが、これは最終補正予算前の状況でございますが、32億7,000万円と、現時点では見込んでおります。一定の健全性を確保しているのではないかと認識をしているところでございます。

今後の方針でございますが、近年の当初予算編成におきましては、10億円程度の取崩しをしながらの予算編成となっているところでございます。

併せて、社会保障費や公共施設の維持管理経費の増大、こういった部分から、今後も厳しい財政運営が予想されております。貯め過ぎず且つ枯渇をさせないといったようなバランスを重視しながら、適正な基金管理と効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えておまして30億円程度、ここを目途に積み立てを行っていきたいと考えております。

#### ○有川 美子議員

令和7年度の見込みが32億7,000万円ということで、最終的に30億円程度が目途ですよというふうにおっしゃっていただいております。ここで、すいません私、本日資料を提出をさせていただいております。確認をお願いしたいと思います。資料が3つあるうちの資料②というのをよろしければある方はお開けください。フリップ用意できなくて、YouTubeを御覧の方には大変申し訳ございません。

これは、さつま町の財政調整基金残高の推移というのを、総務省が公表しております決算カードに基づいて、公表されている平成15（2003）年度から令和5（2023）年度までを、私のほうでグラフにしたものでございます。

ちょっと数字は見にくくて大変申し訳ないんですが、左から2番目の赤く棒グラフ伸びているところが合併をしたところとなっております。そこから、合併算定替の期間などを経過いたしまして、一番さつま町が、この財政調整基金の金額を積み立てた時期は、平成29（2017）年度というふうになって、大変失礼しました。私もちょっと眼鏡が要るようになったかもしれません、大変失礼しました。その横ですね、平成30（2018）年度の47億3,200万円のところが一番ピークであります。前年度も47億円ほどというふうになっております。

そして、黄色い線の横からなんですけど、令和2年度、ちょうど私議員になる頃です。42億円から始まって、43億円、42億円。そして、令和5年度には39億円というふうには減ってきております。これには、単純に減ったということだけではないんだと思っておりますが、その下のほう

に、令和6年度のほうは、まだグラフに入れておりませんので、文字でいたしました。37億5,581万6,000円というふうになっておりまして、令和7年度は先ほど御回答いただきました約32億7,000万円。正直申し上げて、ここ令和に入りまして、少しずつ財政調整基金というのは、残高を減らしてきているというのを御理解いただけたらと思います。

やはりこういう年度で、町の地方自治体の財政って、会計でも単年度なんだけれども、やはりこの全体の動きっていうのを知っていくことも私たちの議員にも大切ですし、町民の方にも御覧いただくっていうのも大切かというふうに思っていますので、資料②を出させていただきました。

それでは続いての質問なんです。この私の資料の下にも標準財政規模っていうのを書いているんですけども、先ほど回答の中で、令和7年度見込みで財調の規模を39%というのは健全性を確保というのがありましたけれども、では、令和8年度の財調の規模ではなくて、標準財政規模の額っていうのは分かっているでしょうか。こちらのほうを、すいませんが、数字が大きいのでゆっくりと御回答いただければと思います。

#### ○垣内 浩隆財政課長

令和8年度の標準財政規模については、令和8年度になって交付税等が決定をしてという形になってから示されるものがございますので、現時点では、金額は分からないというところです。

#### ○有川 美子議員

失礼しました。私の紙には令和7年度と書いてありました。言い間違えました、令和7年度の標準財政規模をお示してください。

#### ○垣内 浩隆財政課長

令和7年度の標準財政規模でございますが83億4,779万4,000円となっております。

#### ○有川 美子議員

令和7年度も83億円とちょっとということでありまして、令和8年度はこれから。この83億4,000万円ほどの標準財政規模に対しての39%ということと理解をいたしました。

で、今こうやって私話をさせていただいているのですが、私、今議員として働かせていただきまして5年目になりました。本当におかげさまで、有意義な議員生活というか、活動をさせていただくんですが、正直、1年目、もうこの財政用語に大変苦労いたしました。財政調整基金って今言っていますが、皆さん財調、財調とかっていうんですね。何だろう財調って、正直もう一生懸命調べた記憶があります。ということは、こういうやはり財政用語の難しさっていうのは町民の方は、調べようと思ったとき感じられると思いますし、また先ほど申し上げた、お聞きした標準財政規模も、やはり83億円などという大きい数字です。家計とは全く違う大きな数字、得意な方もいらっしゃると思いますが、想像しづらいのではないかと思います。

そこで、次の質問に移ってまいります。

私はずっと申し上げていますが、非常に分かりづらいと申し上げているこれを、財政調整基金に限ってで構いません。私は数式で先ほどおっしゃっていた30億円程度というのを、町民に分かりやすい形で示していただきたいと思っております。その資料として、資料①と資料③をお出ししたんですが、時間がありませんので、資料③をお開けいただきたいと思っております。

資料①では、岐阜県の飛騨市がホームページで、数式で財政調整基金について表していたものを資料として提出しましたので、それは後ほど御覧ください。

この資料③は、熊本県の益城町の財政状況の資料から私のほうがピックアップしまして、計算をしたものなんです。ちょっと長いので単的に申し上げますと、私考えるに、財政調整基金は30億円が目安なんだ、例えば、「健全性を確保している」という抽象的な言い方では、なか

なか理解いただくのは難しいと思うんです。今、文化施設の建設基金の約25億円とか、こういう町の財政について、大変皆さんの関心が集まっている中で、財政調整基金を数式で説明をしていただけないかということを出しました。

上のほうから、3段落目なんですけど、平成28年熊本県地震で被災したのが益城町です。

熊本県全部の市町村について、財政状況の表示、見える化については調べておりますが、益城町が分かりやすかったので挙げております。

益城町は、財政調整基金の残高だけでなく、減債基金、そして、公共施設の整備基金残高を、これを、町の標準財政規模の50%というような目標をしてあります。

そして、これをさつま町に充てるとしたら、さつま町はさっき担当課がおっしゃっていただきました。「当初の予算を組むのに、まずは財政調整基金の取崩しがあるんだ」と。この取崩しについても表をつくっております。令和4年度からの7億円から令和8年度、今回9億円の取崩し、5年間で計50億円、足すものではないと思いますが50億円、平均値10億円の取崩しをしているということなのでありますね。あっていますよね。50億円を5で割ったから10億円です。

そういうところでいきますと、私が考えているのは財政調整基金の適正規模は、標準財政規模の30%程度が必要であり、なおかつ、大規模な震災であるとか、いろんなものにすぐ使えるように貯めておく必要があるというふうに考えており、私のほうで考えるのは、最後赤字で出しておりますが、30%プラス10億円を保持するっていうのが最終的な私の考えであります。

これ私の考えを表明するのはなぜかという、今後、先ほどグラフで御覧いただいたように、私どもの町は財政調整基金を積み上げ過ぎているんじゃないですかという議会の声もありました。少しずつ減らしてきています。

でもやはりこの現状を見ていると、やはり持っていないと、ちゃんと町民の皆様のために使えるお金として持たないといけないってことが分かると思います。

この私の標準財政規模30%程度で10億円保持しているのを、私の考えじゃなくても、こんなふうに数式というような形で表していただくことはできないでしょうか。町民のために、見える化のためです。いかがでしょうか。

#### ○垣内 浩隆財政課長

こういった数式を用いて住民の皆様にお知らせするという形は、非常に有効な方法であると考えておりますので、こういった分かりやすさといった観点からも記載方法については検討していきたいと考えております。

#### ○有川 美子議員

長々とちょっと今回、説明が長くなりました。YouTubeをあとで御覧いただいたりとかっていう中で、やっぱり分かりづらい、財政は分かりづらいという方に、少しでも簡単ではないけれども、御理解いただける手段を私たちにとっていく必要があるという観点からでございましたので、それでは最後まとめさせていただきます。

まず私が一番最初に質問いたしました、ファミリーサポートセンターは言うまでもなく、令和8年度4月からの委託でございますので、十分にいろんなことを社会福祉協議会が受けてくださいましたので、お困りにならないように、十分にサポートし、協議をしながら進めていただきたい。そして、何年後になるか分かりませんが、やはりSNSを利用したマッチングっていうところ、これは研究・検討というのを要請したいと思います。

そして、今まで大項目2で、今後の財政運営と財政状況の見える化ということでお話をしてまいりました。

入湯税については、もう町長のお考えしっかりと分かりましたので、もう要請はあえていたしません。ただ2番目の宮之城文化センター改修についての約25億円については、やはり文化施設というのが外れてしまうので、このお金どこに行ったんだろうかっていう疑問を持つ町民の方は出てくると思うんですね。ですので、私が先ほど申し上げたみたい、見える化みたいな形で、説明ができるようにしていただきたいんです。町長は令和8年度は、町政座談会みたいな形で回られるんですかね。そしたら質問も出てくると思うんです。御説明を丁寧にしていただければと思います。大変大きなお金ですので、こちらを要請いたします。

そして最後に、財政調整基金に限ってのお話をいたしましたけれども、町民の方が理解しやすい、もう本当に財政用語難しくて、舌をかみそうなんですけど、それでも、自分が分かる範囲、収入とか、月のお金とか、年額の収入とか、いろんなことで、分かる規模に変えていただいたりとか、先ほど事例を2つ出しましたが、数式で、足し算、引き算で分かるものですので、この数式で財政調整基金だけでも、お示しいただけるように見える化について、要望をして、私、有川美子の一般質問を終わります。

○新改 秀作議長

以上で、有川美子議員の質問を終わります。

---

△散 会

○新改 秀作議長

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後1時54分

令和8年第1回さつま町議会定例会

第 4 日

令和8年3月10日



令和8年第1回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和8年3月10日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番	岸良光	議員	2番	上別府ユキ	議員
3番	堅山秀樹	議員	4番	徳留和樹	議員
5番	橋之口富雄	議員	6番	古田昌也	議員
7番	桑波田大	議員	8番	武さとみ	議員
9番	宮之脇尚美	議員	10番	柏木幸平	議員
11番	有川美子	議員	12番	川口憲男	議員
13番	中村慎一	議員	14番	新改秀作	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

早崎行宏	事務局長	神園大士	事務局長補佐兼議事係長
奥平一樹	議事係主任		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上野俊市	町長	角茂樹	副町長
中山春年	教育長	富満悦郎	総務課長
大平誠	総合政策課長	垣内浩隆	財政課長
堀孝志	町民環境課長	川崎里志	ほけん福祉課長
内村千鶴	ほけん総括監	久保田春彦	こども課長
山口良浩	農林課長	上谷川征和	森づくり推進監
原田健二	建設課長	出水隆	水道課長
木場哲志	消防長	藤園育美	教育総務課長
中村英美	社会教育課長		

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 4号 さつま町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 2 議案第 5号 さつま町公告式条例の一部改正について
- 第 3 議案第 6号 さつま町情報公開条例の一部改正について
- 第 4 議案第 7号 さつま町行政手続条例の一部改正について
- 第 5 議案第 8号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 6 議案第 9号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について
- 第 7 議案第10号 さつま町歴史民俗資料館施設条例の一部改正について
- 第 8 議案第11号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について
- 第 9 議案第12号 さつま町火入れに関する条例の一部改正について
- 第10 議案第13号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第11 議案第14号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第12 議案第15号 さつま町宮之城文化センター条例の廃止について
- 第13 議案第16号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について
- 第14 議案第17号 さつま町公共施設整備基金条例の一部改正について
- 第15 議案第18号 令和8年度さつま町一般会計予算
- 第16 議案第19号 令和8年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第17 議案第20号 令和8年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第18 議案第21号 令和8年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第19 議案第22号 令和8年度さつま町上水道事業会計予算
- 第20 議案第23号 令和8年度さつま町農業集落排水事業会計予算

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	4	さつま町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
	5	さつま町公告式条例の一部改正について
	6	さつま町情報公開条例の一部改正について
	7	さつま町行政手続条例の一部改正について
	8	さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について
	14	さつま町火災予防条例の一部改正について
	17	さつま町公共施設整備基金条例の一部改正について
	18	令和8年度さつま町一般会計予算（関係分）
		第1条 歳入歳出予算
		歳入
		1款 町税
		2款 地方譲与税
		3款 利子割交付金
		4款 配当割交付金
		5款 株式等譲渡所得割交付金
		6款 法人事業税交付金
		7款 地方消費税交付金
		8款 ゴルフ場利用税交付金
	9款 環境性能割交付金	
	10款 地方特例交付金	
	11款 地方交付税	
	12款 交通安全対策特別交付金	
	13款 分担金及び負担金（関係分）	
	14款 使用料及び手数料（関係分）	
	15款 国庫支出金（関係分）	
	16款 県支出金（関係分）	
	17款 財産収入（関係分）	
	18款 寄附金（関係分）	
	19款 繰入金（関係分）	
	20款 繰越金	
	21款 諸収入（関係分）	
	22款 町債	
	歳出	
	1款 議会費	
	2款 総務費（関係分）	
	3款 民生費	
	4款 衛生費	

委員会	議案番号	件名
		8款 土木費（関係分） 9款 消防費 11款 災害復旧費（関係分） 12款 公債費 14款 予備費 人件費全部 第2条 繰越明許費 第3条 債務負担行為 第4条 地方債 第5条 一時借入金 第6条 歳出予算の流用
	19	令和8年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
	20	令和8年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
	21	令和8年度さつま町介護保険事業特別会計予算
	23	令和8年度さつま町農業集落排水事業会計予算
文教経済 (第2委員会室)	9	さつま町社会体育施設条例の一部改正について
	10	さつま町歴史民俗資料館施設条例の一部改正について
	11	さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について
	12	さつま町火入れに関する条例の一部改正について
	13	さつま町営住宅等条例の一部改正について
	15	さつま町宮之城文化センター条例の廃止について
	16	さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について
	18	令和8年度さつま町一般会計予算（関係分） 第1条 歳入歳出予算 歳入 13款 分担金及び負担金（関係分） 14款 使用料及び手数料（関係分） 15款 国庫支出金（関係分） 16款 県支出金（関係分） 17款 財産収入（関係分） 18款 寄附金（関係分） 19款 繰入金（関係分） 21款 諸収入（関係分） 歳出 2款 総務費（関係分） 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費（関係分） 10款 教育費

委員会	議案番号	件名
	22	11款 災害復旧費（関係分） 第3条 債務負担行為 令和8年度さつま町上水道事業会計予算

△開 議 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和8年第1回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

これから、2月24日に提案がありました議案第4号から議案第23号までの議案20件について総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

---

△日程第1「議案第4号 さつま町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、  
日程第2「議案第5号 さつま町公告式条例の一部改正について」、日程第3「議案第6号 さつま町情報公開条例の一部改正について」、日程第4「議案第7号 さつま町行政手続条例の一部改正について」、日程第5「議案第8号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」、日程第6「議案第9号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」、日程第7「議案第10号 さつま町歴史民俗資料館施設条例の一部改正について」、日程第8「議案第11号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」、日程第9「議案第12号 さつま町火入れに関する条例の一部改正について」、日程第10「議案第13号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第11「議案第14号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、  
日程第12「議案第15号 さつま町宮之城文化センター条例の廃止について」、日程第13「議案第16号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、  
日程第14「議案第17号 さつま町公共施設整備基金条例の一部改正について」

○新改 秀作議長

まず、日程第1「議案第4号 さつま町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」から日程第14「議案第17号 さつま町公共施設整備基金条例の一部改正について」までの議案14件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、議案第4号から議案第17号までの議案14件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第17号までの議案14件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第15「議案第18号 令和8年度さつま町一般会計予算」

○新改 秀作議長

次に、日程第15「議案第18号 令和8年度さつま町一般会計予算」を議題とします。  
本案の提案理由については、説明済みであります。  
これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○有川 美子議員

おはようございます。それでは、総括的な質疑ということで3つ質問をしてみたいです。失礼しました、2つ質問いたしますので、お願いいたします。

まずは、10款2項2目、失礼しました。10款6項3目、学校給食センターの給食センター費、説明資料は137ページの下段になります。説明資料137ページ下段に①学校給食費の保護者負担の軽減というところで3,065万6,000円の予算が出ております。

こちらもう既に説明いただいています、小学生、児童の分を無償というふうにして、中学生のほうを3,000円の月の御負担を1,000円下げて2,000円というような説明いただいておりますが、やはり私どうしても小学校・中学校、どちらも義務教育ですので、これを一緒に無償化するという考えはなかったのかというのを、まずはお聞きしたいところです。

あと1点、これは農林課の林政係、説明資料107ページの上段になります。新規事業を伺います。「森と住まいの共生促進事業補助」これは、地域産材を利用した木造住宅建設への補助が200万円というのがあるんですが、まずこれの対象者数と、すいません、地域産材といいますが木材って種類があると思うんですが、その辺りも御説明をお願いいたします。

○串下 哲也学校給食センター所長

質問にお答えさせていただきます。

中学生の給食費につきましては、今回、国が進めるいわゆる無償化の補助対象にはなっていないこともあり、個人負担分をいただくようにしております。

しかしながら、保護者の負担軽減の観点から、月額3,000円を2,000円に減額し、減額は町のほうで助成する方向で進めております。

これにより、町から令和7年度は生徒1人当たり年額3万3,500円の助成でしたが、令和8年度は物価上昇分も含めて、年額2万円を上乗せした1人当たり5万3,500円を助成する方向で、当初予算に計上させていただいております。

○上谷川征和森づくり推進監

森と住まいの共生事業に係る対象者数でございますけれども、当初予算におきましては、対象者を2戸としているところでございます。

また、木の種類でございますけれども、スギ・ヒノキ、建築に用材として使われるスギ・ヒノキを対象としているところでございます。

○有川 美子議員

では1点だけ、学校給食センターの説明をいただいたんですが、すいません、対象者人数だけ小・中に分けて教えてください。

○串下 哲也学校給食センター所長

お答えをさせていただきます。

中学生の生徒が、新年度予算の算定人数を440名で積算させていただいております。ちなみに小学校の児童につきましては734名で積算をしております。

○新改 秀作議長

ほかにありませんか。

○岸良 光廣議員

説明資料の2点ほどお伺いしますが、52ページの下段の情報公開費があるんですが、この中で、5名を選任しようということなんですけど、弁護士が1名、町民代表2名、商工団体代表、それから、学識経験者とあるんですけど、これいつもこうなれば、学識経験者といえばもうほとんど充て職で、ほとんど同じような人がなっていると思うんですけど、実際、今回もこの例えば、町民代表の2名とか、あるいは商工団体代表とか、学識経験者とか、どのようなものを基準として選ばれるのかというのが一点。

それと、62ページの高等学校振興対策事業費、これは私は、薩摩中央高校を存続させるため必要な費用だと考えておりますが、その中で、まず、バスのラッピング事業で493万4,000円があるんですが、これは民間のバスのラッピングをするのか、その辺のところと、それと実際、ここ10年間で、特にここ二、三年、薩摩中央高校の応募者数というのが、また激減してきているのかなとは思いますが、その辺のところは、実際、過去をずっと補助してきていますけど、入学者の推移というのは、どのような形になっているのか説明をしていただきたい。

○富満 悦郎総務課長

それでは、情報公開の関係の審査会の御質問でございます。

この審査会につきましては、県内の全市町村の統一の審査会となっております、町村会が事務局を担当しているところでございます。

この選出にあたりましては、5名ということになっておりまして、選出基準の中に住民代表が2名、学識経験者が1名、弁護士が1名、商工団体からの代表が1名ということで基準が定められておりまして、町村会の事務局において、この基準に沿って選出されているものというふうに考えているところでございます。

○大平 誠総合政策課長

それでは、薩摩中央高校のラッピングの関係についてお答えをさせていただきます。

新年度におきまして、県の事業を活用させていただきまして、バスにラッピングをすると、薩摩中央高校のアピールをしていくということですが、今、一応計画では、民間バスのほうにもお願いをしております。それから、町のバス、それから今、薩摩中央高校が所有しておりますバスにラッピングをする予定でありますけれども、今後、どういったものをするのかとか、どういうデザインにするのかとか、そういうところは今後決めていくということになるところであります。

それから、薩摩中央高校の入学者数の推移でございますけれども、平成29年には101名ということで100人を超えておりましたけれども、令和4年でも58名とか、令和5年で64名、そして令和6年で94名というようなことでございます。令和7年度も似たような推移でございましたけれども、少しずつ魅力化に向けて取り組んでいることが効果としては表れてきているんじゃないかということで、3学年でいきますと、最近は安定した生徒数になっているところでございます。

○岸良 光廣議員

1問目の選出方法、これ私が質問したのは、住民代表とか商工団体代表とか、その選考をする基準ですよ。特に、今までも過去もそうなんですけども、こういう場合に一番私が何を基準なのかというの、学識経験者というのがあるんですよ。学識経験者というのが大体誰が選ばれるかといえば、役場OBの方なのです。民間ではなくて。そういう形で、どういう選考で決めら

れるのか、そこをもうちょっと明確にさせていただく方法はないのかということです。

特に住民代表となってくると、商工会の代表者を充てるのか、あるいは一般の町民を与えるのか分からないわけです。住民代表は区長なんですか。その辺のところを、ある程度明確に出していかないと、この前も出ていましたけど、充て職をどう少なくしていくかということ、町民に一人でも多くの方が参加してもらうために、こういう、やはり選出をするのであれば、選出方法というのをもう少し明確に、町民誰もが分かるような形でというのが、そういうことをすると、実際こういうものに対しても町民の方の関心が少しでも出てくると思うんですよ。

ただ、今このままの状態であれば、我々議会は分かりますけど、ただ、この後、この方に決まりましたって言っても、町民分からないんですよ。これを全然オープンにしないわけだから。そのへんのところを、やっぱり今後については、きちっとやはり明確に、どういう基準で選びましたというのが言えるように、やっぱりしなきゃならないというのが一点。それについて、もう一回、ちょっと答弁欲しいんですが、学校のほうですけど、ラッピングすることは非常にいいこと。

ただ、今年も中学生が高校進学で、皆さんも新聞等読んでおられると思うんですけど、昔は公立高校の滑り止めが私立高校だったのです。今、私立高校の滑り止めが公立高校なんです。特に、今年の私立の例えば、樟南高校とか、鹿児島実業とか、そういう私立の学校の倍率が6倍とか7倍、鹿児島県の公立高校が大体、募集定員に対して、確か4,000人ぐらい不足やったかな。どこの公立高校も一部を除いては、ほとんど定員割れなんですよね。そういうところで、実際、ラッピング事業も大切なんですけど、やはり行政と高校側と、中学校側との3者協議というか、中学校がやっぱり薩摩中央高校をこういうふうにしてもらえれば、生徒を送り出せますとか、そういう話し合いをする場というのを設けていかないと、今の現状では、「薩摩中央高校に行きなさい」という指導をしていただく先生が皆無ですよ、今んところ。もう本当に今、私もびっくりしましたけど、公立高校が滑り止めという形で、ほとんどメインが私立高校なのです。

その中でどうやって学校を維持するかということ、やはりそういう中学校の進路指導の先生方も行政も入って、今後どうするかというのを協議したほうがいいと思うんですが、その辺について町長の見解を伺います。

#### ○富満 悦郎総務課長

先ほどの審査会の委員の考え方ですけれど、ちょっと説明不足のところがあったようでございますので、詳しく説明いたします。

これが、町村会が事務局を持っておりまして、鹿児島県全体の共通の委員ということになっております。具体的に話、内容を申し上げれば、学識経験者が大学の教授、それから住民代表は、県の地域女性団体連絡協議会の会長、それから、もう一人の住民代表は、県の民生委員・児童委員協議会の副会長、それから、商工会の場合は県の商工会連合会の会長というふうになっておりまして、もう県のほうで、一括して選出をいただいているところであります。

また、この選出の考え方につきましては、町村会事務局とも、また連絡調整をして、よく説明ができるように、また準備をしておきたいというふうに考えております。

#### ○上野 俊市町長

薩摩中央高校の関係等について、私のほうからお答えさせていただきます。

今現在、令和7年度県立高校の将来のビジョンの検討委員会というのがございまして、私も委員として、町村会の代表で委員として加わっておりまして今、数回、協議がなされてきておりまして3月の中旬に答申も出される予定でございます。

議員がおっしゃるように、本当に県立高校の生徒数が減ってきております。一つは、高校の

授業料無償化、実質無償化というのもありまして、やっぱり私立のほうに流れていくというのが、顕著にやっぱり出てきているところであります。

そういう状況の中でありまして、いかにこの県立高校をしていくかということで県のほうでも議論が進んでおりまして、私もこの町村の代表という形で今入って議論に加わっておりますけれども、やっぱりその中でも、議員がおっしゃるように、やはり地元の学校から地元にある高校、県立高校のほうにできるだけ、やっぱり行ってほしいというのはあるんですけれども、なかなか今、いろいろ手厚くこの何と申しますか、通学バスにしても、授業料が無償化になることによって、私立のほうに流れていくというのは、いかんともしがたい状況にあるところであります。

これまででも、小学校・中学校・高校と連携をとりながら、そういう協議もやってきているわけですが、なかなか実績として、地元の高校に多く進学してくれないという状況下にあります。

そういう中でありまして、議会の御理解もいただきながら、何とかやっぱり地元にあります県立高校を残していきたいという思いで、これまでもいろんな様々な取組をしてきて、また今後もそういう予定でいるところでございます。

議員が言われましたように、さらに、やはり中学校・高校と連携をとりながら、できるだけこの多くの生徒が地元の高校に進学してくれるように、これは私ももう強い思いを持っておりますので、働きかけをしていきたいと思っているところでございます。

#### ○岸良 光廣議員

もう3回目ですので、ただその高校については、もう10年ちょっと前かな、当時の教育長に、「薩摩中央高校の学科の変更はできないんですか」という質問したことがあったんですけども、そのときに言われたのが、本当に薩摩中央高校の募集定員が、もうこれでは存続できないんだということまでいかないと、県が動いてくれないんですよという説明がありました。

実際、薩摩中央高校もそうなんですけども、ほかの県立の学校もそうだと思うんですけど、薩摩中央高校の今の学科、これも確か三、四年前、私、質問したことがあるんですけど、福祉科とか、看護科とか、そういう専門的な学科への変更というのは、県のほうにも申入れはできないものなんですかという質問したことがあるんですけど、実際、どこの県立高校も、同じような状況だと思うんですよ。その中で、どうやって生き残っていくかといえば、専門的な学科を増やして、さつま町外からも来ていただく、進学してもらい、そういう方法を選ばなきゃならん時代だと思うんです。そのへんについて、県のほうと、やはり専門学科を薩摩中央高校に持ってこれるような形でのやはり働きかけというのを、町長ぜひやっていただきたいんですが、その辺についてはどんなものでしょうか。

#### ○上野 俊市町長

ちょっと先ほど申しあげましたけれども、県立高校の将来ビジョン検討委員会というのがございまして、その中でも今、議員が言われることは出ています。

やはり専門学科というのをつくって、やっぱりそこに集中して学ばせるというやり方、それには寮もセットで検討すべきだという意見も出ています。

それは私のほうからも、そういう話もいたしましたし、先ほど申しましたように、3月に出席されます、この答申の中にも、そのような形で触れてあると思っているところでございます。

これにつきましては、また3月の最終の30日の日にも、県の教育長のほうに薩摩中央高校等の関係等について、要望に行く計画をいたしているところでございます。その中でも、こういう意見等につきましては、改めてまた県の教育長のほうにも申しあげながら行きたいと思っているところでございます。

## ○上別府ユキ議員

おはようございます。

私のほうから所管が違いますので、質問したいことが2点あります。

まず、説明資料の55ページの防災マップ作成委託業務ということで、臨時というところで、防災マップ作成業務というのが計上されています913万円というところですが、これはハザードマップの件になると思うんですけれども、以前、作成された当時と、今の状況が大きく変化しているので、この防災マップというのは書き換える必要があるんじゃないかということを危機管理のほうにお伺いしたとき、もうこれは県がつくるものであるからという回答で、その先は聞くことはできなかつたんですけれども、これが計上されているということは、県の情勢が変わってきたというところだと思うので、そこも含めて御説明をお願いしたいということと、もう一つ、59ページの友好交流事業費台湾宜蘭市訪問についてですが、その前に、友好交流町との交流ということで、台湾宜蘭市に訪問するという文脈で理解していいのだろうかと思うんですけれども、これは、友好交流を持っている町と一緒に宜蘭市を訪問するという見方でいいのかな。そして、誰が、いつ、どれぐらいの規模で、行うのかというところをちょっとお伺いしたいです。

## ○菊野 祐二危機管理監

ただいま防災マップの質問でございますが、防災マップにつきましては、平成28年度に作成した防災マップを更新するものでございまして、県の管理河川の洪水・浸水想定区域などの情報を反映するものでございます。

令和8年度につきましては、この防災マップの冊子を1万部、それから、Web版ハザードマップですが、これを同時に作成するというような内容になっております。

## ○大平 誠総合政策課長

それでは、宜蘭市訪問の関係でございまして、友好交流を結んでおります西郷菊次郎翁を縁として、交流を結んでおりますところから「一緒に宜蘭市のほうには行きましょう」というようなことでありますけれども、龍郷町のほうが以前、宜蘭市のほうには行かれておまして、単独で行くよりも以前、経験がえられる龍郷町さん、それから、友好交流都市の方々と行きたいということで、今、日程の調整をさせていただいているところでございます。

本町からは町長、それから随行が3名ということで、今回予算を計上しているところでございます。

## ○上別府ユキ議員

この防災マップについては、今説明があったので大体分かったんですけれども、町内の情勢で、学校関係の施設が平成28年度と比べると、もうがらっと変わってきている状況もあるので、避難施設としての学校というのがなくなっているところが大変多くなっていると思うんですけれども、そういう部分も含めた形の変更になっていくというところでしょうか。

## ○菊野 祐二危機管理監

今回の変更につきましては、先ほど申し上げましたとおり、県管理河川の洪水・浸水想定区域などが変わったことから、そういったものを更新するものでございます。

あと、レッドゾーン、イエローゾーン、そういったところの変わったところもございまして、そういったものを更新するものでございます。

## ○武 さとみ議員

初めてのことで分からないことばかりで、質問の仕方がよく分かってないんですけれども、農林課と教育総務課の件で質問をいたします。

農林課のほうでは、予算を見たときに昨年度よりも全体的には増えているんですけれども、

この説明資料を見たときに、畜産業事務費700万円ぐらい減っていて、それから、農地一般管理費103ページ、102ページなんですけれども、こういう質問の仕方でも700万円ぐらい減って、あと99ページの中山間地域等直接支払事業費というのが1,600万円ぐらい減っているということが、これはなぜなのでしょうかとこのところを教えてください。

それから、教育総務課費のところ、この予算書の中で、全体的には増えているんですけども、この説明のところを見たときに、さつまる〜も予算がなかったり、スクールソーシャルワーカーの予算がなかったり、あと外国人指導児童生徒支援、英語教育支援、町ふるさと発見というのがないんですが、もしかしたら、ここが一番上のところの指導員、相談員、支援員のところにまとめてあるのかというところをちょっと教えてください。

#### ○山口 良浩農林課長

ただいまの質問でございます。

農業の一般管理費の関係については、経常経費、そして、令和7年度は農林水産祭り（産業祭）が20周年ということで、多く補助金を計上した関係、来年度はまた少なくなっているところで、減額になっているところでございます。

そしてまた、中山間の直接支払い、それに関しては、令和8年度から新しくなります関係で、高齢化で集落協定が少なくなっているところがございます。そしてまた、面積関係も少なくなっていること、集落協定の数も少なくなっていると、そういう状況で全体的に減額になったところでございます。

#### ○井手口 勉学校教育課長

今、議員から御質疑いただきました内容については、学校教育課のほうの教育委員会事務局費等で計上をさせていただいております。ALTのことであったり、さつまる〜のことであったりということについても、そちらのほうで計上をさせていただいているところでございます。

#### ○中村 慎一議員

それじゃ当初予算に対しまして、全体的な部分で御質問をさせていただきます。

本年度の予算編成につきましては145億2,000万円、この当初予算の概要のところ、る説明がございませけれども、前年度比2.3%、3億3,300万円増で予算計上されております。

せんだっての一般質問でもでしたが、各主管課の予算要求の中で、編成作業の中で大変な調整作業をされたというふうに思いますけれども、この物価高騰等、光熱水費とか、燃料費、資材費、それから人件費もですが、それから各施設等の管理委託料等の増額分とか、維持補修費とか、補助金、扶助費、こういったものの価格転嫁がなされたりしておりまして、非常に経費がかかっているんじゃないかなというふうに思います。

そういったことで、これらについてはしっかりと価格転嫁されて、対応していただいているというふうに思うんですが、この予算の中で、これらの物価高騰等に係る部分が、今回の3億3,300万円の増額になっているんですが、全体でいくらぐらいを占めているのか、この費用の計算等ができていればですが、概略、何割ぐらいを占めるものか、ちょっと説明をいただければ、お願いをしたいというふうに思います。

懸念されるのが、本年度の予算に占めるこの事業量の割合ですね。従来行っていた事業量等が実質マイナスになってきているんじゃないかなという、そういう心配もありますので、そういった点等を把握したいというふうに思いますが、よろしく申し上げます。

#### ○垣内 浩隆財政課長

物件費や人件費の高騰が予算編成に与えた影響、3億3,000万円に与えた影響ということ

でございますが、初めに義務的経費のうち、人件費につきましては、人事院勧告による給与改定に準じた引上げ、また最低賃金の上昇に伴う会計年度任用職員の報酬の増、こういった影響で前年度と比較しまして1億600万円ほどの増となっております。

また物件費につきましても、電気・ガス・燃料費といった光熱水費や、公共施設の維持管理費、こういった部分の委託料等のコストが上昇しております。細かく分析はできておりませんが、物件費全体で、前年度と比較しますと1億5,800万円ほどの増。そのうち委託料が1億2,200万円の増となっております。こういった部分につきましては、固定経費となるということで、今年度までの影響が懸念されるところでございます。

影響額の割合ということでございますけれども、一般会計の増額3億3,000万円に對しまして、人件費・物件費の増額分が2億6,400万円ということでございまして、影響額は、こういった形が正しいか分かりませんが、影響額は8割ほどあるのではないかとこのころで考えているところでございます。

#### ○中村 慎一議員

8割ぐらいということで、2億6,400万円ぐらいが、こういう高騰にかかる費用であるといったようなことでありますが、一応、予算審議の前に聞いておきたいというふうに思っているんですが、こういうふうに非常に予算の経常的な支出が割合も高くなってきていて90%超えていますけれども、非常に普通の政策的経費に使える重要な予算枠というのが、圧縮されてきているのではないかなという、そういう懸念を持ったわけです。

財調についても30億円を堅持したいという、そういう答弁でしたけれども、今度の決算積み立てを見て、そして来年度の予算編成の際の不足額補填とか、そういったものを考えていきますと、ひょっとして30億円を切り込んでいくんじゃないかなというふうな、そういう観測もできるというふうに思います。

あとはもう交付税頼みということで、国が税収はいいんですけども、外貨の円の落ち込みからいきますと、非常にインフレというのは、大きな影を落としていくんじゃないかなというふうに思います。国はいいんですが、地方は逆に冷え込んできているというふうな、そういう気がいたします。

町財政が緊縮ムードになっていくようになりますと、どうしても地方の私どもの地域の経済というのは、沈滞ムードになっていくんじゃないかなというふうに思うんですが、そのところで必要とされる行政サービス、ここの部分はしっかりと確保して、地域経済をしていっていただきたいというふうなそういう思いがございまして、そのところは、本日からのこの委員会審査の中で、各委員会、それぞれ十分に審査をしていただくということになるかと思いますが、そういった点についての今後の財政的な見通しというのは、どんな形で捉えていらっしゃるかどうかということで御説明いただければ、説明をお願いします。

#### ○垣内 浩隆財政課長

当初予算編成におきましては先ほどありましたように、住民サービスに影響が出ない形、こういった形に配慮しながら、予算編成に取り組んできたところでございます。

ただ、先ほど申しましたように、固定的な支出が増える一方で、財源には限りがございます。

予算編成の中で各担当課におきまして、事務事業の見直し、新規事業を立ち上げる際については既存事業の廃止や見直し、こういった部分につきましても、現段階から見直し作業を進めてほしいということで、来年度以降への予算要求を行ってほしい旨の依頼をしてきたところでございます。

また国による令和8年度の地方財政措置の中で、価格転嫁対策や賃上げ、物価高騰対応とし

まして、交付税措置が講じられる見込みではございますけれども、これにつきましても7月の交付税算定の結果を見なければ、現在分からないという形でございます、確定した財源とはなっておりません。

そういったことから、当初予算編成におきましては、当面は、この財政調整基金の取崩しをしながら、確実な歳入を見込んだ上でまた積み戻しもしながら、こういった部分の財政運営をしていきたいということで考えているところでございます。

#### ○川口 憲男議員

議案説明資料の105ページ農林課の中で、県営土地改良事業が、柘野が済みまして、今、羽有地区が進んでいる状況にあります。この負担金というのは、10%程度施設費に対する負担金なんですが、今後、こういう有利な条件の整備事業、これはこれでおしまいなのか。これから先にどのような方向性がとられていくのか、また今、羽有地区にしましても、それから、柘野地区にしても高収益作物を作るんだということで始めてこられたんですが、その流れが、今後の今年に含めてどういうふうな流れに行くのか。そこんところ、町長に聞くべきですけど、農林課長のほうから。

#### ○山口 良浩農林課長

ただいま御質問のありました県営土地改良事業費でございます。

羽有地区、そして、柘野地区、事業が完成の方向に向かっているところでありますが、今後、さつま北部地区、鶴田、神子、求名、中津川、そして河川の工作物の大坪地区、求名でございます。そしてまた、防災減災ため池、小松原池、これは船木地区でございます。

今後においては、防災ため池、湯田の旧塘、新塘、そういうところへ順次計画的に、県のほうには要望をしているところでございます。

そしてまた、中山間総合整備事業についても、北部地区からまた別の地区のほうに、佐志地区とか、計画を進めているところでございます。

議員が言われたように、有利な事業を活用しながら、今、負担率が10%とか、8%とか、ございます。それをいかに住民の方々、支払いが少なくなるような事業を、私たちのほうで研究しながら、地域のほうには推進を図っていきたいというふうに考えるところでございます。

#### ○川口 憲男議員

課長もう一点、非常にいい事業を取り入れられて、今、柘野と羽有地区で生産性の上がる作物もされております。

私も、中山間総合整備事業は、それにつながるのかなあというような形もまたあったんですけども、住民の方々から、この2地区だけ、こういういい条件で整備が進むというのは、どうなのかということもありましたもんですから、改めて、さつま町として、こういう事業をどんどん広めていくという傾向にあるということが分かれば、農林業者にとっても、その励みができてくるんじゃないかと思うのですけれども、先ほど、この中山間総合事業も、そういうふうになっていくということになるような話でしたので、それに合わせて、羽有地区あるいは、柘野地区でサトイモ等をしていますけど、こういう高収益が上がる作物づくりにも努められるような流れをつくってほしいと思うのですけれども、その辺の考え方はどうなんでしょう。

#### ○山口 良浩農林課長

国の補助事業については、それぞれ要件がございます。議員が言われたように、高収益型の作物の生産とか、そしてまた、農地管理機構、農地バンクですね。農地バンクに土地を預けて、そうしなければできないという要件等ございます。

そしてまた一番大事なものは、地区の方々、地域の方々の合意形成が一番かというふうに考え

るところでございます。

今後は、議員が言われた作物も入ることはもちろんのこと、地域の合意形成に向けて、私たちのほうも取り組んでいかなければならないというふうに考えるところでございます。

**○宮之脇尚美議員**

今回の当初予算で各種の事業が計上されているわけでございますが、国の予算がまだ決定をいたしておりません。

従いまして、まだ未確定事業として留保分があるのかどうか。あれば、その額等をお示しいただきたいと思っております。

**○垣内 浩隆財政課長**

当初予算編成においての留保の見込みということでございますけれども、現段階で7億円ほど見込んでいるところでございます。

**○新改 秀作議長**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○新改 秀作議長**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号については、配布してあります議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第16「議案第19号 令和8年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第17「議案第20号 令和8年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第18「議案第21号 令和8年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第19「議案第22号 令和8年度さつま町上水道事業会計予算」、日程第20「議案第23号 令和8年度さつま町農業集落排水事業会計予算」

**○新改 秀作議長**

次は、日程第16「議案第19号 令和8年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から日程第20「議案第23号 令和8年度さつま町農業集落排水事業会計予算」までの議案5件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、議案第19号から議案第23号までの議案5件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

**○有川 美子議員**

1点だけ、お伺いをしてまいります。

議案第22号の上水道事業会計予算の中で、予算書の6ページをお開けいただきたいと思っております。

水道事業というのは赤字というところで、大変これから料金をどうやって上げるのか、上げなければならないのか、いろんな議論が進んでいく中で、11款2項5目の他会計負担金というのが、令和7年度は371万3,000円、そして、令和8年度は610万1,000円、238万8,000円増となっております。こちらのほうの説明を求めます。

○出水 隆水道課長

11款2項2目の他会計負担、他会計補助金のことだと思いますけれども、これが基準外繰入れのものでありまして、まず11款2項2目の他会計補助金のほうでございますけれども、それらにつきましては、一般会計補助金として974万1,000円ということで今回計上しておりますが、これにつきましては、職員の人件費1名分を基準外繰入れとして受け入れるものでございます。

また、5目の他会計負担金でございます。

こちらのほうが、先ほど質問をいただいた分でございます。610万1,000円、この内容としましては、企業債の償還利息に対する繰入金でございます。昨年度、新たに企業債を借入れた分の利息分が増えたものでございます。昨年と比較しますとプラスの238万8,000円増というような形になっております。

○新改 秀作議長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号から議案第23号までの議案5件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

---

△散 会

○新改 秀作議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月25日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前10時18分

令和8年第1回さつま町議会定例会

第 5 日

令和8年3月25日



令和8年第1回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 令和8年3月25日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議場

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番	岸良光	議員	2番	上別府ユキ	議員
3番	堅山秀樹	議員	4番	徳留和樹	議員
5番	橋之口富雄	議員	6番	古田昌也	議員
7番	桑波田大	議員	8番	武さとみ	議員
9番	宮之脇尚美	議員	10番	柏木幸平	議員
11番	有川美子	議員	12番	川口憲男	議員
13番	中村慎一	議員	14番	新改秀作	議員

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

早崎行宏	事務局長	神園大士	事務局長補佐兼議事係長
奥平一樹	議事係主任		

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上野俊市	町長	角茂樹	副町長
中山春年	教育長	富満悦郎	総務課長
大平誠	総合政策課長	垣内浩隆	財政課長
堀孝志	町民環境課長	川崎里志	ほけん福祉課長
内村千鶴	ほけん総括監	久保田春彦	こども課長
山口良浩	農林課長	太田竜也	産業・定住支援室長
原田健二	建設課長	出水隆	水道課長
木場哲志	消防長	藤園育美	教育総務課長
中村英美	社会教育課長		

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 4 号 さつま町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 2 議案第 5 号 さつま町公告式条例の一部改正について
- 第 3 議案第 6 号 さつま町情報公開条例の一部改正について
- 第 4 議案第 7 号 さつま町行政手続条例の一部改正について
- 第 5 議案第 8 号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 6 議案第 9 号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について
- 第 7 議案第10号 さつま町歴史民俗資料館施設条例の一部改正について
- 第 8 議案第11号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について
- 第 9 議案第12号 さつま町火入れに関する条例の一部改正について
- 第10 議案第13号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第11 議案第14号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第12 議案第15号 さつま町宮之城文化センター条例の廃止について
- 第13 議案第16号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について
- 第14 議案第17号 さつま町公共施設整備基金条例の一部改正について
- 第15 議案第18号 令和8年度さつま町一般会計予算
- 第16 議案第19号 令和8年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第17 議案第20号 令和8年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第18 議案第21号 令和8年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第19 議案第22号 令和8年度さつま町上水道事業会計予算
- 第20 議案第23号 令和8年度さつま町農業集落排水事業会計予算
- 第21 議案第25号 第3次さつま町総合振興計画基本構想の策定について
- 第22 議案第26号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第23 議案第27号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第11号）
- 第24 議案第28号 令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第25 議案第29号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 第26 議案第30号 令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第27 議案第31号 財産の処分について
- 第28 議案第32号 財産の処分について
- 第29 議案第33号 財産の処分について
- 第30 議案第34号 財産の処分について
- 第31 議案第35号 財産の処分について
- 第32 議案第36号 財産の処分について
- 第33 議案第37号 財産の処分について
- 第34 議案第38号 令和8年度さつま町一般会計補正予算（第1号）
- 第35 議案第39号 さつま町教育長の任命について
- 第36 議案第40号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第37 議案第41号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第38 議案第42号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第39 議案第43号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第40 議案第44号 さつま町人権擁護委員候補者の推薦について

- 第41 陳情第 1号 自衛隊弾薬庫建設計画に関し、誰でも参加できる住民説明会の開催を防衛省に求める陳情書
- 第42 発委第 1号 さつま町議会会議規則の一部改正について
- 第43 報告第 1号 令和7年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）について
- 第44 報告第 2号 令和7年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第3号）について
- 第45 報告第 3号 令和8年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第46 議員派遣の件
- 第47 閉会中の継続審査・調査の件

△開 議 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和8年第1回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

なお、常任委員会審査の過程で補足説明資料等に印刷誤りがあり、執行部から訂正の申出を受けて審査が行われております。配布のありました正誤表により、訂正されたものとして取り扱うことを御了承願います。

---

△日程第1「議案第4号 さつま町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、  
日程第2「議案第5号 さつま町公告式条例の一部改正について」、日程第3「議案第6号 さつま町情報公開条例の一部改正について」、日程第4「議案第7号 さつま町行政手続条例の一部改正について」、日程第5「議案第8号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」、日程第6「議案第9号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」、日程第7「議案第10号 さつま町歴史民俗資料館施設条例の一部改正について」、日程第8「議案第11号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」、日程第9「議案第12号 さつま町火入れに関する条例の一部改正について」、日程第10「議案第13号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第11「議案第14号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第12「議案第15号 さつま町宮之城文化センター条例の廃止について」、日程第13「議案第16号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、日程第14「議案第17号 さつま町公共施設整備基金条例の一部改正について」、日程第15「議案第18号 令和8年度さつま町一般会計予算」、日程第16「議案第19号 令和8年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第17「議案第20号 令和8年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第18「議案第21号 令和8年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第19「議案第22号 令和8年度さつま町上水道事業会計予算」、日程第20「議案第23号 令和8年度さつま町農業集落排水事業会計予算」

○新改 秀作議長

日程第1「議案第4号 さつま町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」から、日程第20「議案第23号 令和8年度さつま町農業集落排水事業会計予算」までの議案20件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔柏木 幸平総務厚生常任委員長登壇〕

#### ○柏木 幸平総務厚生常任委員長

皆さん、おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第4号 さつま町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、「議案第5号 さつま町公告式条例の一部改正について」、「議案第6号 さつま町情報公開条例の一部改正について」、「議案第7号 さつま町行政手続条例の一部改正について」、「議案第8号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」、「議案第14号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、「議案第17号 さつま町公共施設整備基金条例の一部改正について」、「議案第18号 令和8年度さつま町一般会計予算 関係分」、「議案第19号 令和8年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第20号 令和8年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、「議案第21号 令和8年度さつま町介護保険事業特別会計予算」及び「議案第23号 令和8年度さつま町農業集落排水事業会計予算」、以上の議案12件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その主な概要を申し上げます。

まず、議案第4号であります。

今回の制定は、さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、認可を受けた事業者が、公費負担の給付対象として適していることの確認を受けるための基準を定めるため、条例を制定するものであります。

質疑の中で、当該事業を含め、子ども・子育て支援事業については、手厚い支援がなされているものの、今後は乳幼児等が減少すると思われる。今後の保育所等の在り方について、どのように考えているかただしましたところ、出生数は年々減少し続けており、各保育所等の経営も苦しくなっている。各保育所等においては、様々な努力をされているが、出生数の減少については根本的な部分で何らかの措置が必要になってくると考えており、今後も継続して各保育所等と協議を行っていくとのことでありました。

この回答を受けて、今後は厳しい状況が見込まれるため、行政も積極的に関与しながら対応するように要請したところであります。

次は、議案第14号であります。

今回の改正は、消防庁次長通知により、条例準則の一部改正が行われたことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。改正の主な内容は、近年のサウナブームを背景に、屋内の浴室等でサウナ室に設置されているサウナ設備とは異なり、屋外でのテント等にサウナストーブを設置する簡易的なサウナ設備が増加していることから、必要な基準を定めるものであります。

質疑の中で、町内の一般サウナ設備における点検の実施状況についてただしましたところ、営業中の一般サウナ設備が4箇所、営業開始前の施設が1箇所あり、先般、東京都内でサウナ設備の火災が発生した際に、現地調査等を改めて実施したとのことでありました。また、消火器の設置状況については、定期的な立入検査の際に点検を実施しており、毎年消防署に提出される点検報告書を確認し、交換時期が過ぎているものについては指導を行っているとのことでありました。

次は、議案第17号であります。

今回の改正は、公共施設等において整備や長寿命化・除却等も含め、総合的に管理するための財源として柔軟に活用できるよう本条例の一部を改正するものであります。また、さつま町文化施設建設基金条例を廃止し、廃止前に積み立てられた現金等は、本条例による改正後の基金に積み立てられたものとみなすものであります。

質疑の中で、宮之城文化センターの廃止に伴い、今後は薩摩農村環境改善センターのさらなる利用が見込まれるが、今後改修等については検討しているのかただしましたところ、屋根や駐車場の舗装整備、照明等の改修を計画しているとのことであります。

次は、議案第18号の関係分であります。

歳出の2款1項5目、交通防災費には、防犯事業費として868万4,000円が計上されております。これは、町が管理する防犯灯の設置及び修繕に係る経費、防犯カメラの賃借料、各公民会が管理する防犯灯の設置及び修繕に係る費用への補助金、地区防犯協会への運営補助金等であります。

質疑の中で、防犯カメラの設置について、リース方式である理由と撮影された記録データの管理状況についてただしましたところ、これまでは工事請負費にて設置してきたが、リース方式のほうが費用を抑えることができることから、令和5年度からリース方式で設置している。また、記録データについては町で管理しており、事故の際の警察署への情報提供や行方不明者の捜査時に活用しているとのことであります。

次に、2款1項7目、企画費には、創生GDXセンター事業に係る経費として4,572万円が計上されております。これは、センターの運営やプロジェクトの進行管理に係る経費、先進地視察等に係る経費であります。

質疑の中で、業務委託料として4,450万9,000円が計上されているが、うましき里きららの楽校ではどのような活動を行っているのかただしましたところ、さつま町創生GDXセンターとして、コールセンター業務を行っており、今後はデジタル人材の育成や企業への伴走支援を行っていくとのことであります。また、当該施設においては現地調査を行い、高度なセキュリティ体制や実際の業務の様子を確認したところであります。

次に、2款1項12目、財産管理費には、財産管理事務費として8,948万9,000円が計上されております。これは、普通財産及び公用車等の維持管理費や、各施設の光熱水費、修繕費、公共施設等の清掃業務等に要する経費であります。

質疑の中で、公共施設清掃業務の委託料として4,685万円が計上されているが、前年度と比較して増額となった理由についてただしましたところ、これらの業務はシルバー人材センターに委託するものであるが、人件費の時間単価の上昇や、今年度末に行政財産から普通財産となる施設等の除草作業箇所が増えたこと等が主な要因であるとのことであります。

次に、2款3項1目、戸籍住民基本台帳費には、マイナンバー事業費として639万8,000円が計上されております。これは、マイナンバーカードの申請受付及び交付事務等を行うための経費であり、住基ネットワークシステムに係る機器賃借料等であります。

質疑の中で、マイナンバーカードの申請及び交付手続について、これまでも毎月、日曜日に開庁する等の対応をとっているが、令和8年度における日曜開庁の実施予定と職員体制についてただしましたところ、今年度と比較して令和8年度は、更新者数が2倍ほど見込まれることから、引き続き午前中に限り日曜開庁を行う予定であり、職員は2名体制での対応を考えている。また、令和9年度には更新者数がさらに増える見込みであることから、職員の体制や手続に必要な機器の増設等も含めて対応を検討していくとのことであります。

次に、3款1項2目、老人福祉費には、心の通う福祉の町づくり推進事業費として

1,812万8,000円が計上されております。これは、高齢者いきいきチケット事業に係る経費や高齢者クラブ連合会への補助金、敬老祝い金等の経費であります。

質疑の中で、高齢者いきいきチケットの交付状況が47%程度であることについて、利用状況は温泉が最も多く、次いでタクシー利用となっているとのことであるが、交付率を上げるために使用できる対象を見直す考えはないかたまたましましたところ、事業を開始した令和5年度以降、交付率は年々増加傾向にあるものの、利用者からも事業の見直しについての意見をいただいている。令和8年度に策定を予定している「高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」に併せて、アンケート調査の結果も踏まえながら、事業の見直しを検討するとのことであります。

次は、議案第21号であります。

歳出の2款1項1目、介護サービス給付費には、26億5,680万円が計上されております。これは、施設介護サービス給付費等の介護が必要とされる方を対象とする保険給付費であります。

また、歳出の2款1項2目、介護予防サービス給付費には1億1,658万円が計上されております。これは、支援が必要とされる予防対象者の保険給付費であります。

質疑の中で、在宅介護サービスの給付費が前年度と比較して減額となっている理由についてたまたましましたところ、令和6年度に訪問介護事業所数が廃業により減少した影響もあり、在宅介護から施設入所へ移行する傾向にある。その結果、在宅介護サービスの給付費が減少し、施設介護サービスの給付費が増加傾向にあるとのことであります。

最後に、空き家の課税の在り方について、特に町長の出席を求め、見解をたまたましたところであります。

長年にわたり放置された空き家に係る固定資産税の住宅用地特例の適用について、全国では空き家に対する住宅用地特例を解除し、空き家の解体・撤去の促進を図っている自治体がある。

本町も長年放置された家屋があるかと思うが、解体・撤去の促進を図るために、こうした対応を行う必要があるのではないか。また、近年の工事単価の増額に伴い、空き家の解体・撤去に係る補助金の補助率を見直すべきではないか町長の見解をたまたましたところ、本町においては、令和6年度時点で、空き家が約2,500件、そのうち老朽化して著しく利用困難と思われる家屋が約300件確認されている。これらの対応については、空家等対策の推進に関する特別措置法及び条例に基づき、家屋の所有者に対して連絡をとりながら、適正管理についての指導を行っているとのことである。

この特別措置法では、倒壊の危険等がある不良住宅を「特定空家等」として、そのまま放置した場合、いずれ特定空家等になるおそれのある空き家等を「管理不全空家等」として位置づけしており、所有者に対して改善指導を行っても是正が見られず、特別措置法に基づく勧告を行った場合は、当該宅地に対する固定資産税の住宅用地特例の適用対象から除外される仕組みとなっている。これまで、町民の安全な住環境を守るため、調査結果を有効に活用し、所有者と粘り強く交渉しながら適正管理をお願いしてきているところであるが、今後は、再三の指導にも関わらず放置され、周辺に著しい悪影響を及ぼす不良住宅に対しては、法に基づく勧告を厳格に実施し、固定資産税の住宅用地特例の解除を行うことで、危険家屋の解消につなげていきたいと考えている。また、解体・撤去に伴う補助金については、令和8年度から見直しを行ったところであるが、近年の物価高騰等が進んでいる状況と乖離している部分もあるため、ある程度、年限を区切って補助金の増額を行い、集中的に解体・撤去を促していくことで効果が出てくるものと考えている。これらの対応については、今後早急に協議を進めていきたいとのことであります。

この回答を受けて、補助事業の集中的な実施と、空き家に対する固定資産税の住宅用地特例の解除について検討され、空き家の解体・撤去の促進が図られるよう強く要請したところであり

ます。

以上、審査の概要等を申し上げましたが、報告の中で直接触れなかった事項につきましても、慎重に審査した次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔柏木 幸平総務厚生常任委員長降壇〕

#### ○新改 秀作議長

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔橋之口富雄文教経済常任委員長登壇〕

#### ○橋之口富雄文教経済常任委員長

おはようございます。文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第9号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」、「議案第10号 さつま町歴史民俗資料館施設条例の一部改正について」、「議案第11号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」、「議案第12号 さつま町火入れに関する条例の一部改正について」、「議案第13号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、「議案第15号 さつま町宮之城文化センター条例の廃止について」、「議案第16号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、「議案第18号 令和8年度さつま町一般会計予算」関係分及び「議案第22号 令和8年度さつま町上水道事業会計予算」、以上の議案9件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その主な概要を申し上げます。

まず、議案第10号であります。

今回の改正は、さつま町公共施設等総合管理計画に基づき、さつま町ふるさと薩摩の館を廃止することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

質疑の中で、寄託品の取扱いについてたどしましたところ、現在、所有者への意思確認を行っており、返却または寄贈による対応を進めているとのことであります。

次は、議案第12号であります。

今回の改正は、令和7年大船渡市林野火災を受けて、さつま町火災予防条例に林野火災注意報及び林野火災警報が追加されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

質疑の中で、規制強化により営農上の野焼きが困難になり、生産者に負担を強いるのではないかとたどしましたところ、火入れが制限されることで生産者に一定の負担を与えることは認識しているが、林野火災防止の観点から必要不可欠な改正である。大船渡市の事例等を踏まえ、安全確保を最優先に理解を求めたいとのことであります。

この回答を受けて、広報紙や防災無線による周知のほか、公民館長や消防団等、地域と連携した周知活動にも取り組まれるよう要請したところであります。

次は、議案第13号であります。

今回の改正は、東谷北団地1棟3戸及び中津川団地2棟5戸を用途廃止することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次は、議案第15号であります。

今回の廃止は老朽化により、さつま町宮之城文化センターを廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

廃止の理由として、施設は昭和48年の建設から52年が経過しており、老朽化が著しいこと、また、大規模改修を実施するとすれば多額の費用を要することに加え、地質調査の結果、良質な支持基盤の確認ができなかったこと等から廃止を判断したとのことであります。

次は、議案第18号の関係分であります。

まず、歳出の7款1項3目、観光振興事務費には、ねぶた購入関係の経費として511万7,000円が計上されております。

ねぶたについては、平成28年に寄附されたものが老朽化していることから、令和8年度から制作に入り、令和9年度の夏祭りから使用するものであります。

質疑の中で、ねぶたの発注方法は電話にて依頼予定とのことであるが、直接、現地を訪問して依頼すべきではないかたまたましたところ、今回は友好交流町である青森県鶴田町からねぶた師を紹介してもらい、ねぶた製作を依頼する計画である。今後、現地での詳細な協議等を含めて検討していきたいということであります。

この回答を受けて、高額な経費を投じて製作する「ねぶた」であることから、友好交流町として直接協議を行い、町の夏祭りにふさわしい作品の制作に取り組まれるよう要請したところであります。

次に、7款1項8目、移住定住促進費には、民間賃貸住宅改修事業補助として500万円が計上されております。本事業は、令和8年度から3年間の新規事業として実施するもので、建築後10年以上の既存賃貸住宅を対象に、住戸部分の改修費が1戸当たり50万円以上のものに補助するものであります。補助率は町内施工業者が改修費の2分の1、町外施工業者が3分の1で、いずれも上限額は500万円、申請回数は同一住宅で2回まで可能とするものであります。

質疑の中で、新規事業の予算が1件分のみだが積極的に募集し、件数を確保すべきではないかたまたましたところ、実績を見ながら対応するため、まずは1件分を計上したものである。需要が増えた場合は、補正予算で対応したいとのことであります。

次に、8款1項1目、土木総務費には、危険家屋解体撤去事業費として800万円が計上されております。

令和8年度から補助限度額の見直しを行い、特に危険度が高い家屋への補助を40万円から50万円に、通常の危険家屋への補助を20万円から30万円に引き上げるものであります。

質疑の中で、危険家屋解体撤去事業は補助限度額が引上げられたが、住宅リフォーム支援事業が現状維持である理由をたまたましたところ、危険家屋については、昨年的一般質問等の指摘を受け制度の見直しを行ったものである。リフォーム支援事業については、令和7年度の申請状況を踏まえ現状維持したとのことであります。

次に、10款2項1目、学校管理費、小学校共通管理費には、令和8年度から開始する合同水泳授業等に係る民間バス借り上げ料として247万1,000円が計上されております。

質疑の中で、各校で水泳授業を実施していた際と比較して費用対効果はどうか、また、使用しなくなったプール管理はどうなるかたまたましたところ、1校あたり2,000万円以上が必要な大規模修繕費を抑制できるメリットは大きい。併せて、引き続き、各校のプールを継続使用した場合、薬剤料や水道料などの通常の維持管理経費が継続的に生じることも考慮されているとのことであります。不使用となったプールについては、再度活用する場合に備え、プール機能を維持するため、水を張ったままメッシュシート等で被覆し、ボウフラや藻の対策を行う計画であ

るとのことです。

次に、10款3項2目、教育振興費、地域部活動推進事業費には、地域クラブ活動指導者謝金として69万円が計上されております。

質疑の中で、今回の謝金が剣道クラブのみを対象としている理由は何か、他の競技も平等に支援すべきではないかたまたまのところ、本事業は国・県の補助事業で、規約や活動計画が明確な「SAS-SYU～薩州～剣道クラブ」をテストケースとして計上した。年度途中でも申請は可能であるため、受皿となる団体の状況を慎重に見極めながら、他競技への拡大も検討していきたいとのことです。

この回答を受けて、特定の競技だけではなく、町内のスポーツ少年団やクラブ活動全体の状況を把握し、補助対象の拡大に向けた受皿整備の指導を行うよう要請したところでもあります。

次に、10款6項3目、学校給食費には、学校給食費助成費として3,065万6,000円が計上されております。令和8年度から国が進める学校給食費の抜本的な負担軽減に伴い、小学生については一人当たり月額5,200円を上限とする国の補助金に加え、物価高騰等による上昇分との差額を、町が助成することで保護者負担がゼロとするものであります。また、中学生については、国の補助対象外であることから、保護者負担額を現行の月額3,000円から2,000円に減額し、物価高騰等による上昇分との差額を町が助成するものであります。

質疑の中で、県内自治体で完全無償化とする動きはどの程度あるか、また、本町で中学生から徴収を続ける理由は何かたまたまのところ、県内本土25自治体を調査したところ、小中ともに負担なしの完全無償化が15団体、小学生のみ負担なしの中学生一部負担が本町を含む9団体、小中ともに一部負担金を徴収する団体が1団体という状況である。徴収を継続することについては、国からの補助がないことに加え、食の大切さを実感するためには一定の受益者負担は必要との町長方針による判断であるとのことです。

この回答を受けて、近隣自治体や国の動向を注視し、情報収集を行うよう要請したところでもあります。

次は、議案第22号であります。

収益的収入であります。11款1項1目、給水収益には、水道使用料として3億6,704万1,000円が計上されております。給水人口及び使用水量の減少に伴い、前年度と比較して554万7,000円を減額するものであります。

最後に、次の2点については、特に町長の出席を求め、見解をたまたまのところでもあります。

まず、スマート農業補助の補助率・上限額については、スマート農業に係る機械は高額となるため、普及・振興を図るためには補助率の引き上げや補助上限額の増額が必要ではないかたまたまのところ、スマート農業の重要性は十分に認識している。物価高騰により農業機械の価格上昇が続いている中、令和8年度は予算枠を増額した。まずは国・県の補助事業を優先的に活用いただき対象とならないものについては、町単独事業を活用する方針である。今後の経済情勢や補助金の申請・活用状況等を見ながら、補助率・上限額のさらなる見直しについても検討していきたいとのことです。

この回答を受けて、補助金の利用実績がない場合、補助率の低さが原因である可能性も否定できないことから、実験的にモデルケースを設けて効果を検証しながら振興を進めるなど、国・県補助事業との連携を図りつつ、補助制度の具体的な充実に向けて取り組んでいただきたいと要請したところでもあります。

次に、有害鳥獣対策事業における補助上限額の引き上げについては、電柵等設置補助の補助率が3分の1以内から2分の1以内に引き上げられたが、補助上限額は据え置きのみである。

実質的な補助増額にならないことから、上限額の引き上げが必要ではないかたまたましたところ、本事業は年間35件程度の実績があり、令和8年度予算額を120万円から150万円に増額して広く活用いただける体制を整えた。補助上限額の引き上げについては容易ではないものの、昨今の物価高騰の状況を踏まえ、令和8年4月以降に要綱改正を含めた対応を検討したい。併せて、集団化による取組を推進することで、国の事業も活用できることから、地域の周知・情報提供にも努めていきたいということでもあります。

この回答を受けて、地元集落での集団的な鳥獣対策の実績を踏まえ、地域住民に対して丁寧な周知徹底を図るとともに、補助上限額の引き上げについては、物価高騰の実態に即した具体的な対応をしっかりと進めていただきたいと要請したところでもあります。

以上、審査の概要等を申し上げましたが、報告の中で直接触れなかった事項につきましても、慎重に審査した次第であります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

[橋之口富雄文教経済常任委員長降壇]

#### ○新改 秀作議長

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[有川 美子議員登壇]

#### ○有川 美子議員

改めまして、おはようございます。所属をしております常任委員会が違いますので、文教経済常任委員長に質問をさせていただきます。

私が質問させていただくのは、「議案第18号 令和8年度さつま町一般会計予算」の10款6項3目、学校給食費の中、学校給食費の助成費として3,065万6,000円が計上されております。

小学生、中学生の児童生徒の保護者の負担軽減という観点からの補助でございますが、義務教育は小学校6年、中学校3年の9年間でございます。小学校を無償化にするのであれば、中学生も同時に無償化する、差をつけないというのが本来であると考えております。この審査過程について、再度説明を求めます。

[有川 美子議員降壇]

[橋之口富雄文教経済常任委員長登壇]

#### ○橋之口富雄文教経済常任委員長

ただいまの質問にお答えいたします。

議案第18号の学校給食センター関係分、10款6項3目、学校給食費助成費3,065万6,000円の審査過程についてであります。

本予算は、令和8年度から国が進める学校給食費の抜本的な負担軽減に伴うものであります。小学生については、一人当たり月額5,200円を上限とする国の補助金に加え、物価高騰等による上昇分との差額を町が助成することで保護者負担をゼロとするものであります。中学生については、国の補助対象外であることから、保護者負担額を現行の月額3,000円から2,000円に減額し、差額を町が助成するものであります。

審査の過程では、まず教職員に対する給食費補助についての質疑がありました。昨年度まで地産地消推進費として年額6,000円を補助していたものを、今年度は他自治体の動向も踏まえ、月額精算時に生じる100円未満の端数分を町が負担する形に変更したとのことであります。

次に、中学生の一部負担を継続する理由と他自治体の動向について質疑がありました。

県内本土25自治体を調査したところ、完全無償化が15団体、本町を含む一部負担継続が

9団体、小中ともに一部負担が1団体との状況であります。中学生から徴収を継続することについては、国の補助がないことに加え、食の大切さを実感するためには一定の受益者負担が必要との町長方針によるものとの回答がありました。

この回答を受けて、近隣自治体や国の動向を注視し、情報収集を行うよう要請したところであります。

なお、本委員会における審査は以上のとおりであり、これ以上の事項については審査しておりません。

以上が、審査過程の概要であります。

〔橋之口富雄文教経済常任委員長降壇〕

〔有川 美子議員登壇〕

#### ○有川 美子議員

再度、質問をさせていただきます。

今、小・中学校同時無償化についての審査過程の説明をいただきましたが、もう一点、国の補助金が小学生の保護者を対象に月5,200円来ておりますが、これは恒久的な財源の確保というところに私は疑問がございます。

なぜならば、この財源が確保できなければ、さつま町の財源にやはりその負担が将来かかってくると考えるからであります。この財源確保の点についての審査、議論というのはなかったでしょうか。

〔有川 美子議員降壇〕

〔橋之口富雄文教経済常任委員長登壇〕

#### ○橋之口富雄文教経済常任委員長

ただいまの質問にお答えいたします。

助成については、国の補助事業でありまして、その件につきましては、委員会のほうでは審査しておりません。

〔橋之口富雄文教経済常任委員長降壇〕

#### ○新改 秀作議長

ほかに質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第4号について、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第4号 さつま町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決します。

議案第4号に対する総務厚生常任委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第4号 さつま町特定乳児等通園支援事業の運営に関する

る基準を定める条例の制定について」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第5号から議案第17号までの議案13件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第5号 さつま町公告式条例の一部改正について」から「議案第17号 さつま町公共施設整備基金条例の一部改正について」までの議案13件を一括して採決します。

議案第5号から議案第17号までの議案13件に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第5号 さつま町公告式条例の一部改正について」から「議案第17号 さつま町公共施設整備基金条例の一部改正について」までの議案13件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第18号について、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第18号 令和8年度さつま町一般会計予算」を採決します。この採決は、起立によって行います。

各本案に対する各委員長の報告は、原案可決です。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

#### ○新改 秀作議長

起立多数です。よって、「議案第18号 令和8年度さつま町一般会計予算」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第19号から議案第23号までの議案5件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第19号 令和8年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第23号 令和8年度さつま町農業集落排水事業会計予算」までの議案5件を一括して採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第19号から議案第23号までの議案5件に対する各委員長の報告は、原案可決です。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

#### ○新改 秀作議長

起立全員です。よって、「議案第19号 令和8年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第23号 令和8年度さつま町農業集落排水事業会計予算」までの議案5件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

---

△日程第 2 1 「議案第 2 5 号 第 3 次さつま町総合振興計画基本構想の策定について」

○新改 秀作議長

次は、日程第 2 1 「議案第 2 5 号 第 3 次さつま町総合振興計画基本構想の策定について」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 2 5 号は、会議規則 3 9 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第 2 5 号 第 3 次さつま町総合振興計画基本構想の策定について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第 2 5 号 第 3 次さつま町総合振興計画構想の策定について」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第 2 2 「議案第 2 6 号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について」

○新改 秀作議長

次は、日程第 2 2 「議案第 2 6 号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 2 6 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論をおわります。

これから「議案第26号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について」を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第26号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について」は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね10時30分とします。

---

休憩 午前10時19分

---

再開 午前10時30分

---

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

△日程第23「議案第27号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」、日程第24「議案第28号 令和7年度国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」、日程第25「議案第29号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」、日程第26「議案第30号 令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第23「議案第27号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」から日程第26「議案第30号 令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」までの議案4件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、議案第27号から議案第30号まで一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第27号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」についてであります。

これは、保育所運営費に要する経費及び児童福祉費、障害者福祉費、社会福祉総務費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,181万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,935万円とするものであります。

次に、「議案第28号 令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

3号)」についてであります。

これは、償還金に要する経費及び特定健康診査等事業費、保健衛生普及費、医療費適正化対策費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,629万7,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第29号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」についてであります。

これは、健康診査費に要する経費及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業費、賦課徴収費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ257万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,841万円にしようとするものであります。

次に、「議案第30号 令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

これは、介護予防サービス給付費及び介護サービス給付費、介護予防・生活支援サービス事業費、高額介護給付費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,474万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億3,050万4,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○垣内 浩隆財政課長

「議案第27号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○内村 千鶴ほけん総括監

「議案第28号 令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○内村 千鶴ほけん総括監

続きまして、「議案第29号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」について、説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○川崎 里志ほけん福祉課長

「議案第30号 令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから順に質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第27号について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○宮之脇尚美議員

補正予算書の8ページですが、債務負担行為で弁護士費用の繰り上げを設定してあるのですが、この紫尾小学校の関係だと思んですけど、これについては、どのような状況になって

いるのか、説明をお願いします。

○原田 健二建設課長

町営住宅の関係で退去に伴いまして発生しました原状回復費用の請求業務の関係でございます。

これに関しましては、町営住宅退去に伴いまして19万6,570円について、相続人から分納誓約を受けておりましたところ、支払いが一度も行われておりませんでしたので、顧問弁護士の方に示談交渉を委任しまして、令和8年2月に分割払いの合意が成立をしております。

支払いについては、令和9年10月まで続くということになっておりまして、弁護士業務が今回、年度をまたぐという見込みで、今回の債務負担行為の設定となったところでございます。

○宮之脇尚美議員

大変失礼しました。勘違いしております。

それについては、回収見込みというのがあるのかどうか、そこら辺はどうなんですか。

○原田 健二建設課長

先ほど合意が成立したということで、説明させていただきました。

これに関しましての交渉によりまして、分割で納入いただくところが、令和8年3月からということで、これが令和9年10月までということでありまして、年度をまたぐということになっております。

○新改 秀作議長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第27号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第27号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号から議案第30号までの議案3件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○中村 慎一議員

それでは、2件ほど説明をお願いしたいのが、国保の補正予算の10ページでございます。

人間ドック補助で150万円の減額ということですが、これは概略、何人分ぐらいを減額されているのか、あまり人気がないのか、そこらをちょっと考えていきたいと思うんですが、

その内容を教えてください。

それともう一つ、介護保険の補正予算ですが、11ページでありますけれども、この介護サービス給付費と予防サービス給付費が減額になっている部分があります。

居宅介護サービス給付費の1,369万円の減額、それから、予防サービス給付費の1,170万9,000円、1,065万8,000円、これらについて、いろいろと今取り沙汰されているのが、専門職の不足とか、施設の関係等が原因として、いろいろ新聞等でも取り上げられておりますけれども、さつま町は高齢者が減少してきているといったようなことで、そういう認定率等の問題等で減少してきているんだとか、いろいろ原因があると思うんですが、そこらについて、御説明をお願いします。

#### ○内村 千鶴ほけん総括監

ただいま御質問がありました、国民健康保険事業に係る「人間ドック」の受診状況につきまして、説明させていただきます。

当初、一般・女性・脳ドック・PETドックと項目がありますけれども、実績としまして、脳ドックが当初の50件の見込みに対しまして18件、PETドックが20件の見込みに対しまして3件と、そういったところが申込みが少ない状況になっております。

#### ○川崎 里志ほけん福祉課長

ただいま質問いただきました件に関してですが、まず、介護認定審査会の回数が減っているというところで、こちらも減額になっております。

令和6年度の実績が1,230件。令和7年度の実績見込みが1,367件と若干増えてきているところではあります。高齢化率に伴う伸び率と比べますと、減少傾向にあるのかなということで見込んでいるところでもあります。

続きまして、この減少傾向にある部門につきましては、令和5年度にヘルパーステーションの閉鎖、併せましてグループホーム等の閉鎖というようなことも引き続き行われているところですが、人材の不足、サービス提供が困難になっている状況というのが起きているというところで、居宅でのサービス提供というのが難しくなっているという話を聞いているところでもあります。施設への入所、また施設等に確認したところ、入院への移行というところも多く出てきているというところでのサービスの減少ということにつながっているのかなということで分析しております。

#### ○中村 慎一議員

ただいま実情をお聞きいたしましたけれども、この人間ドック等は、非常に貴重な財源で、こういう機会を通して健康管理に注意をしていただくといったような、そういうことが、今回150万円の減額といったことでありますので、ここについてはまた、種類とか研究をされて、よりよいものに変えていただければというふうに思います。

それからもう一つ、介護の関係ですが、これについて今説明がありましたけれども、高齢者の減少とか、審査会の件数が少なくなったとか、それから施設が閉鎖されたりというようなことでありますので、非常にさつま町のこういう状況については、やっぱり全国と似たような感じで、難しい状況になりつつあるというようなことですから、そこらを分析されて、対策というのを講じていかないといけないというふうに思いますので、それについては努力をしていただきたいというふうに思っております。

#### ○川口 憲男議員

私も全く同じような考え方で、まず国保の人間ドックの何と言うのかな、補正をどの辺で見極めるのか。

同僚議員の説明にありますように、やっぱり人間ドック、いろんなことで高齢者の方にとっても大事な事業だと思うのです。これを減額するのではなくて、私もこのどの辺か、3月補正というのも当然のことですから、それをもう少し、どこかで判断するのか、その1点と、この介護保険の中の介護サービスですよね。今、新聞等でも、いろんなところで何て言いますか、介護をする人がいない、それから受ける側もそういうふうにな少ないというような実情を聞いているんですけど、そこあたりのところをもう少し精査されて、補正に持っていかれるべきと思うんですけど、この補正を組まれる、補正を出される時期、いつ頃されるんですか、3月当初ですか、それとももう少し早めで、こういう残が残るということを見極められる、課としてのあれが必要じゃないかと思うんですけど、その辺りの考え方というのはどうなのですか。

#### ○内村 千鶴ほけん総括監

ただいまの御質問で、人間ドックの補正の時期につきましては、やはり最終段階までは皆さんに御案内をしたり、周知のほうをして、受診勧奨を促しておりますので、また受けるタイミングが、やはり体調の問題であったりとか、通院をされている場合には、時期が後半になってくる方もいらっしゃると思いますので、後半で受ければ、やっぱり次の年度も後半でとか、1年後の経過を見て受診をされるという方々もいらっしゃると思いますので、やはり補正は、最終段階でということにしております。

#### ○川崎 里志ほけん福祉課長

ただいま、川口議員のほうから質問いただいた部分についてですが、やはりサービスを提供する側の育成、人材の発掘というところで、ほけん福祉課のほうでも、資格取得等に対する補助等を行っているところであります。

人材の育成等は、その辺りで事業者等にも負担を与えないというところで考えているところであります。

あと利用者のほうにつきましては、先ほど答弁の中でも、お話ししましたとおり、施設入所に関しましては、入院のほうに移行される方も多くなってきているというような状況もあるようでありまして、あと、サービスを提供する事業所のヘルパーステーション等の減少、それが施設のほうへの入所という形につながっているというのも話を聞いているところであります。そのような実績につきましては、やはり扶助費というところもありまして、実績に伴う減というところでしか分かりません。いつ何どき、突発的な介護等も発生するか分からないという状況にありますので、この段階での補正というところでみているところであります。

#### ○新改 秀作議長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号から議案第30号までの議案3件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、議案第28号から議案第30号までの議案3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第28号から議案第30号までの議案3件について、一括して討論を行います。

す。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第28号 令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から「議案第30号 令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」までの議案3件を一括して採決します。

お諮りします。議案第28号から議案第30号までの議案3件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第28号 令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」から「議案第30号 令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」までの議案3件は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね1時30分とします。

---

休憩 午前11時07分

---

再開 午後1時30分

---

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

△日程第27「議案第31号 財産の処分について」、日程第28「議案第32号 財産の処分について」、日程第29「議案第33号 財産の処分について」、日程第30「議案第34号 財産の処分について」、日程第31「議案第35号 財産の処分について」、日程第32「議案第36号 財産の処分について」、日程第33「議案第37号 財産の処分について」

○新改 秀作議長

次は、日程第27「議案第31号 財産の処分について」から、日程第33「議案第37号 財産の処分について」までの議案7件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、議案第31号から議案第37号まで一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第31号 財産の処分について」であります。

これは、さつま町学校跡地等利活用促進条例に基づき、永野小学校跡地の全ての土地及び建物を処分しようとするため、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第32号 財産の処分について」であります。

これは、永野小学校跡地及び永野保育所跡地の土地を処分しようとするため、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第33号 財産の処分について」であります。

これは、さつま町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第3条第1項第1号に基づき、佐志交流館の建物を処分しようとするため、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第34号 財産の処分について」であります。

これは、さつま町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第3条第1項第1号に基づき、山崎交流館の建物を処分しようとするため、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第35号 財産の処分について」であります。

これは、さつま町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第3条第1項第1号に基づき、神子地区コミュニティーセンターの建物を処分しようとするため、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第36号 財産の処分について」であります。

これは、さつま町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第3条第1項第1号に基づき、鶴田地区コミュニティーセンターの建物を処分しようとするため、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

最後に、「議案第37号 財産の処分について」であります。

これは、さつま町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第3条第1項第1号に基づき、柏原地区集会施設の建物を処分しようとするため、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○垣内 浩隆財政課長

「議案第31号 財産の処分について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○垣内 浩隆財政課長

続きまして、「議案第32号 財産の処分について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○中村 英美社会教育課長

「議案第33号 財産の処分について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○中村 英美社会教育課長

続きまして、「議案第34号 財産の処分について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○中村 英美社会教育課長

続きまして、「議案第35号 財産の処分について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○中村 英美社会教育課長

続きまして、「議案第36号 財産の処分について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○中村 英美社会教育課長

最後に、「議案第37号 財産の処分について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○新改 秀作議長

これから順に質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第31号について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第31号 財産の処分について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第31号 財産の処分について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第32号は、会議規則39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第32号 財産の処分について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第32号 財産の処分について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第33号は、会議規則39条3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第33号 財産の処分について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第33号 財産の処分について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第34号 財産の処分について」採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第34号 財産の処分について」は、原案のとおり可

決されました。

次に、議案第35号について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第35号は、会議規則39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第35号 財産の処分について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第35号 財産の処分について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第36号 財産の処分について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第36号 財産の処分について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第37号 財産の処分について」採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第37号 財産の処分について」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第34「議案第38号 令和8年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第34「議案第38号 令和8年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「議案第38号 令和8年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、公民館等管理運営費に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億2,183万5,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○垣内 浩隆財政課長

「議案第38号 令和8年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第38号 令和8年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第38号 令和8年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

---

〔中山 春年教育長 自主退席〕

△日程第35「議案第39号 さつま町教育長の任命について」

○新改 秀作議長

次は日程第35「議案第39号 さつま町教育長の任命について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「議案第39号 さつま町教育長の任命について」であります。

さつま町教育長の中山春年氏が令和8年5月9日付けをもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を任命しようとするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○富満 悦郎総務課長

それでは、「議案第39号 さつま町教育長の任命について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから本件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから「議案第39号 さつま町教育長の任命について」を採決します。  
お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第39号 さつま町教育長の任命について」は、同意することに決定しました。

〔中山 春年教育長 復席〕

---

△日程第36「議案第40号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○新改 秀作議長

次は、日程第36「議案第40号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「議案第40号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。  
さつま町教育委員会委員の白坂和美氏が、令和8年5月9日付けをもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を任命しようとするものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○富満 悦郎総務課長

「議案第40号 さつま町教育委員会委員の任命について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっています議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第40号 さつま町教育委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第40号 さつま町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

---

△日程第37「議案第41号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、日程第38「議案第42号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、日程第39「議案第43号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

○新改 秀作議長

次は、日程第37「議案第41号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」から日程第39「議案第43号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの議案3件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、議案第41号から議案第43号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第41号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

これは、さつま町固定資産評価審査委員会委員の松尾英行氏が、令和8年5月9日付けをもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を選任しようとするものであります。

次に、「議案第42号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

これは、さつま町固定資産評価審査委員会委員の久保浩美氏が、令和8年5月9日付けをもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を選任しようとするものであります。

次に、「議案第43号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

さつま町固定資産評価審査委員会委員の山口正展氏が、令和8年5月9日付けをもって任期満了となることに伴い、新たに、松山和久氏を委員に選任しようとするものであります。

今回の選任案3件につきましては、いずれも地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○富満 悦郎総務課長

「議案第41号 さつま町固定資産固定資産評価審査委員会委員の選任について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○富満 悦郎総務課長

次に、「議案第42号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○富満 悦郎総務課長

次に、「議案第43号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○新改 秀作議長

これから議案第41号から議案第43号までの議案3件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第41号から議案第43号までの議案3件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、議案第41号から議案第43号までの議案3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第41号について討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第41号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第41号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定しました。

次に、議案第42号について討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第42号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第42号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定しました。

次に、議案第43号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第43号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第43号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定しました。

---

△日程第40「議案第44号 さつま町人権擁護委員候補者の推薦について」

○新改 秀作議長

次は、日程第40「議案第44号 さつま町人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「議案第44号 さつま町人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、米良瑞枝氏が令和8年6月30日付けをもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

内容につきましては、町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○堀 孝志町民環境課長

「議案第44号 さつま町人権擁護委員候補者の推薦について」御説明させていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第44号 さつま町人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。本件は、提案された候補者を適任と認める意見をもって答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第44号 さつま町人権擁護委員候補者の推薦について」は、提案された候補者を適任と認める意見をもって答申することに決定しました。

---

△日程第41「陳情第1号 自衛隊弾薬庫建設計画に関し、  
誰でも参加できる住民説明会の開催を防衛省に求める陳  
情書」

○新改 秀作議長

次は、日程第41「陳情第1号 自衛隊弾薬庫建設計画に関し、誰でも参加できる住民説明会の開催を防衛省に求める陳情書」を議題とします。

本件について、防衛施設等調査特別委員長の審査報告を求めます。

〔古田 昌也防衛施設等調査特別委員長登壇〕

○古田 昌也防衛施設等調査特別委員長

それでは、当委員会に付託されました「令和8年陳情第1号 自衛隊弾薬庫建設計画に関し、誰でも参加できる住民説明会の開催を防衛省に求める陳情書」について、審査の過程と結果を御報告いたします。

本陳情は、さつま町宮之城屋地931-6 日本共産党さつま町くらしの相談室長 福元孝洋氏から提出され、令和8年2月3日に受理されたものであります。

陳情の主な趣旨は、さつま町中岳地区における自衛隊弾薬庫の建設計画に関し、防衛省からの説明が不十分であり、住民の間で安全性の根拠や災害時のリスク、避難計画、経済的損失への補償など、多くの不安が生じている。弾薬庫は住民の命と暮らしに直結する施設であり、住民と防衛省の双方向の対話なしに計画を進めることは、地域に大きな禍根を残す恐れがある。ついては、具体的かつ十分な情報公開を伴う、誰でも参加できる住民説明会の開催を要請するため、本陳情の採択を求めるというものであります。

なお、審査は、委員13名中1名が欠席のため、12名の出席委員により行ったものであります。

本陳情に対し、当委員会において審査を行ったところ、委員からは次のような意見が出されました。

「誰でも参加できる」という範囲が不明確である。落ちついた説明会を行うためには、対象をさつま町の住民に限定するべきではないか。

また、町長と議長が連名で防衛省に対し、住民への丁寧な説明を繰り返し強く要請している。議会としても町と一体となって動いている現状において、改めてこの陳情を採択し意見書を出す必要性は低いとの指摘がなされました。

さらに、町民の不安な声があること自体は重く受け止めるべきであるが、本陳情の内容をそのまま議会の意見として国に提出することは、これまでの経緯に照らしても困難であるといった意見も出されました。

以上の意見を受け、本陳情について採決を行ったところ、起立による採決の結果、賛成者はなく、全会一致により「不採択とすべきもの」と決定いたしました。

なお、不採択となりましたが、委員からは、「住民の不安の声があることは重く受け止めるべきであり、今後の要望活動等において、こうした声があることを踏まえて対応していくべきである」との補足意見があったことを申し添えます。

以上で、報告を終わります。

〔古田 昌也防衛施設等調査特別委員長降壇〕

#### ○新改 秀作議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔武 さとみ議員登壇〕

#### ○武 さとみ議員

本委員会の陳情審査の日に、私は体調不良のために出席できなかったために、質問を3点ほどさせていただきます。

まず1点目は、誰でも参加できるという範囲が不明確であるということについてなんですけれども、この件について、陳情を出された福元さんのほうに、どういうことなのかということを知りたいのかをまず質問します。

2点目に、「落ちついた説明会を行うためには、対象をさつま町の住民に限定すべきではないか」とか書かれてあるんですけれども、なぜ落ちついた説明会ができないというふうに言われたのか、どういう趣旨でこの意見を言われたのか教えてください。

それから、3点目に、「本陳情の内容をそのまま議会の意見として国に提出することは、これまでの経緯に照らしても困難である」といった意見も出されましたということでしたが、現在の国の情勢なんかもあると、とても不安である住民の気持ちをすごくこの陳情は出されていると思うんですけれども、なぜ、これまでの経緯に照らしても困難であるのかということについて、教えてください。

〔武 さとみ議員降壇〕

〔古田 昌也防衛施設等調査特別委員長登壇〕

#### ○古田 昌也防衛施設等調査特別委員長

ただいまの質問に対して、お答えいたします。

まず1点目、誰でも定義についてでございます。陳情者本人に確認を行ったかというお尋ねでございましたが、委員会として、陳情者に直接、確認は行っておりません。

しかしながら、委員会の審査の過程におきまして、誰でも参加できるという表現の範囲が不明確であるという意見が複数の委員から出されました。

一方で、陳情者の意図するところがさつま町の住民を対象としたものであったとしても、審査において、その点が大きな論点にはなりませんでした。

理由としては、町長と議長が連名にて、防衛省に対して、住民への丁寧な説明を繰り返し、繰り返し、強く要請をしていた経緯があります。

議会としても、町当局と一体となって要望活動を重ねており、改めて議会の意見書として同様の内容を提出することの必要性について、委員からは、そういった形で意見が出されました。

そのため、誰でも範囲の定義にはかわらず、これまでの要望活動の経緯、議会と町当局

の連携状況、手続上の整合性といった観点から審査の採決を行ったものであります。

また2つ目の「落ちついた住民説明会ができない」というところでございますが、審査の過程において、委員からは、過去の災害時の説明会、平成18年の説明会でも町外の方より收拾がつかなくなった経緯があり、同様のことが行われるのではないかという意見がありました。

続いて3点目は、報告書のほうでも言われましたが、そのことについては、町長・議長の連名、また、その他もろもろで強く本当に幾度も幾度も要請をしておりますので、その内容が含まれているということに関して、必要はないという判断で採決を行ったところであります。

〔古田 昌也防衛施設等調査特別委員長降壇〕

○新改 秀作議長

ほかに質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「陳情第1号 自衛隊弾薬庫建設計画に関し、誰でも参加できる住民説明会の開催を防衛省に求める陳情書」を採決します。この採決は起立採決で行います。

陳情第1号に対する委員長の報告は、不採択です。

「陳情第1号 自衛隊弾薬庫建設計画に関し、誰でも参加できる住民説明会の開催を防衛省に求める陳情書」について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○新改 秀作議長

起立少数でございます。よって、「陳情第1号 自衛隊弾薬庫建設計画に関し、誰でも参加できる住民説明会の開催を防衛省に求める陳情書」については、不採択とすることに決定しました。

---

△日程第42「発委第1号 さつま町議会会議規則の一部  
改正について」

○新改 秀作議長

次は、日程第42「発委第1号 さつま町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

〔宮之脇尚美議会運営委員長登壇〕

○宮之脇尚美議会運営委員長

ただいま議題となりました「発委第1号 さつま町議会会議規則の一部改正について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

本改正は、議場のデジタル化、さつま町議会DX推進事業に伴い、従来の起立や投票による表決に加え、電子表決システムを用いた採決を可能とするため、所要の規定を整備するものでございます。

改正の内容は、第81条第2項及び第87条において、電子表決システムを表決方法の選択

肢に加えるとともに、第81条の2を新設し、電子表決システムによる操作方法及び未操作時の取扱いを定めるものであります。

附則として、この規則は、公布の日から施行するものであります。

以上で、発委第1号についての提案の趣旨説明を終わります。

〔宮之脇尚美議会運営委員長降壇〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託は行いません。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「発委第1号 さつま町議会会議規則の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「発委第1号 さつま町議会会議規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第43「報告第1号 令和7年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）について」、日程第44「報告第2号 令和7年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第3号）について」、日程第45「報告第3号 令和8年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○新改 秀作議長

次は、日程第43「報告第1号 令和7年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）について」から、日程第45「報告第3号 令和8年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」までの報告3件を一括して議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。何かお聞きしたいことは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

---

△日程第46「議員派遣の件」

○新改 秀作議長

次は、日程第46「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、会議規則第129条の規定により、配布しましたと

おり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、配布しましたとおり派遣することに決定しました。

---

△日程第４７「閉会中の継続審査・調査の件」

○新改 秀作議長

次は、日程第４７「閉会中の継続審査・調査の件」を議題とします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則７５条の規定によって配布してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

---

△閉 会

○新改 秀作議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、令和８年第１回さつま町議会の定例会を閉会します。

閉会時刻 午後２時３８分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 新 改 秀 作

さつま町議会議員 有 川 美 子

さつま町議会議員 川 口 憲 男